

平成 24 年度 八王子市包括外部監査の結果報告書

- ① 消防・防災等事業に関する事務の執行について
- ② 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

平成 25 年 1 月

八王子市包括外部監査人

公認会計士 中 井 義 己

目 次

I	外部監査の概要	1
第1.	外部監査の種類	1
第2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
第3.	外部監査の実施期間	2
第4.	外部監査の補助者	2
第5.	利害関係	2
II	外部監査の方法	3
第1.	監査の視点	3
第2.	監査の範囲	4
第3.	主な監査手続	6
III	監査対象の概要	7
○	消防・防災等の事業に関する事務の執行について	7
第1.	消防に関する事業	7
第2.	防災等に関する事業	20
○	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について	31
第3.	消費者の生活安全対策等に関する事業	31
IV	監査結果の指摘及び意見	63
第1.	総括	63
第2.	消防事業に関する事務の執行について	69
第3.	防災等事業に関する事務の執行について	120
第4.	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について	173

(本報告書における記載内容の注意事項)

- ・ 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の金額と内訳の合計が一致しない場合がある。一部単位未満の端数を四捨五入して表示している場合には、四捨五入している旨の記載を行っている。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

- ・ 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として八王子市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、八王子市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方自治体の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

I 外部監査の概要

第1．外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2．選定した特定の事件（テーマ）

1．外部監査対象

- (1) 消防・防災等事業に関する事務の執行について
- (2) 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

2．監査対象部

八王子市生活安全部

3．外部監査対象期間

自平成23年4月1日至平成24年3月31日

ただし、必要があると判断した場合には、平成22年度以前に遡り、また、平成24年度予算の執行状況についても対象とした。

4．事件として選定した理由

(1) 消防・防災等事業に関する事務の執行について

日常の市民生活において、市民の生命、身体及び財産は予期せぬ災害により襲われる危険性を背負っている。一昨年、未曾有の大災害となった東日本大震災は記憶に新しい。このような国家的対応が迫られる災害に遭遇することも、もはや想定外とはいえない状況となっている。

災害に関する市民の関心が急速に高まっているなかで、市民生活の最先端で行われている消防・防災等について、それらの事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかどうかについて検証し、併せてこれらの事務の執行が経済的・効率的で効果的に実施されているかどうかなどについて、外部監査を実施する意義は大きいものと判断されるため、特定の事件として選定するものである。（生活安全部防災課）

(2) 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

「八王子ゆめおりプラン」に掲げる市の都市像の一つである「安全で快適に暮らせる心やすらぐまち」の実現のために、市民が消費者として安全で快適に暮らせるための諸施策を実施している。犯罪の巧妙化や高齢化が進む中、それら諸施策の事業についての事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかどうかについて検証し、併せてこれらの事務の執行が経済的・効率的で効果的に実施されているかどうかなどについて、外部監査を実施する意義は大きいものと判断されるため、特定の事件として選定するものである。（生活安全部暮らしの安全安心課）

（注：生活安全部暮らしの安全安心課における事業のうち、消費生活センターの事業は消費者とし、それ以外の事業は市民とする。）

第3．外部監査の実施期間

平成24年6月1日から平成25年1月16日まで

第4．外部監査の補助者

寺 田 聡 司	公認会計士
久 保 田 寛 志	公認会計士
松 本 浩 幸	公認会計士

第5．利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

Ⅱ 外部監査の方法

第 1． 監査の視点

1. 基本的視点

監査対象とした各事業について、次の 3 点を基本的な視点として、監査を実施した。

(1) 法規性の検討

消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業の事務の執行が、地方自治法、条例及びその他の法令に従い、適切に行われているかどうかを検討する。

(2) 経済性、効率性及び有効性の検討

消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業の事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているかどうかを検討する。

(3) 消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業への対応の検討

消防・防災等に関する施策及び消費者の生活安全対策等の施策に関し、八王子市の事務の執行がそれら事業にどのように配慮して行われているかどうかを検討する。

2. 監査の具体的視点

(1) 消防・防災等事業の監査の具体的視点

生活安全部防災課を対象に下記事項を主な視点として、監査を実施した。

① 消防組織の検討

八王子市の人口・面積等に対し、消防組織は適正に配備されているかどうか

② 災害に対する市としての対応の検討

災害等の緊急事態に備えるために、八王子市は適正な計画・対応を行っているかどうか

③ 消防・防災等に係る事業費の検討

消防・防災等事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に運営されているか

(2) 消費者の生活安全対策等事業の監査の具体的視点

生活安全部暮らしの安全安心課（消費生活センター含む）を対象に下記事項を主な視点として、監査を実施した。

① 暮らしの安全安心課（消費生活センターを除く）の役割の検討

市民が、市民生活を安全安心に暮らせるためのまちづくりに、暮らしの安全安心課は適切に対応しているかどうか

② 消費生活センターの役割の検討

消費者行政の重要性が認識されているなかで、また、高齢者比率がますます高まっていくなかで、消費者の安全を確保するため消費生活センターが適切に対応しているか

③ 消費者の生活安全対策等に係る事業費の検討

消費者の生活安全対策等事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に運営されているか

第2. 監査の範囲

監査対象とした事業科目は以下のとおりである。

歳 出 監査対象である生活安全部が所管する事業科目は以下の表のとおりである。

(単位：千円)

款	項	目	細 事 業 名 称	平成 23 年度 決算額
防災課／消防事業				
消防費	消防費	常 備 消 防 費	常 備 消 防 費	6,002,269
		非常備消防費	消 防 団 運 営 費	254,504
			消防団本部及び分団交付金	12,077
			出 場 手 当	33,345
			訓 練 ・ 研 修 等 旅 費	56
			消 防 ポ ン プ 車 等 管 理	12,804
			消 防 団 音 楽 隊	1,704
			消 防 団 機 能 別 分 団	134
			出 初 式	4,104
			消 防 団 事 務	3,821
		消 防 施 設 費	消 防 施 設 整 備	84,393
			消 火 栓 設 置 等 負 担 金	51,180
			消 防 施 設 管 理	393

(注) 「款・項・目」は地方自治法施行規則第15条に従った区分である。

Ⅱ 外部監査の方法

(単位：千円)

款	項	目	細事業名称	平成 23 年度 決算額
防災課／防災等事業				
消防費	消防費	災害対策費	震災対策	155,171
			防災倉庫整備	23,194
			震災対策設備	6,233
			防災行政ネットワーク整備	293,235
			水防対策	6,791
			危機管理	180
			気象観測	3,960
			急傾斜地対策	8,164
暮らしの安全安心課				
総務費	総務 管理費	生活安全費	生活安全対策	60,512
			生活相談	11,947
			生活環境対策	167
			消費生活対策	49,841
			交通災害共済事業	3,072
			防犯協会補助金	2,800
民生費	社会 福祉費	社会福祉 総務費	南多摩保護観察協会負担金	3,923

(注)「款・項・目」は地方自治法施行規則第 15 条に従った区分である。

歳入 生活安全部の歳入は、市債の発行及び東京都からの交付金等のみであり、これらは財務部財政課の管轄のため監査対象外とした。

第3．主な監査手続

上記、第1．の監査の視点を満足するために次のような監査手続を行った。

- 1．監査対象部署に対して、必要と考えられる資料の提出を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続を行った。
- 2．消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業に係る事業の予算・決算の状況等について、市担当から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。また、必要な資料を確認した。
- 3．消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業に係る事務の執行について、経済性・効率性及び有効性の面からの検証を行うため、これらの事業において、どのような業務処理や業務改善等がなされているかについての質問及び調査・分析を行った。

Ⅲ 監査対象の概要

○消防・防災等の事業に関する事務の執行について

第１．消防に関する事業

１．消防事業の概要

（１）消防事業の意義と市町村の責務

消防事業はその任務として、消防法及び消防組織法に規定されている。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする（消防組織法第１条）。

また、市町村の消防に関する責任として、同じく消防組織法に、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定されている（消防組織法第６条）。

具体的な消防組織として、市町村はその消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部または一部を設けなければならない（消防組織法第９条）とされている。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

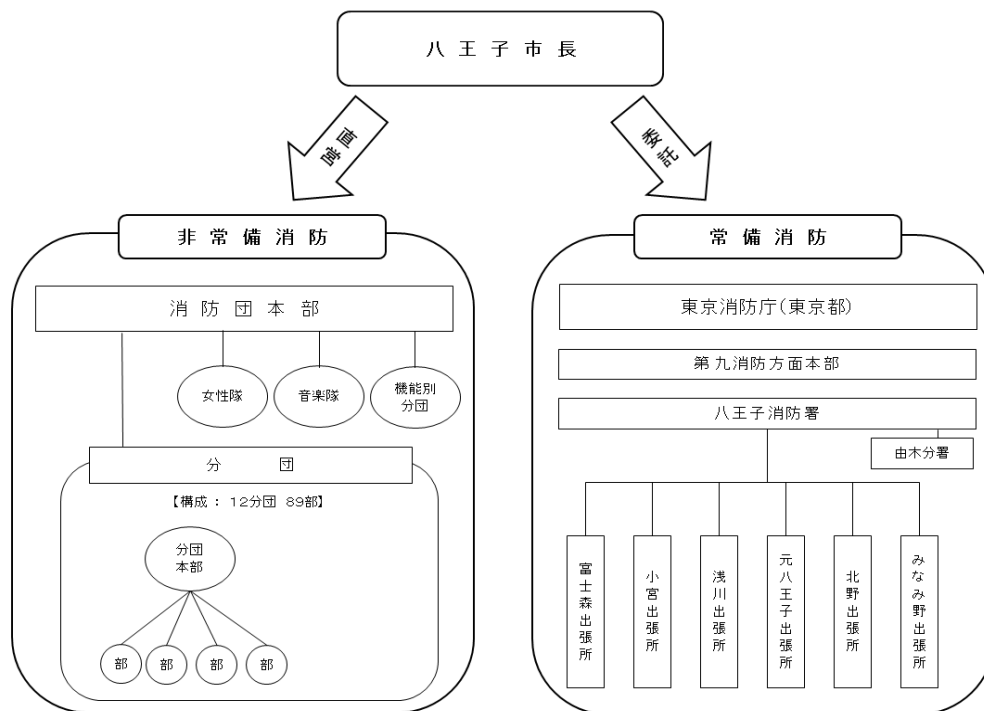
上記の法令に基づき、八王子市には、常備消防としての消防署・出張所があり、また、非常備消防としての消防団を設けている。

（２）八王子消防事務の概要図

常備消防及び非常備消防の概要図は以下のとおりである。

常備消防は、東京都へ委託している。東京消防庁の第九消防方面本部に属し、一つの署、一つの分署及び六つの出張所により構成されている。

一方、非常備消防組織は、八王子市消防団として組織され、団本部のもとに分団、音楽隊、女性隊及び機能別分団により構成されている。



(3) 分掌事務

消防事業の分掌事務は、八王子市組織規則において次のように定められている。

- ・ 常備消防の事務委託に関すること
- ・ 消防施設に関すること
- ・ 消防団に関すること

(4) 実施体制の推移

消防事業に係る事務執行は、生活安全部防災課消防担当が実施している。

消防担当の人員推移は以下のとおりである。

人員	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
消 防 担 当 （ 人 ）	4	5	5

(5) 根拠法令等

消防に関わる主な法令等は以下のとおりである。

- ・ 消防法、消防法施行令、消防法施行規則
- ・ 消防組織法

上記の他、市は消防に関する条例・規則を整備している。また、法的拘束力はないが、市町村が目標とすべき消防整備として、消防庁より「消防力の整備指針」が公表されている。

2. 常備消防

(1) 定義

常備消防とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している組織をいう。平成 23 年 4 月 1 日現在では、全国に 798 消防本部、1,711 消防署が設置されている（出典「消防白書」）。

(2) 常備消防の委託化

東京都の各市町村では、昭和 35 年以前までは独自で消防本部としての常備化を行っていたが、多摩地域の急速な市街地化に伴い、行政需要が著しく増え、市町村が独自に消防責任を果たすよりも一体的に処理することが消防行政上望ましいと考えられ、昭和 35 年以降逐次、東京消防庁へ消防事務が委託された。

八王子市においても昭和 35 年 4 月、東京都へ委託し、東京消防庁の管轄下となった。

(3) 沿革

昭和 18 年 10 月	八王子消防署が開署。
昭和 20 年 6 月	日野、町田、浅川出張所が開所。
昭和 23 年 3 月	消防組織法の施行に伴い八王子市消防本部が開設。 日野、町田、浅川出張所は分離独立し消防署となる。
昭和 23 年 9 月	小宮出張所が開所。
昭和 30 年 4 月	川口、加住、恩方、横山、元八王子、由井が八王子市となる。
昭和 31 年 7 月	現在の大横町 1 番 4 号に八王子本署移転。
昭和 33 年 7 月	元八王子出張所が開所。
昭和 34 年 4 月	浅川出張所が開所。
昭和 35 年 4 月	消防事務を東京都に委託。東京消防庁の管轄下となる。
昭和 38 年 4 月	富士森出張所が開所。
昭和 49 年 6 月	北野出張所が開所
昭和 59 年 3 月	由木出張所が開所
平成 6 年 9 月	小宮出張所の新庁舎が落成し、第九消防方面本部との合同庁舎となる。
平成 18 年 4 月	由木出張所が分署に昇格となる。
平成 23 年 4 月	みなみ野出張所が開所。

(4) 消防署員、消防車両等の推移

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
消 防 署 員 (人)	430	431	440
消 防 車 両 等 (台)	46	45	46

(5) 常備消防費（委託費）の推移

「消防委託事務の管理に関する経費負担に関する協定書」に基づいて、負担した額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
負 担 額 A	5,669,431	5,956,426	6,002,264
経 費 総 額 B	6,736,651	6,943,276	6,656,884
負 担 率 A/B%	84.2%	85.8%	90.2%

負担額とは、東京都へ委託している常備消防に対する市の負担額をいう。

経費総額とは、常備消防の施設・消防署員及び消防車両などの実際発生額として、東京都から通知を受けた金額である。

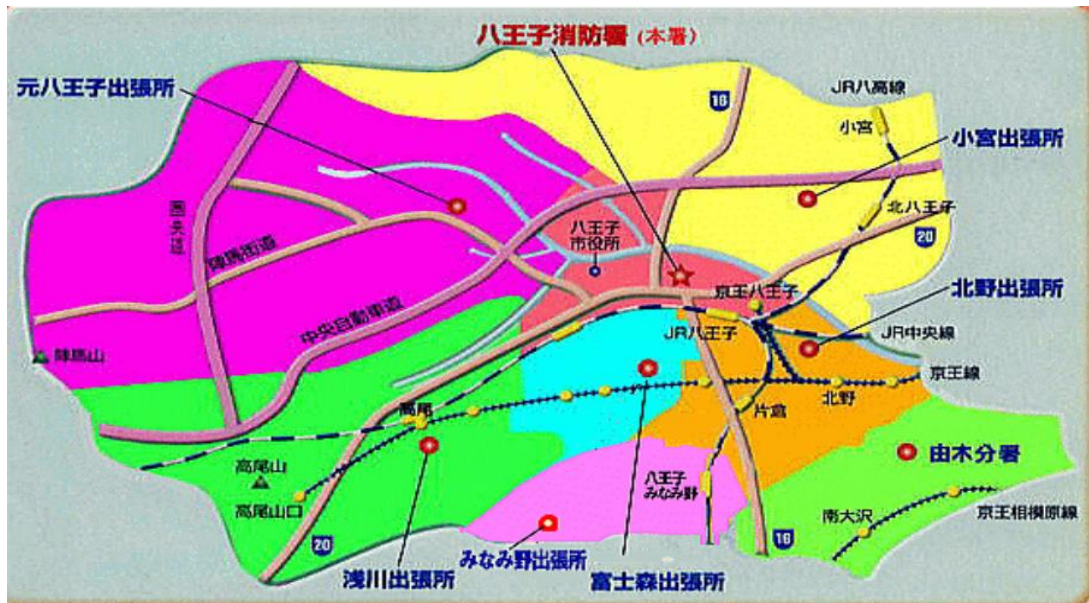
経費の詳細については以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

経 費 明 細	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人 件 費	5,363,919	5,508,208	5,433,479
経 常 経 費	750,600	748,905	797,075
物 件 費	68,107	79,421	81,303
維持補修費	27,380	21,783	26,007
活 動 費	631,594	626,239	667,143
そ の 他	23,518	21,461	22,620
投 資 的 経 費	622,131	686,162	426,329
庁舎建設費	387,949	512,715	253,377
車両等整備費	234,181	173,447	172,952
合 計	6,736,651	6,943,276	6,656,884

(6) 署所管轄地図

署所ごとの管轄図は以下のとおりである。



(7) 署所の地域別人口・面積及び署員数

東京消防庁による八王子市内の署所の配置を地域ごとに見ると以下のとおりである。

署 所	人口 (人)	面積 (km ²)	署員数 (人)
八 王 子 署	72,758	7.699	158
浅 川 出 張 所	58,231	34.124	38
北 野 出 張 所	60,991	9.812	38
小 宮 出 張 所	64,070	24.715	38
富 士 森 出 張 所	59,937	7.321	38
み な み 野 出 張 所	30,854	6.909	26
元 八 王 子 出 張 所	98,644	74.354	38
由 木 分 署	108,429	21.376	66
合 計	553,914	186.31	440

3. 非常備消防

(1) 定義

非常備消防である消防団は、消防組織法第 18 条を受けて、「八王子市消防団に関する条例」第 2 条に基づき設置されているものである。

Ⅲ 監査対象の概要

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っている。

平成 23 年 4 月 1 日現在、全国の消防団数は 2,263 団、消防団員数は 879,978 人であり、消防団はすべての市町村に設置されている（出典「消防白書」）。

消防団は、①地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住または勤務）②要員動員力（消防団員数は消防職員数の約 6 倍）③即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）といった三つの特性を活かしながら、初期消火や残火処理等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎょ等を、国民保護の場合は避難住民の誘導等を行うこととなっている。また、消防団は、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

八王子市の消防団は消防団本部（音楽隊、女性隊、機能別分団を傘下に含む）のほか 12 個分団 89 部によって編成されており、その構成員たる消防団員は、非常勤特別職の公務員として、常備消防である東京消防庁八王子消防署と連携して各種活動を行っている。

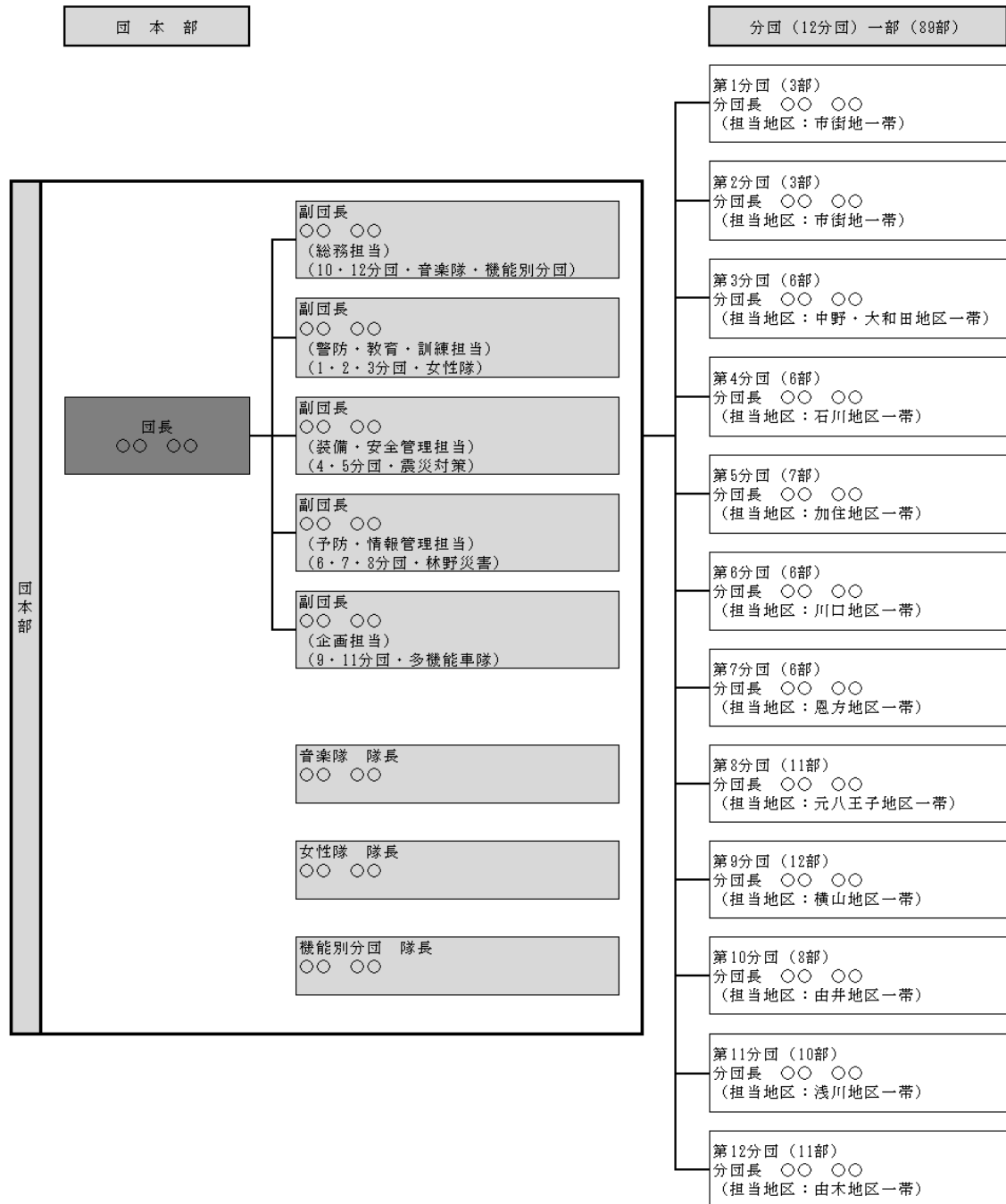
（２）沿革

明治 22 年 3 月	町制施行に伴い、天明年間に発足した八王子宿消防（10 組から 15 組）が 8 組に再編成された。
明治 42 年 10 月	蒸気ポンプ 1 台をイギリスから輸入、蒸気ポンプ消防組が常設となり、その費用は公費負担とした。そして常設組を加えて消防組は 15 組と強化された。
大正 6 年 9 月	市制施行（戸数 7,126 戸・人口 42,043 人）市制施行に伴い、翌年八王子消防審議会が設けられ、15 組のうち 3 組を常設消防組として市に移管、残る 12 組は各町運営とされた。
昭和 14 年 1 月	警防団令制定に伴い、消防組を廃し当時市長であった関谷源兵衛を団長とし、10 箇分団 363 名の団員をもって八王子市警防団が編成された。
昭和 23 年 3 月	消防組織法が公布、施行され、八王子市消防団と改称し旧警防団組織を母体とし、1 団体本部 9 分団、685 名の団員をもって八王子市消防団が設立された。初代団長に梶原誠治が就任。
昭和 30 年 4 月	市町村合併促進法に基づき、隣接 6 か村（横山村、元八王子村、恩方村、川口村、加住村、由井村）が合併され、翌年 4 月に同 6 か村の消防団を統合、10 箇分団 1,838 名となった。

Ⅲ 監査対象の概要

昭和 34 年 4 月	浅川村が合併され、翌年 4 月浅川町消防団が統合され、11 箇分団、団員 1,533 名となった。
昭和 39 年 8 月	由木村が合併、翌年 4 月由木村消防団が統合され、12 箇分団、93 箇部、団員 1,701 名となった。昭和 51 年 5 月 消防団員の配置について、ポンプ車を配置してある部は 20 人、可搬ポンプ付積載車の部は 15 人とし人員の適正化を実施した。
昭和 59 年 6 月	消防団音楽隊（隊員は消防団員）を新たに編成し、隊員 13 名で防火・防災思想の普及、広報啓発活動の任にあたる。
平成 7 年 1 月	1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災における災害支援活動として、1 月 20 日から 22 日までの間で救援物資の搬送を行った。
平成 7 年 10 月	女性消防団員を一般募集し 24 名の女性消防団員が入団した。活動は災害現場での後方支援、現場広報及び応急救護の任にあたる。
平成 9 年 1 月	1 月 2 日に発生した日本海島根県沖での重油流出事故における支援活動として、2 月 6 日から 8 日まで重油回収作業を行った。
平成 14 年 10 月	団員数の適正化を図り、1,701 名の定員を 1,590 名と改めた。
平成 18 年 4 月	組織改革を実施し、女性隊を発足した。
平成 22 年 4 月	団長・副団長の階級にあり退団した 23 名により、機能別分団を新たに編成。自主防災団体等からの要請により、防災訓練の支援を行うなど、地域防災の向上を図る。

(3) 組織構成



(4) 消防団員・設備等の推移

消防団の分団数、消防団員数及び定員の推移は、以下のとおりである。

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
分 団 数	12	12	12
消防団員数（人）	1,508	1,502	1,496
定 員（人）	1,590	1,590	1,590

消防団設備等の推移は、以下のとおりである。

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
消 防 車 両（台）	93	93	93
警戒バイク（台）	6	6	6
器 具 置 場	89 か所	89 か所	89 か所

(5) 非常備消防費の主な決算概要及びその内容

平成 23 年度の非常備消防事業に関する決算概要は、以下のとおりである。

① 消防団運営費

消防団を運営する経費のうち、消防活動を行うにあたり必要となる物品等を購入する経費及び管理経費を計上し、もって円滑な消防活動の遂行を図るための事業である。

(単位：千円)

消 防 団 員 経 費	216,306	団員報酬・共済費、退職報償費など
消 防 団 交 際 費	158	
消 防 団 管 理 経 費	38,039	被服費、光熱水費など
合 計	254,504	

② 消防団本部及び分団交付金

八王子市消防団員に対し、研修並びに消防団活動の指針の周知徹底を目的とした会議開催等の経費として交付し、それにより消防団の技術向上及び連帯意識の高揚を図るために実施する事業である。

その交付内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

消 防 団 本 部	1,400	本団運営費
分 団	10,677	分団運営費
合 計	12,077	

Ⅲ 監査対象の概要

③ 出場手当等

出場手当等は、各種の活動・訓練等に参加した場合に費用弁償として、消防団員に支払う事業である。

平成 23 年度における出火出場手当等の件数等は、以下のとおりである。

区 分	件数（件）	延人数（人）	金額（千円）
出 火 出 場 手 当	197	4,706	11,765
各 種 訓 練 出 場 手 当	185	4,301	10,752
特 別 警 戒 等 出 場 手 当	291	4,331	10,827
合 計	673	13,338	33,345

④ 消防ポンプ車等管理

常時、災害に対応できるように市で管理している消防自動車等の点検、整備、装備品の補充等事業であり、平成 23 年度末の消防ポンプ車等の保有状況は以下のとおりである。

区 分	保有数（台）
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	32
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	57
人 員 輸 送 車	2
山 林 用 警 戒 バ イ ク	6
多 機 能 型 消 防 車	1
防 災 活 動 車	1
合 計	99

⑤ 消防団音楽隊

出初式や火災予防運動など各種行事に参加し、演奏活動を通じて消防・防災意識の普及を図りその啓発を行う事業であり、平成 23 年度事業は以下のとおりである。

（単位：千円）

区 分	摘 要	金 額
公 式 行 事 参 加 手 当	参加回数 10 回	1,397
施 設 使 用 料 他	—	306
合 計		1,704

Ⅲ 監査対象の概要

⑥ 出初式

消防団員が一堂に会し、新年最初の演習を行う式関係の事業であり、平成 23 年度事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	金 額
出 場 手 当	2,660
委 託 料 他	1,444
合 計	4,104

(6) 消防施設費

消防施設費に関する事業の概要は以下のとおりである。

① 消防施設整備

(i) 防火水槽整備

震災時における消防水利を確保するため、耐震性貯水槽を新設する事業である。

設置数推移は以下のとおりである。

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
設 置 数	330 基	334 基	338 基

平成 23 年度防火水槽設置状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

設 置 場 所	金 額
富士森公園テニスコート駐車場（台町二丁目）	26,134
市民体育館分館競技場（散田町二丁目）	
市 有 地 （ 中 野 上 町 四 丁 目 ）	
東 3 ま ち の 広 場 （ 暁 町 一 丁 目 ）	

(ii) 器具置場整備

地域防災の拠点となる消防器具置場の市有地化及び RC 化を図り、消防施設の充実を図るための事業である。

区 分	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
設 置 数	89 棟	89 棟	89 棟

Ⅲ 監査対象の概要

平成 23 年度の主な器具置場新設整備事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	施行箇所	金 額
許 可 申 請 手 数 料 等	第 1 分団第 2 部ほか 2 か所	215
地 質 調 査 委 託	第 1 分団第 2 部	1,482
実 施 設 計 委 託	第 1 分団第 2 部、第 11 分団第 13 部	5,092
新 築 工 事	第 3 分団第 4 部	22,974
サ イ レ ン 設 置 工 事	第 3 分団第 3 部	1,295
解 体 工 事	第 3 分団第 3 部 (旧)・同第 4 部	11,889
合 計		42,949

② 消火栓設置等負担金

水道法により消火栓を整備した水道事業者に対し、同法及び消防組織法に基づき消火栓関係経費を負担し、消防水利の充実を図っている事業である。

市受託水道事業区域

(単位：千円)

区 分	数 量	金 額
新 設	20 基	8,561
移 設 ・ 補 修 ・ 撤 去	87 基	27,686
消 防 用 水	2,116 m ³	854
合 計		37,102

多摩ニュータウン区域

(単位：千円)

区 分	数 量	金 額
新 設	7 基	3,565
移 設 ・ 撤 去	20 基	10,475
消 防 用 水	89.2 m ³	36
合 計		14,077

③ 消防施設管理

東京消防庁が指定した消防水利について、消防法及び消防組織法に基づき維持・管理を行う事業であり、修繕等の実績は以下のとおりである。

平成 23 年度防火水槽等修繕実績

区 分	平成 23 年度整備数	金 額
防 火 水 槽 等 修 繕	4 か所	269 千円

第 2. 防災等に関する事業

1. 防災等事業の概要

(1) 防災等事業の意義と市町村の責務

防災等事業は、災害対策基本法第 1 条の趣旨に基づいて、各地方自治体が実施すべき事業及びそれに関連して行われるべき事業として、八王子市全体で取り組んでいる事業である。

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

災害対策基本法における市町村の責務として、第 5 条に次のように記載されている。

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

さらに、防災事業の具体的行動に関して、災害対策基本法第 16 条第 1 項に、「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く」及び同法第 42 条第 1 項に、「市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災事業計画または当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない」旨の規定がある。

上記の趣旨に則り、八王子市では、八王子市長を議長とする防災会議を設置し、八王子市地域防災計画を策定している。八王子市の関わりとしては、防災課が防災会議の事務局となり、実質的な運営全般業務を担っている。また、地域防災計画に係る策定・見直し業務についても、防災課が主体的な素案を作成・取りまとめを行っている。すなわち、災害対策基本法における防災会議の運営及び地域防災計画の

策定の実務に関して、八王子市防災課が果たす役割は非常に重要なものとなっている。

(2) 防災会議

災害対策基本法第 16 条の規定により、市域に係る地域防災計画の策定及び実施推進のため、防災会議を開催している。八王子市における防災会議は、「八王子市防災会議条例」に従い運営されている。

防災会議の所管事務としては、八王子市防災会議条例第 2 条において

- ① 八王子市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ② 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- ③ 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務と規定されている。

防災会議の会長は、市長をもってあてることとされており、防災会議の委員は以下に掲げる者をもってあてることとされている。

- ① 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- ② 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- ③ 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
- ④ 市の職員のうちから市長が任命する者
- ⑤ 市の教育委員会の教育長
- ⑥ 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者及び八王子消防団長
- ⑦ 指定公共機関、指定地方公共機関または公共的団体の役員または職員のうちから市長が任命する者

なお、平成 24 年 6 月 27 日に「災害対策基本法の一部を改正する法律」が公布・施行されたことに伴い、平成 24 年 12 月 19 日に八王子市防災会議条例第 2 条が次のとおり改正された。

- ① 略
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

また、第 3 条で任命される構成委員が追加された。

Ⅲ 監査対象の概要

平成 24 年 3 月 30 日時点での防災会議構成員の概要は以下のとおりである。

区 分	人 数（人）
八 王 子 市 長 （ 会 長 ）	1
指 定 地 方 行 政 機 関 の 職 員	2
自 衛 隊	1
東 京 都 の 職 員	2
警 視 庁 の 警 察 官	4
東 京 消 防 庁 吏 員	2
消 防 団	1
指 定 公 共 機 関	7
指 定 地 方 公 共 機 関	7
公 共 的 団 体	9
市 教 育 長 （ 注 ）	1
市 の 職 員	2
合 計	39

（注）市長交替に伴い会議前の 2 月 28 日に前教育長が退任し、会議後の 4 月 1 日に所定の手続きを経て新教育長が選任されている。そのため、職務代理者である学校教育部長が会議に出席している。

（３）八王子市地域防災計画の概要と経緯

市町村地域防災計画の内容については、災害対策基本法第 42 条第 2 項において、次に掲げる事項について定めるものとされている。

- ① 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- ② 当該市町村の地域に係る防災施設の新設または改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報または警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- ③ 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

八王子市地域防災計画の内容は、中央防災会議作成の防災基本計画さらには東京都防災会議作成の東京都地域防災計画を基に、八王子市の特徴・特色を織り込んだ内容となっている。

八王子市地域防災計画は、適宜見直しがなされており、最近での改訂状況は以下のとおりである。

改正年月	改正の概要
平成 16 年 3 月	≪ 全面改訂 ≫ ・ 自助・共助・公助の考え方の明示 ・ 危機管理計画策定 ・ 復旧復興計画の対応手順 ・ 東海地震における対応の見直し
平成 20 年 3 月	≪ 一部修正 ≫ ・ 被害想定の見直し ・ 減災目標策定 ・ 法改正に伴う見直し ・ 組織体制の見直し

今後は、平成 25 年度中に八王子市地域防災計画の全面改訂を予定している。その背景として、東京都が平成 24 年 11 月に東京都地域防災計画の見直しを行い、公表に至っていることがある。それをうけて、八王子市では地域防災計画の見直しを行う予定であるとのことである。

現時点では、以下の項目について見直しを予定している。

- ・ 本市の被害想定及び減災目標の見直し
- ・ 自助・共助・公助それぞれの主体の防災力向上と連携
- ・ 住民、事業者等の防災力向上
- ・ 耐震性を備えた都市づくり
- ・ 自治体間連携の強化
- ・ 国及び東京都の各計画の見直しを踏まえた原子力災害対策の推進
- ・ 避難対策の充実
- ・ 帰宅困難者（駅周辺滞留者）対策強化
- ・ 避難所運営をはじめとする女性の視点に立った防災対策の推進

八王子市地域防災計画は、市のホームページ等で開示されており、市民が容易にその内容について知ることが出来るようになっている。計画自体は、非常に膨大な量となっているが、コンパクトな概要版を別途作成していることは、市民周知の観点からは評価に値するものと思われる。

(4) 分掌事務

防災事業の分掌事務は、八王子市組織規則において次のように定められている。

- ① 防災の計画及び調査に関すること。
- ② 震災、水防等災害対策に関すること。
- ③ 防災行政無線に関すること。
- ④ 自主防災組織に関すること。
- ⑤ 気象の観測及び予報の解説に関すること。

(5) 実施体制の推移

防災等事業に係る事務執行は、生活安全部防災課防災庶務・計画施設担当（以下、防災担当という）が実施している。

各担当の人員推移は以下のとおりである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
防災庶務担当（人）	5	5	5
計画施設担当（人）	4	4	4

(6) 根拠法令等

災害に関わる法令等は、内閣府より災害対策関係法律としてホームページに掲載されている。基本法として、災害対策基本法・災害対策基本法施行令・災害対策基本法施行規則があり、市としても条例等を定めている。

2. 防災課の事業概要

防災課防災担当は、平成 23 年度において以下の事業を執行している。

- (1) 震災対策
- (2) 防災倉庫整備
- (3) 震災対策設備
- (4) 防災行政ネットワーク
- (5) 水防対策
- (6) 危機管理
- (7) 気象観測
- (8) 急傾斜地対策

以下、具体的事業内容は次のとおりである。

Ⅲ 監査対象の概要

(1) 震災対策の事業概要

震災対策の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項 目	金 額
防 災 会 議 委 員 報 酬	144
自 主 防 災 組 織 助 成 資 器 材 購 入 費	15,775
市 民 啓 発	100
総 合 防 災 訓 練 実 施 経 費	2,901
起 震 車 管 理 経 費	1,567
家 具 転 倒 防 止 器 具 等 助 成 事 業	133,389
防 災 事 務	733
八 王 子 防 火 防 災 協 会 補 助 金	560
合 計	155,171

(2) 防災倉庫整備の事業概要

防災倉庫整備の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

整 備 内 容	場 所 等	金 額
備 蓄 品 購 入 等	米 、 パ ン 、 他	22,606
防 災 倉 庫 維 持 管 理	館 町 防 災 倉 庫 他	587
合 計		23,194

(3) 震災対策設備の事業概要

震災対策設備の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項 目	金 額
地 域 配 備 消 火 器 等 整 備 費	4,603
飲 料 用 貯 水 槽 整 備 費	1,629
合 計	6,233

Ⅲ 監査対象の概要

(4) 防災行政ネットワークの事業概要

防災行政ネットワーク整備の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項 目	金 額
防 災 行 政 無 線	92,552
デ ジ タ ル 式 地 域 無 線	196,350
特 設 公 衆 電 話	4,332
合 計	293,235

(5) 水防対策の事業概要

水防対策事業の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項 目	金 額
出 場 手 当	4,500
委 託 料	773
需 用 費 等	1,518
合 計	6,791

(6) 危機管理の事業概要

危機管理事業の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項 目	金 額
危 機 管 理 研 修 謝 礼	180

(7) 気象観測の事業概要

気象観測の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項 目	金 額
気 象 観 測	1,780
防 災 気 象 情 報 提 供	2,179
合 計	3,960

(8) 急傾斜地対策の事業概要

急傾斜地対策の具体的事業及び決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

項 目	金 額
初 沢 地 区 工 事 負 担 金	5,358
南 浅 川 地 区 工 事 負 担 金	2,806
合 計	8,164

3. 防災に関する事業に係る行政評価

八王子市では、まちづくりの基本構想・基本計画を定めた「八王子ゆめおりプラン」の進行管理のために、年次で行政評価を行っている。行政評価の結果は、行政評価報告書の形式にて八王子市のホームページ等で開示されている。

評価結果の種類は、大きく以下の3種類がある。

・担当部署による評価

施策・事業を担当している部署による自己評価で、施策目標の達成に向けて事業をどのように展開していくべきかを評価する。

・外部評価委員会による評価

学識経験者・市民等により構成された委員により、事業仕分け的手法を用いて事業再点検を実施している。

・市民アンケート調査

八王子ゆめおりプランに掲げる施策に示された「めざす方向」のまちになっているか（実現度）、この施策を推進することをどの程度重視するか（重視度）についての市民意識の調査を実施している。

① 担当部署による評価

防災に係る事業について、平成24年度行政評価報告書における担当部署による評価結果の概要（一部抜粋）は、以下の表のとおりである。

平成24年度行政評価は、単年度実績に対する評価ではなく、ゆめおりプラン（平成15年度～平成24年度）の計画期間の実績に対する総括的評価と位置づけており、以下に記載の事務事業及び施策評価もその内容となっている。

Ⅲ 監査対象の概要

事務事業名	主な取組	達成度
災 害 対 策	・ 自主防災組織の拡大 ・ 家具転倒防止器具の助成 ・ 防災倉庫の修繕 ・ 備蓄品の整備、拡充 ・ 地域協働復興模擬訓練の実施	A
防災情報管理	・ 防災行政無線の増設 ・ 地域防災無線のデジタル化	A
危険事前対応事業	・ 急傾斜地崩壊防止事業	A
耐震改修促進	・ 関連補助金の窓口を住宅対策課に一本化 ・ 新たに、木造住宅簡易耐震改修工事補助金を創設 ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進	A
配 水 事 業	・ 既存の経年管を耐震性の高い管へ取り替える	B
建設改良事業	・ 災害に強い管の新設や、ループ化などによる安定供給	B
飲用水供給施設整備補助	・ 未給水地域における簡易給水設備に関する補助金	B

(注) A：十分達成できた B：概ね達成できた

C：やや不十分だった D：不十分だった

なお、上記事務事業評価は施策 28 の施策評価から抜粋しているため、本包括外部監査の対象所管である生活安全部以外の部署が所掌する事務事業評価も含んでいる。

加えて、施策の達成度の総括として、以下の記述がある。

『家具転倒防止器具の助成(9,066世帯へ無料配布)、防災行政無線の増設(25基)、元八王子地区町会・自治会連合会及び関係機関との合同による総合防災訓練、ニュータウン地区を対象とした地域協働復興模擬訓練の実施など、市民等との協働による施策を行いました。また、平成23年3月11日の震災を受け、市民の防災に対する意識が高まる中、市としても、共助の重要性を伝え、結成促進を行った結果、自主防災組織結成率の向上(71.9%→74.2%に上昇)につながりました。その他、消防団員の活動環境整備、木造住宅耐震改修工事補助金の創設を行うなどの取り組みも実施し、かつ施策評価指標も概ね目標に達していることから、総合的に鑑みて、施策目標に対して十分達成できたと評価します。』

上記の総括的評価として、「十分達成できた」との評価をしている。また、今後の課題として、住民による防災活動をさらに推進し、地域特性に応じた課題検討を行うとともに、速やかな震災復興に向け、マニュアル策定や条例制定等、庁内体制を事前に整える必要がある旨のコメントを付している。

② 外部評価委員会による評価

平成 24 年度行政評価報告書では防災に関する事業は対象とされていない。平成 23 年度行政評価報告書において、震災対策設備事業のうち、地域配備消火器等整備及び飲料用貯水槽整備費について評価を実施している。

これらの評価内容及びその対応策については、「Ⅳ 監査結果の指摘及び意見」の項で記載している。

③ 市民アンケート調査

市民アンケートの調査項目は市政全体に対して行われているが、そのうち、防災に関する事業に関連する項目は、「安全で安心なまちづくり」（施策番号 28）が該当する。

ここに該当する「この施策のめざす方向」は、以下のとおりである。

『地震や台風、火災などの災害から、市民の生命や財産、生活を守り、安全で日々安心した暮らしができるまちづくりをめざします。市民の防災意識の啓発をすすめ、地域の防災体制を充実するとともに、災害後の復興のしくみづくりにも力を注ぎます。主要なライフラインとしての水道については、常時安定供給をはかるとともに、限りある水資源の有効利用につとめます。』

上記施策に関する市民アンケートの調査結果は、以下のとおりとなっている。

質 問	回 答	平成 23 年度	平成 24 年度	増 減
この施策のめざす方向になっていると思いますか？ (施策の実現度)	なっている	17.8%	13.3%	△4.5%
	ややなっている	37.4%	30.7%	△6.7%
	あまりなっていない	17.6%	20.4%	2.8%
	なっていない	3.6%	4.4%	0.8%
	わからない	18.8%	17.4%	△1.4%
	無回答	4.8%	13.8%	9.0%
この施策を推進することをどの程度重視しますか？ (施策の重視度)	重視する	62.7%	58.3%	△4.4%
	やや重視する	21.2%	19.0%	△2.2%
	あまり重視しない	4.1%	3.5%	△0.6%
	重視しない	0.7%	0.3%	△0.4%
	わからない	5.9%	3.9%	△2.0%
	無回答	5.4%	15.0%	9.6%

上記 2 期比較を実施した場合、以下の 2 点の傾向が見受けられる。

- ・ 施策の重視度に比べて、施策の実現度が低い
- ・ 施策の実現度が減少している

このような傾向の背景には、東日本大震災以降の市民感情として、行政が行う防災対策に対する期待感が高まっていることがあるように思われる。しかし、市民にとって具体的な施策としての身近な施策（例えば、家具転倒防止器具設置助成）は評価になって示されると思うが、推進している事業が防災事業とは認識されにくい施策（例えば、備蓄品の保管などは市民には見えにくい）は直接的な評価には表われにくいものと思われる。

防災等事業は、市民の意識が非常に重要であることを考えると、啓発及び広報活動を絶え間なく実施することが必要である。

○消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

第3．消費者の生活安全対策等に関する事業

1．消費者の生活安全対策等事業

消費者の生活安全対策事業は、主として、生活安全部暮らしの安全安心課（以下、「暮らしの安全安心課」とする。）が実施している。八王子市は、平成 15 年 3 月に策定した八王子ゆめおりプランで、「一人ひとりが大切にされ共助で築くふれあいのまち」を一つの都市像として定めている。

暮らしの安全安心課は、その都市像達成の役割を担うため、当該事業を実施する所管課として平成 15 年の組織改正により明確に位置付けられ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくり、さらに、安全安心な消費生活の実現を目指している。なお、消費者の生活安全対策事業のうち、市民の安全で安心な消費生活の確保については、暮らしの安全安心課管轄の消費生活センターが担っている。

2．沿革

（1）暮らしの安全安心課（消費生活センター除く）

平成 14 年 12 月	八王子市生活の安全・安心に関する条例の制定。
平成 15 年 4 月	八王子市生活の安全・安心に関する条例の施行。
平成 15 年 8 月	組織改正により、生活安全部暮らしの安全安心課を設置し、組織改正前に総務部庶務課、市民部市民課及び都市整備部交通対策課が担当していた業務を引き継ぐ。
平成 19 年 3 月	八王子市生活の安全・安心に関する条例の改正。
平成 19 年 4 月	（改正）八王子市生活の安全・安心に関する条例の一部施行。
平成 19 年 4 月	住宅防音工事申請受付の事務を環境部環境保全課に所管替え。
平成 19 年 4 月	親切運動に関する事務を市民活動推進部協働推進課に所管替え。
平成 23 年 4 月	交通災害共済事務のうち、特別加入会費予算を健康福祉部障害者福祉課に所管替え。
平成 24 年 4 月	南多摩保護観察協会負担金（その他保護司関連）の事務を子ども家庭部児童青少年課に所管替え。

(2) 消費生活センター

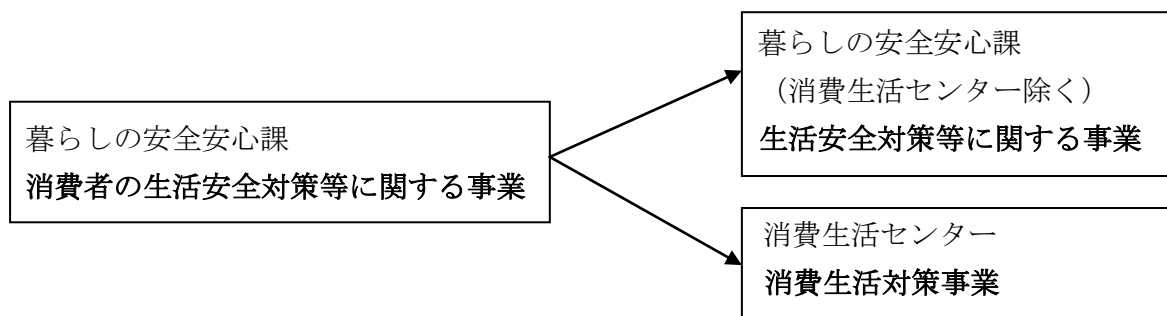
昭和 43 年 5 月	消費者保護基本法の制定・施行。
昭和 43 年 7 月	経済部商工観光課商工係に「消費者保護対策に関すること」の事務が加わる。
昭和 46 年 11 月	経済部商工観光課に消費経済係設置。
昭和 50 年 9 月	組織改正により、消費生活係に改正。
昭和 51 年 12 月	消費者センター設立に関する請願書が、八王子母親大会連絡会・八王子消費者の会より出される。
昭和 51 年 12 月	上記請願書が採択される。
昭和 52 年 4 月	消費者センター設立準備委員会発足。
昭和 52 年 7 月	消費者センター開所。
平成 2 年 7 月	組織改正により、生活文化部市民生活課消費生活係に改正。
平成 11 年 7 月	組織改正により、生涯学習部交流課消費生活担当に改正。
平成 15 年 8 月	組織改正により、生活安全部暮らしの安全安心課消費者保護担当に改正。
平成 16 年 6 月	消費者基本法の公布・施行。
平成 17 年 4 月	個人情報保護法の全面施行。
平成 19 年 6 月	改正消費者契約法施行、消費者団体訴訟制度開始。
平成 21 年 9 月	消費者庁設置、消費者安全法の施行。
平成 22 年 12 月	消費生活条例の公布。
平成 23 年 3 月	消費者センター移転（八幡町から東町へ）。
平成 23 年 4 月	消費生活条例の施行、消費者センターから消費生活センターへ名称変更。
平成 23 年 6 月	消費生活啓発推進委員会の発足。
平成 23 年 6 月	消費生活審議会の設置。
平成 24 年 3 月	消費生活基本計画策定。

3. 分掌事務

市民の生活安全対策等に関する分掌事務は、八王子市組織規則において次のように定められている。

- (1) 生活の安全に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 防犯に関すること。
- (3) 市民法律相談、交通事故相談等に関すること。
- (4) 交通災害共済及び交通災害に係る相談に関すること。
- (5) 消費者保護に関すること。
- (6) 消費生活に係る情報の収集、調査及び提供に関すること。
- (7) 部の庶務に関すること。
- (8) 部内他の課に属しない事項に関すること。

以下、暮らしの安全安心課（消費生活センター除く）の分掌事務（上記（5）及び（6）以外に係る分掌事務）を生活安全対策等に関する事業とし、消費生活センターの分掌事務（上記（5）及び（6）に係る分掌事務）を消費生活対策事業とする。



4. 実施体制の推移

暮らしの安全安心課の生活安全対策事業に関する担当の人員推移は、以下のとおりである。

(1) 暮らしの安全安心課（消費生活センター除く）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
職 員 （ 人 ）	8	8	8
再任用職員（人）	2	2	2
嘱 託 員 （ 人 ）	6	6	6
合 計	16	16	16

再任用職員は、生活相談事業の事務を担当する非常勤職員及び交通災害共済事業を担当する非常勤職員である。なお、平成 23 年度の人員構成は、生活相談事業で 1 人、交通災害共済事業で 1 人である。

嘱託員は、生活安全対策事業のうち、生活安全・安心指導員業務（委託業務）の委託業者への指導等を担当する非常勤嘱託員、生活相談事業のうち、市民相談を担当する非常勤嘱託員及び交通災害共済事業のうち、加入促進活動と見舞金の給付を行う非常勤嘱託員である。なお、平成 23 年度の人員構成は、生活安全対策事業で 4 人、生活相談事業で 1 人、交通災害共済事業で 1 人である。

（２）消費生活センター

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
職 員 （ 人 ）	4	4	4
再任用職員（人）	0	0	1
相 談 員 （ 人 ）	6	6	7
合 計	10	10	12

（注：上記職員のうち、平成 21 年度及び 22 年度は、暮らしの安全安心課課長（1 人）が消費生活センターの管理職を兼務していた。）

再任用職員は、消費者保護対策事業及び消費生活フェスティバル事業の事務を担当する非常勤職員である。また、相談員は、消費者保護対策事業のうち、消費生活相談を担当する非常勤嘱託員である。

5. 根拠法令等

（１）暮らしの安全安心課（消費生活センター除く）

- ・八王子市安全・安心まちづくり指針
- ・八王子市生活の安全・安心に関する条例、施行規則
- ・八王子市生活安全対策等庁内連絡・検討委員会設置要綱
- ・八王子市生活の安全・安心に関する条例第 10 条：八王子市生活安全対策協議会
- ・八王子駅周辺安全対策協議会設置要綱
- ・八王子防犯協会防犯対策事業費補助金交付要綱
- ・高尾防犯協会防犯対策事業費補助金交付要綱
- ・南大沢防犯協会防犯対策事業費補助金交付要綱
- ・防犯指導員業務要綱
- ・八王子市防犯対策連絡会設置要綱
- ・八王子ビル連合会防犯カメラ維持管理経費補助金交付要綱
- ・補助金等の交付の手続等に関する規則
- ・八王子市個人情報保護条例

(2) 消費生活センター

- ・ 消費者保護基本法
- ・ 消費者基本法
- ・ 消費者安全法
- ・ 八王子市消費生活条例及び八王子市消費生活条例施行規則
- ・ 八王子市消費生活基本計画
- ・ 八王子市消費生活啓発推進委員会設置要綱
- ・ 八王子市個人情報保護条例

6. 生活安全対策等に関する事業

八王子市生活の安全・安心に関する条例第 1 条で、地域における犯罪を未然に防ぐとともに、市民生活の安全に関する意識の高揚を図ることにより、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とすると定められている。また、第 2 条に市の責務として、市は、市民生活の安全に関する意識の啓発、地域の安全を守るための自主的な活動に対する支援その他の市民生活の安全を確保するために必要な施策を実施するものとしてされている。

(1) 生活安全対策事業

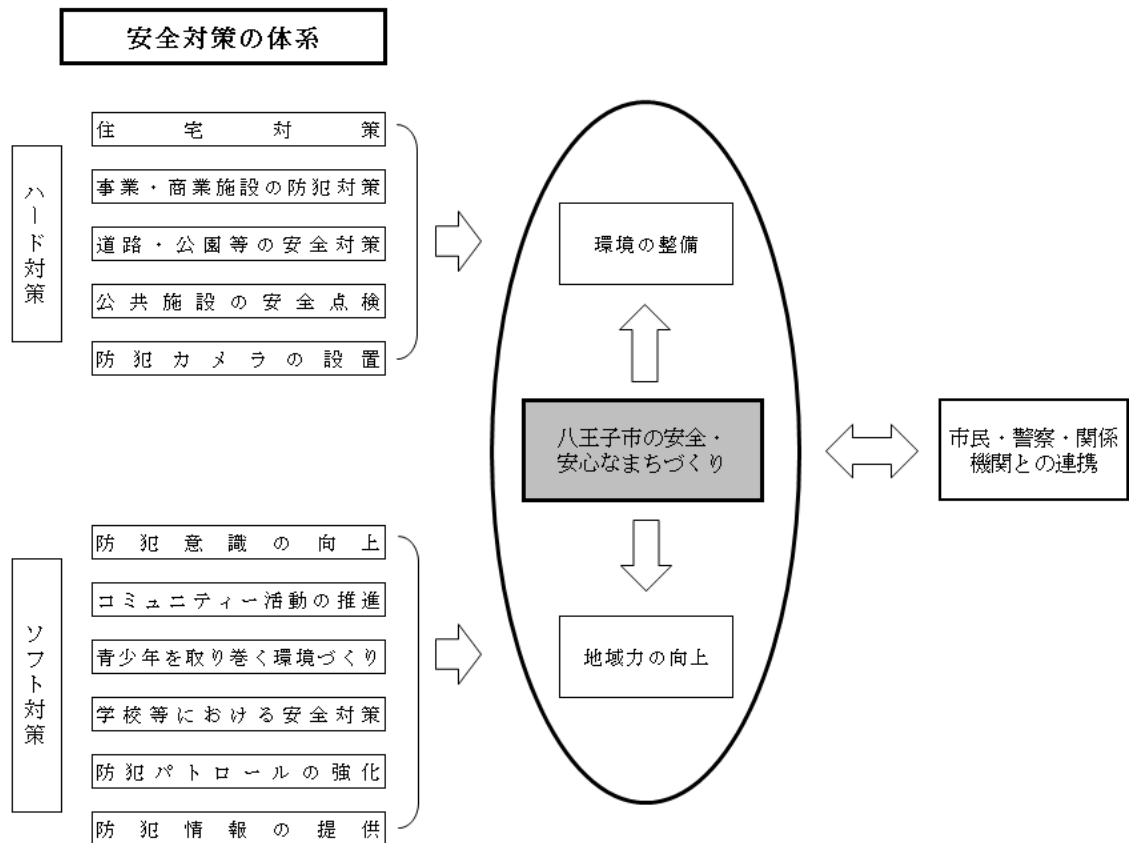
① 生活安全対策事業とは

八王子市は、八王子市生活の安全・安心に関する条例を踏まえ、行政、市民、防犯団体、事業者及び警察が主体的に進めている安全・安心のまちづくりの取り組みを尊重しつつ、犯罪防止のため、相互の連携を深め、より効果的・総合的な活動に発展させることを基本指針とした『八王子市安全・安心まちづくり指針』を平成 16 年 11 月 1 日に策定している。

生活安全対策事業は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくり、さらに、安全安心な消費生活の実現を目指すため、暮らしの安全安心課が地域全体との協力により取り組んでいる事業である。

② 『八王子市安全・安心まちづくり指針』の体系

『八王子市安全・安心まちづくり指針』の概要を把握するための体系図は、以下のとおりである。



③ 暮らしの安全安心課の具体的な役割

『八王子市安全・安心まちづくり指針』のうち、暮らしの安全安心課が取り組んでいる生活安全対策事業の具体的な役割は、以下のとおりである。

項 目	内 容	担当課
住宅対策①	既存の住宅については、警察署に協力を求めながら「防犯対策」についての情報提供をするとともに、防犯診断を促すなど防犯効果が向上するよう積極的に推進する。	暮らしの安全安心課 住宅対策課
住宅対策②	共同住宅の死角をなくすために、樹木の適正な植栽位置や定期的な剪定を管理者に求めるとともに、共用廊下や玄関等に死角となる物が置かれることのないように、管理団体や入居者に協力を求め、見通しの確保に努める。	暮らしの安全安心課 住宅対策課 環境保全課

Ⅲ 監査対象の概要

項 目	内 容	担当課
事業・商業施設等の防犯対策①	既存施設所有者・管理者に対し、安全面・防犯面の対策を講ずるよう情報提供等により促すとともに、特に、商店街内の施設においては、防犯カメラなど防犯機器の設置を促進し、犯罪の未然防止に努めるよう指導する。	暮らしの安全安心課 産業政策課
事業・商業施設等の防犯対策②	商店街内の施設における空き店舗については、侵入による放火などの危険性や青少年などの溜まり場となることから、施錠するなどして環境整備に努めるよう指導する。	暮らしの安全安心課 防災課 産業政策課
防犯カメラの設置①	防犯団体等が進める繁華街における防犯カメラの設置については、個人のプライバシー保護を十分配慮した管理運営を行うよう指導するとともに、運営費助成など必要な支援を行う。	暮らしの安全安心課
防犯意識の向上①	防犯講習会の促進。 防犯に関する出前講座の開催を、町会・自治会や老人会など地域の団体に促すとともに、警察と連携しながら、防犯意識向上に向けた「防犯講習会」を実施する。	暮らしの安全安心課
防犯意識の向上②	「八王子市防犯の日」の設定。 防犯の日を設定し、講演会や訓練を実施することにより、防犯意識の高揚を図るとともに、地域での防犯活動の展開を促す。	暮らしの安全安心課
コミュニティー活動の推進①	「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防犯意識を、実践例を示すなどして醸成し、地域の防犯力を高め、犯罪を未然に防ぎ安全で安心できるまちの実現を図る。	暮らしの安全安心課 協働推進課
コミュニティー活動の推進②	市民活動活性化の啓発事業において、「安全・安心まちづくり」をテーマとした実践例を市民に紹介し、安全・安心まちづくりに向けた活動の輪を広げる。	暮らしの安全安心課 協働推進課
コミュニティー活動の推進③	挨拶運動などのコミュニティー活動の促進を図り、地域の防犯力を高め、犯罪を未然に防ぎ、安全な地域社会を形成する。	暮らしの安全安心課 協働推進課

Ⅲ 監査対象の概要

項 目	内 容	担当課
防犯パトロールの強化 ①	町会・自治会、防犯協会、PTA など、各種団体が自主的に活動を進めているパトロールをより効果的に調整するとともに、防犯情報の提供や用具を支給するなどして、パトロール実施団体の拡大を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを促進する。	暮らしの安全安心課
防犯パトロールの強化 ②	つきまとい勧誘行為防止重点区域におけるパトロール体制を強化するとともに、パトロール方法も工夫し、この区域の環境浄化を図り、安全で快適なまちをつくる。	暮らしの安全安心課
防犯パトロールの強化 ③	商店街内のパトロール（地域町内との連携）や防犯対策運動及び犯罪に関する緊急時の各店舗の対応について、各商店街へ依頼する。	暮らしの安全安心課 産業政策課
防犯パトロールの強化 ④	パトロールカーにより、犯罪発生多発地区などにおけるパトロールや広報啓発活動を実施し、まちの安全を図るとともに、防犯意識の向上を図る。	暮らしの安全安心課
防犯情報の提供①	ファックスやメールにより、地域団体等との情報ネットワークを活用して、迅速でタイムリーな情報提供を継続するとともに、携帯電話を利用した情報提供方法について検討する。	暮らしの安全安心課
防犯情報の提供②	広報、ホームページなどにより、市民に犯罪・防犯情報を積極的に提供し、防犯意識の高揚を図るとともに、外国人に対する情報提供にも努める。	暮らしの安全安心課
防犯情報の提供③	緊急に全市に広報すべき情報や生命に係わる事案について、防災行政無線の活用を図り、市民の安全確保に努める。	暮らしの安全安心課 防災課
防犯情報の提供④	地域安全を活動分野にしている NPO 団体との連携を強化し、協働して防犯活動を展開する。	暮らしの安全安心課 協働推進課

④ 主な活動

暮らしの安全安心課が行っている生活安全対策事業の主な活動は、以下のとおりである。

活 動	名 称	内 容
生活安全・安心 指導員業務 (委託業務)	市内全域 パトロール	市の生活安全指導業務専門嘱託員及び警察からの助言に基づき、市内全域を、青色回転灯を装備した市所有の安全パトロールカーで巡回し、犯罪の未然防止を目的としたパトロールを行う（図 1）。
	つきまとい パトロール	市の生活安全指導業務専門嘱託員の指示に従い、つきまとい勧誘行為防止重点区域及び置き看板等放置行為防止重点地域を徒歩でパトロールし、執拗につきまとい勧誘行為をする者や、道路上に違法に放置している置き看板等の設置者に対して指導・警告等を行う（図 2）。
生活安全対策業務	生活安全・ 安心指導	生活安全・安心指導員業務（委託業務）の委託業者への指導を行うとともに、委託業者と連携してつきまといパトロールと市内全域パトロールを行う。
防犯カメラ維持管理業務	防犯カメラ 維持管理 経費補助金	JR 八王子駅北口周辺のつきまとい勧誘行為防止区域周辺に設置された防犯カメラ（18 台）の維持管理経費を補助する（図 3、4）。

（図 1）安全パトロールカー



(図2) つきまとい勧誘行為防止重点区域及び置き看板等放置行為防止重点地域



(図3) JR八王子駅北口周辺のつきまとい勧誘行為防止区域周辺に設置された防犯カメラ (18台)



(図4) 防犯カメラ (左は図3の⑫、右は図3の⑨)



Ⅲ 監査対象の概要

⑤ 生活安全対策事業の決算概要

生活安全対策事業の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

生 活 安 全 対 策 事 業	金 額
生活安全・安心指導員業務委託料	38,545
安全パトロールカー購入費（1 台）	1,407
生活安全対策業務嘱託員報酬（4 人）	13,801
生活安全対策業務嘱託員共済費（4 人）	1,918
防犯カメラ維持管理経費補助金	534
生活安全対策協議会委員報酬	108
報 償 費	740
旅 費	20
需 用 費	2,913
役 務 費	193
使 用 料 及 び 賃 借 料	62
そ の 他 業 務 委 託 料	267
合 計	60,512

(2) 生活相談事業

① 生活相談事業

生活相談事業は、市民が専門的なアドバイスを求めるに際して、市が専門家による専門相談や職員及び市民相談事務専門嘱託員による一般相談を実施するものである。

八王子市は、相談事案ごとに相談日・相談場所・時間等を定め、市のホームページ・広報で知らせている。

② 主な活動

暮らしの安全安心課が行っている生活相談事業の主な活動は、以下のとおりである。

活 動	名 称	内 容
専 門 相 談	弁護士による無料法律相談（委託業務）	離婚・相続・相隣関係など、民事上の問題について、弁護士が相談に応じる。
	外部専門機関相談員による相談	市民の日常生活の中で発生する民事上の問題について、専門機関の協力を得て各種専門相談に応じる。
一 般 相 談	職員及び市民相談事務専門嘱託員による相談	市民の日常生活の中で発生する民事上の問題について、一般相談として職員及び市民相談事務専門嘱託員が専門相談先の紹介や解決に向けた助言を行う。

平成 23 年度の相談体制は、以下のとおりである。

・専門相談

相談名	相談者	実施日	実施場所	実施時間	相談者への報酬体系
法 律 相 談	弁護士	毎週月・水・木・金曜日（各日 6 名）	市役所本庁舎	13:10～16:10	委託契約に基づく委託料
		毎月第 1・3 金曜日（各日 6 名）	南大沢事務所	13:30～16:30	
		毎週火・木曜日（各日 6 名）	八王子駅南口総合事務所	13:30～16:30	
司 法 書 士 法 律 相 談	司法書士	毎月第 4 金曜日（各日 5 名）	市役所本庁舎	13:00～15:30	無償

Ⅲ 監査対象の概要

相 談 名	相談者	実施日	実施場所	実施時間	相談者 への報酬 体系
相続・遺言 等 暮らし の 手 続 き 相 談	行政書士	毎月第２・３・４ 水曜日（各日５名）	市役所 本庁舎	13:00～15:30	無償
不 動 産 相 談	宅地建物取 引主任者 及び不動産 鑑定士	毎月第１・３・４ 火曜日（各日５名） （第１・３火曜日は 宅地建物取引主任 者、第４火曜日は不 動産鑑定士）	市役所 本庁舎	13:00～15:30	無償
登 記 相 談	司法書士 及び土地 家屋調査士	毎月第２火曜日 （各日５名）	市役所 本庁舎	13:00～15:30	無償
税 金 相 談	税理士	毎月第１水曜日 （各日５名）	市役所 本庁舎	13:00～15:30	無償
年金・雇用 保険・労働 条 件 相 談	社会保険 労務士	毎月第２金曜日 （各日５名）	市役所 本庁舎	13:00～15:30	無償
交 通 事 故 相 談	交通事故 相談員及び 弁護士	毎週木曜日 （各日５名）（第１・ ５木曜日は交通事 故相談員、第２～４ 木曜日は弁護士）	市役所 本庁舎	13:20～16:30	交通事故 相談員は 13,000 円 ／日、 弁護士は 無償
行 政 相 談	行政相談 委員	毎月 10 日 （定員なし）	市役所 本庁舎	13:00～15:00	3,000 円 ／日
悩 み 相 談 （あ な た の相談室）	あなたの 相談室 相談員	毎週火・木・金 曜日（定員なし）	市役所 本庁舎	10:00～15:00	2,600 円 ／日、 交通費 別途支給

Ⅲ 監査対象の概要

・一般相談

相談名	相談者	実施日	実施場所	実施時間	相談者 への報酬 体系
一般相談	職員及び市 民相談 事務専門 嘱託員	毎週月～金曜日 (定員なし)	市役所 本庁舎	8:30～17:00	非常勤嘱 託員契約 に基づく 報酬

相談件数及び利用者数の推移は以下のとおりである。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
専 門 相 談 (弁 護 士)			
相 談 件 数	2,274 件	2,127 件	2,526 件
利 用 者 数	1,471 人	1,526 人	1,705 人
専 門 相 談 (外 部 専 門 機 関)			
相 談 件 数	5,004 件	5,121 件	5,422 件
利 用 者 数	1,497 人	1,473 人	1,519 人
一 般 相 談			
相 談 件 数	6,167 件	6,014 件	5,944 件
利 用 者 数	6,167 人	6,014 人	5,944 人
合 計			
相 談 件 数	13,445 件	13,262 件	13,892 件
利 用 者 数	9,135 人	9,013 人	9,168 人
人 口	556,813 人	560,506 人	562,941 人

③ 生活相談事業の決算概要

生活相談事業の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

生 活 相 談 事 業	金 額
弁 護 士 による 無 料 法 律 相 談 委 託 料	7,205
外 部 専 門 機 関 相 談 員 へ の 報 償 費	1,197
市民相談事務専門嘱託員報酬 (1 人)	2,414
市民相談事務専門嘱託員共済費 (1 人)	315
旅 費	8
需 用 費	456
役 務 費	44
使 用 料 及 び 賃 借 料	304
合 計	11,947

(3) 交通災害共済（ちょこつと共済）事業

① 交通災害共済（ちょこつと共済）事業

「ちょこつと共済」とは、東京都の全市町村がその住民の方々を対象に、共同で実施する公的な交通災害共済制度をいう。「ちょこつと共済」は東京都市町村総合事務組合が運営しており、その仕組みは、東京都全市町村の住民が会費を出し合って会員となり、不幸にして交通災害にあった会員に、その会費の中から見舞金を支払う制度であり、相互扶助を目的とした制度といえる。

② 主な活動

暮らしの安全安心課が行っている交通災害共済（ちょこつと共済）事業の主な活動は、以下のとおりである。

活 動	内 容
加 入 促 進 活 動 及 び 見 舞 金 給 付	加入率を上げるための PR を行う。また、交通事故にあい、死傷した会員に対し、見舞金を支払う。

③ 交通災害共済事業の決算概要

交通災害共済の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

Ⅲ 監査対象の概要

(単位：千円)

交通災害共済事業	金額
事務嘱託員報酬（１人）	2,509
事務嘱託員共済費（１人）	330
賃金	205
旅費	5
需用費	21
合計	3,072

（４）防犯協会補助金事業

① 防犯協会補助金事業

防犯協会補助金事業は、補助金等の交付の手續等に関する規則及び防犯協会防犯対策事業費補助金交付要綱に従い、市民の防犯意識の高揚及び非行の防止等を図るため、防犯協会が行う事業に係る経費に対して補助金を交付する事業である。

② 防犯協会補助金事業の歳出額推移

防犯協会補助金事業の歳出額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
八王子防犯協会	1,080	1,080	1,080
高尾防犯協会	860	860	860
南大沢防犯協会	860	860	860
合計	2,800	2,800	2,800

（５）生活環境対策事業

① 生活環境対策事業

生活環境対策事業は、路上に放置された置き看板等を規制することにより、まちの美観と健全な生活環境を維持し、秩序あるまち環境の確保を目的とする事業である。

② 生活環境対策事業の歳出額推移

生活環境対策事業の歳出額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
需用費	116	135	167

(6) 南多摩保護観察協会負担金事業

① 南多摩保護観察協会負担金事業

南多摩保護観察協会負担金事業は、保護司活動（犯罪者の更生、犯罪防止等）を行っている南多摩保護観察協会に負担金を交付することにより、犯罪者の減少の援助を目的とする事業である。

② 南多摩保護観察協会負担金事業の歳出額推移

南多摩保護観察協会負担金事業の歳出額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
負担金補助金及び 交 付 金	3,866	3,866	3,923

7. 消費生活対策事業

消費生活対策事業とは、消費者が安全、安心で豊かな消費生活が送れるよう、消費者行政を積極的に充実・強化していく事業である。この事業の中心的役割を果たすのが、消費生活センターであり、消費生活センターは、『八王子市消費生活条例』第 20 条に規定されている。

(図 5) 八王子市消費生活センター



昭和 43 年 5 月に施行された『消費者保護基本法』では、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としており、八王子市は、この目的を達成するため、昭和 52 年 7

月 5 日に消費者センターを開所している。

また、平成 16 年 6 月 2 日には『消費者基本法』、平成 21 年 9 月 1 日には『消費者安全法』が施行され、消費者保護のための基本方針の策定、消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費生活対策に関する措置を講ずることが求められたことから、市では、平成 23 年 4 月 1 日に『八王子市消費生活条例』を施行し、消費者センターを消費生活センターに名称変更している。

なお、八王子市は、平成 24 年 3 月に『八王子市消費生活基本計画』を策定し、消費者を取り巻く社会状況や国・東京都の消費者行政の動向、また、市におけるこれまでの取り組みを踏まえ、消費者の自立支援を基本に、市民が消費に関して不安を抱くことなく、安心して消費生活を送ることができるよう、「安全・安心な消費生活」の実現を目指している。

『八王子市消費生活基本計画』では、「安全・安心な消費生活」の実現のために、3 つの重要課題とその課題に対する施策が掲げられており、具体的な内容は、以下のとおりである。

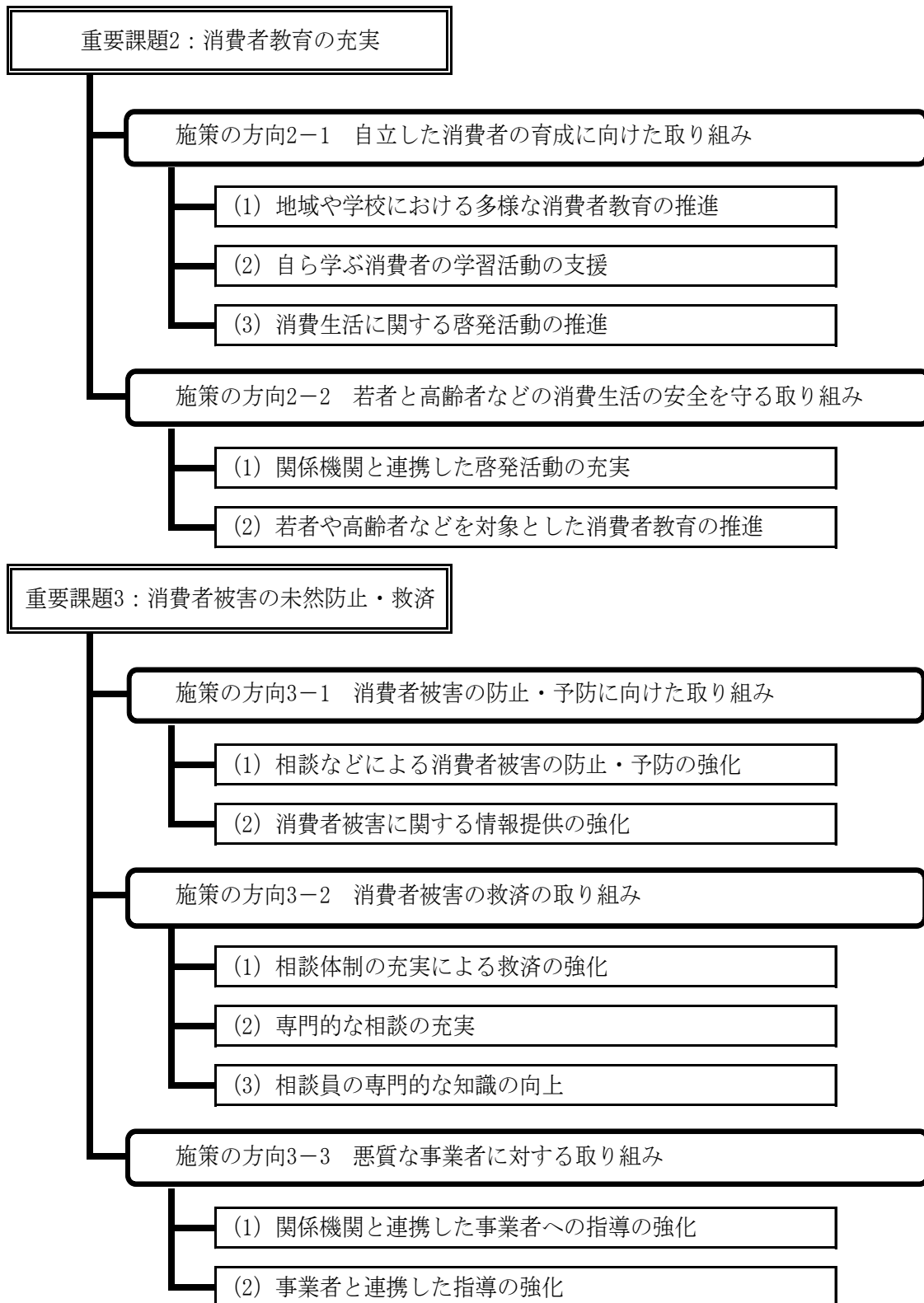
重要課題 1 : 安全・安心な消費生活の確保

施策の方向 1-1 消費生活の基盤整備に向けた取り組み

- (1) 関係機関のネットワークづくり
- (2) 安心・安全な商品選択が行える消費生活の基盤づくり
- (3) 商品などの安全性の確保に向けた対策
- (4) 食の安全に関する啓発
- (5) 環境に配慮した消費行動の推進
- (6) 事業者に対する啓発

施策の方向 1-2 情報提供の充実に向けた取り組み

- (1) 情報提供の充実に向けたネットワークの活用
- (2) 多様な機会を活用した情報提供の実施



(1) 消費者保護対策事業

① 消費生活相談

市民の消費生活の安定及び向上に向けて、消費生活センターに相談窓口を設け、市民の消費生活に関する相談に対し必要な助言、相談者と事業者とのあっせんを行っている。八王子市は、相談事案ごとに専門家による相談の相談日・相談場所・時間を定め、市のホームページ・広報で知らせている。

	相 談 日	相談場所	相談時間
相 談 員 (消費生活相談)	月・火・水・木・金・土曜日 ・毎月第1火曜日は電話相談のみ(ビルメンテナンスのため) ・土曜日の窓口相談は事前に電話連絡が必要 ・祝日、年末年始は除く	生涯学習センター クリエイトホール 地下1階	9:00～16:30
弁 護 士 (法 律 相 談)	毎月第2火曜日・第4金曜日	生涯学習センター クリエイトホール 地下1階	13:30～16:30

(図6) 八王子市消費生活センター専用相談ブース



Ⅲ 監査対象の概要

消費生活センターの相談員については、専門的な知識及び経験を有することが義務づけられており（消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）（抄）第 10 条第 1 項第 1 号または第 2 項第 1 号）、ここでいう専門的な知識及び経験とは、以下のいずれかの資格を有する者またはこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者とされている（消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号）（抄）第 7 条）。

- ・ 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格（以下、消費生活専門相談員とする。）
- ・ 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格（以下、消費生活アドバイザーとする。）
- ・ 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格（以下、消費生活コンサルタントとする。）

八王子市でもこれらに則り、八王子市消費生活条例第 20 条第 3 項及び八王子市消費生活条例施行規則第 5 条で、相談員は、市民の消費生活に係る知識を習得するための市長が別に定める講習会を修了している者または当該講習会を修了しているものとして市長が別に定める団体の認定を受けた者から選定するとしている。

なお、平成 23 年度における消費生活センターの相談員（7 人）の資格保有状況は以下のとおりである。

相談員	消費生活専門相談員	消費生活アドバイザー	消費生活コンサルタント
1	○	—	—
2	—	○	—
3	—	○	—
4	—	○	—
5	○	○	—
6	○	○	—
7	○	○	—

直近 3 年間の相談件数及び利用者数は、以下のとおりである。なお、相談件数は、相談種類別の件数を単純合計したものである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
消費生活相談件数	4,010 件	3,926 件	3,895 件

Ⅲ 監査対象の概要

上記のほか、平成23年度は東京都と連携し、以下の相談を実施している。

No	テーマ	実施日	相談件数
1	多重債務110番	平成23年9月5日	3件
2	インターネット取引トラブル110番	平成23年12月16日	4件
3	賃貸住宅トラブル110番	平成24年2月21日	2件
4	多重債務110番	平成24年3月5日	3件
5	若者のトラブル110番	平成24年3月13日	3件
		平成24年3月14日	0件

② 消費生活講座

近年、高齢者を中心とした悪質商法や消費者に対する啓発を目的とし、広く市民に情報の提供及び啓発を行っている。

実施日	テーマ	講師	参加人数
平成23年7月23日	夏休み親子教室 「親子で学ぶ上手なお金の使い方」	全国消費生活 相談員協会	4組9人
平成23年9月15日	食品の安全・安心について考えよう！ ～知っておきたい食品添加物の基礎知識～	実践女子大学 教授	34人
平成23年9月28日～ 10月26日（毎週水曜）、 11月9日	消費者力アップ講座（全5回） 検定1回	日本消費生活 協会	延86人
平成23年12月17日	親子講座「電気教室～クリップ モーターを作ってみよう～」	関東電気保安 協会	9組23人
平成24年3月3日	親子講座「電気教室～クリップ モーターを作ってみよう～」	関東電気保安 協会	7組16人

③ 消費生活講演会等

悪質商法被害防止等に関する講演会を開催し、広く市民に啓発を行っている。また、消費生活に密接に係わる防災について、シンポジウムを開催し、市民を含めたパネル・ディスカッションを実施している。

・ 悪質商法被害防止講演会

日時	平成24年1月15日
会場	学園都市センター 12階ホール
テーマ	『だます心理とだまされる心理』
講師	精神科医
対象	市民
参加者	224人

・ 金融経済講演会

日時	平成24年1月28日
会場	クリエイトホール 5階ホール（生涯学習センター）
テーマ	『進化する振り込め詐欺や悪質商法等の撃退方法』
講師	弁護士
対象	市民
参加者	200人

・ シンポジウム

日時	平成23年10月30日
会場	クリエイトホール 5階ホール（生涯学習センター）
テーマ	『シンポジウム 防災を考える～市民の防災意識と日頃からの備え～』
講師	NPO法人 防災情報機構（講演講師、パネリスト）
対象	市民
参加者	147人

④ 出前講座

消費生活センター事務職員及び相談員が、講師として依頼された場所に出向き、「転ばぬ先の消費者知識」をテーマとした講座を開催し、啓発を行っている。

実施日	実施場所	対象	参加人数
平成23年4月13日	クリエイトホール	成人	15人
平成23年6月29日	ボランティアセンター	成人	30人
平成23年8月23日	市民活動支援センター	高齢者	15人
平成23年9月10日	陵東自治会館	高齢者	7人
平成23年9月30日	めじろ台第1会館	高齢者	11人
平成23年11月17日	中野西町会第1会館	高齢者	35人
平成23年12月12日	駒木野病院	成人	40人
平成24年2月23日	中野西町会第1会館	高齢者	27人
平成24年3月15日	クリエイトホール	成人	40人
平成24年3月28日	さつき会館	高齢者	25人

⑤ 各種啓発資料の発行

広く市民に啓発を図るため、啓発資料の発行を行っている。

No	発行物	発行部数
1	事業概要（平成22年度）	250部
2	消費生活ニュース（第1号～9号）（各250部）	2,250部
3	くらしのレポート（No.111～113）（各250部）	750部
4	ポスター「消費生活フェスティバル」 （A3 700部、A4 1,000部）	1,700部
5	冊子「くらしの豆知識」（名入れ発行）	250部
6	パンフレット「東京都発行悪質商法被害防止（若者・高齢者）」 （名入れ発行）	5,000部
7	パンフレット「消費生活センター利用案内」	9,000部
8	パンフレット「消費生活トラブルにあう前に！」	273,000部
9	パンフレット「まずご相談ください」（名入れ発行）	2,000部

⑥ 啓発キャンペーン

パネルを展示するとともに、パンフレット・啓発用ティッシュ等の配布を行い、悪質商法被害防止等について啓発を行っている。

回	実 施 期 間	会 場
第1回	平成23年5月20日～5月28日	八王子市南口総合事務所 展示スペース
第2回	平成23年10月17日～10月27日	八王子市南口総合事務所 展示スペース
第3回	平成23年11月9日～11月22日	川口やまゆり館 2階

⑦ 消費生活審議会

市民の消費生活における利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、平成23年6月8日に設置した。

任 期 平成23年6月8日～平成25年6月7日

人 数 10名（会長1名、副会長1名、委員8名）

開催状況は、以下のとおりである。

回	開 催 日	議 題
第1回	平成23年7月6日	審議会の運営・諮問について
第2回	平成23年8月3日	八王子市の消費生活の現状・課題について
第3回	平成23年10月12日	計画の基本的な考え方について
第4回	平成23年12月8日	消費生活基本計画の在り方について

⑧ 消費生活啓発推進委員会

八王子市消費生活条例に位置づけられた消費生活啓発推進委員の組織で、市民の消費生活に関する知識の普及及び自主的な活動の推進を行うとともに、市の実施する消費者施策に協力している。なお、消費生活啓発推進委員会の活動状況は、以下のとおりである。

- ・ 会議の開催…定例会議12回、臨時会議6回
- ・ 情報紙の発行…「消費生活ニュース」9回、「くらしのレポート」3回
- ・ 消費生活パネル展の開催（共催：消費生活啓発推進委員会、消費生活センター）

実 施 期 間	会 場
平成23年5月20日～5月28日	八王子市南口総合事務所
平成23年10月17日～10月27日	八王子市南口総合事務所
平成23年11月9日～11月22日	川口やまゆり館 2階

Ⅲ 監査対象の概要

- ・ 2011 八王子環境フェスティバルに参加（主催：八王子環境フェスティバル実行委員会）

実 施 日	会 場
平成23年6月4日	八王子駅北口西放射線ユーロード 八王子駅南口とちの木デッキ上

- ・ 生涯学習フェスティバルに参加（主催：八王子市、教育委員会、学習支援委員会、生涯学習コーディネーター会）

実 施 日	会 場
平成23年10月15日	生涯学習センター

- ・ シンポジウム「防災を考える」に参加（東京都消費者月間実行委員会、消費生活センター）

実 施 日	会 場
平成23年10月30日	生涯学習センター

- ・ 消費生活フェスティバルに参加（主催：消費生活フェスティバル実行委員会）

実 施 日	会 場
平成24年2月4日～2月5日	生涯学習センター

- ・ 委員の他機関への派遣
八王子市経営・生産対策推進会議委員（1名）
八王子環境フェスティバル実行委員（1名）
ごみゼロ社会推進協議会委員（1名）
東京都消費者月間団体連絡会議（2名）

⑨ 消費生活関連機関との連携

委員委嘱として参加

- ・ 東京都多重債務問題対策協議会
- ・ 消費者団体訴訟制度協議会

会議における情報交換

- ・ 東京都市町村消費生活センター所長会
- ・ 東京都・区市町村消費者行政担当課長会
- ・ 南多摩五市消費者行政連絡会

⑩ 地方消費者行政活性化交付金

消費生活相談の複雑化及び高度化、さらに、消費者行政一元化の取り組みにより、更なる消費生活相談件数の増加が見込まれた経緯から、消費者庁では、消費者行政の強化のために、平成 21 年度から 3 年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、地方消費者行政活性化交付金の交付等により、消費者行政強化に取り組む地方自治体を集中的に支援している。

地方消費者行政活性化交付金の活用にあたり、東京都は、消費者行政活性化計画（平成 21 年 4 月 1 日）を作成し、消費者行政活性化の方針、平成 23 年度末（事業実施期限の延長を行う場合は平成 24 年度末）までの計画期間中の施策・目標、消費生活相談員の処遇改善の取り組みなどを示しており、この計画のなかで、八王子市は、以下の計画案を提出している。

計 画 期 間	平成21年4月～平成24年3月31日
消費者行政活性化 の 方 針	・ 消費者センターの利便性を向上させるため、消費者相談窓口を拡充する。 ・ 消費者センターの機能を強化する。 ・ 平成22年度中に利便性の良い市の施設に移転する。 ・ 高度・専門的な相談に適切に対応できる能力をさらに高めるため、相談員を養成する。 ・ 相談内容の充実を図るため、研修参加などで相談員のレベルアップを図る。 ・ 消費者相談窓口の高度化を図る。 ・ 高齢者部門など他部門と連携し、悪質商法被害防止に向けた取組を行う。 ・ 消費者被害防止を含めた市民への広報活動を強化する。
計画期間中に取り 組む施策、目標	【計画期間中】 ・ 機能強化のため機材等の設置（DVDレコーダー・シュレッダー・書籍類など）。 ・ 啓発活動などを行うため車両を購入する（平成21年度）。 【平成21年度実施済み】 ・ 消費者センターへのアクセス強化（相談窓口開設日を月～金だったものを月～土とし、相談員2名による土曜日の電話相談を実施し、窓口開設時間を9時～16時だったものを9時～16時30分へと拡大）。 【平成21年度から】 ・ 東京都で実施する区・市町村消費者相談担当者研修などに各回、相談員全員を参加させる。

Ⅲ 監査対象の概要

	・ 弁護士を置き、専門的知識を要する相談に活用し、高度に専門的な相談への対応力を強化する。 ・ 高齢者部門など他部門と連携し、情報交換や解決に向けた支援、見守りのしくみづくりなどを行う。 【平成22年度】 ・ 消費者相談や消費生活講座の受講などの利便性を考慮し、駅に近い市の施設に移転する。 【平成22年度から】 ・ 東京都が計画している相談員養成研修に相談員を参加させる。 ・ 消費者センターだより・事例集など消費者センターの活動内容や消費者被害防止に向けた広報紙の発行や、路線バスにアナウンス広告を依頼する。 【平成23年度】 ・ 4月から土・日を開所し、相談体制強化を図る。
消費生活相談員の処遇改善の取組	・ 平成21年度より報酬額を増額した。嘱託員として保障できる待遇を満たした（社会保険の加入等）。 ・ 一部研修参加の旅費を増やした。
その他特記事項	なし

現時点において、上記計画は順調に執行されている。

平成21年度から交付されている地方消費者行政活性化交付金の受領状況は、以下のとおりである。なお、地方消費者行政活性化交付金は、平成24年度まで受領予定となっており、消費者保護対策事業充当分としての平成24年度受領予定額は約5百万円となっている。

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地方消費者行政活性化交付金	3,691	15,904	32,939

Ⅲ 監査対象の概要

⑪ 消費者保護対策事業の決算概要

消費者保護対策事業の具体的事業及び平成23年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

消費者保護対策事業	金額
相談員報酬	18,670
相談員共済費	2,559
相談員研修費	64
旅費（相談員研修及び職員出張）	147
弁護士による無料法律相談委託料	567
その他業務委託料（普及・啓発活動等）	16,599
需用費（普及・啓発活動等）	7,078
役務費（普及・啓発活動等）	1,251
報償費（消費生活講座講師謝礼、消費生活啓発推進委員謝礼）	163
消費生活審議会委員報酬	432
備品購入費	1,597
使用料及び賃借料	294
合計	49,426

(2) 消費生活フェスティバル事業

① 消費生活フェスティバル

消費者が直面する諸問題について、理解と認識を深めることを目的とし、消費者主権を図るため市内消費者団体等と協力して、毎年消費生活展を開催している。なお、平成23年度の開催状況は、以下のとおりである。

名 称	消費生活フェスティバル
テーマ	つなげよう経験と知恵
開催期間	平成24年2月4日～2月5日
会場	クリエイトホール 5階ホール（生涯学習センター）
主催	八王子市消費生活フェスティバル実行委員会
共催	八王子市消費生活センター 八王子市消費生活啓発推進委員会
協賛	東京都消費者月間実行委員会
参加団体数	17団体
内容	パネル展示、体験等による消費生活に関する情報提供
来場者数	916人

Ⅲ 監査対象の概要

② 消費生活フェスティバル事業の決算概要

消費生活フェスティバル事業の具体的事業及び平成 23 年度における決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

消費生活フェスティバル事業	金 額
報 償 費	50
需 用 費	209
使 用 料 及 び 賃 借 料	154
合 計	414

IV 監査結果の指摘及び意見

監査結果の指摘及び意見については、監査対象とした事業別に区分して記載している。監査対象全体を通した監査の結果については、「第1．総括」に記載している。

「指摘」とは、財務に関する事務の執行等において、違法または不当等があるなど是正・改善を求めるものである。

「意見」とは、財務に関する事務の執行等において、違法・不当等には該当しないが、今後の組織運営上の観点から改善が望まれるものである。

「措置済事項」とは、「指摘」あるいは「意見」に該当する事案のうち、本報告書作成前に改善されたものである。

実施した監査手続の概要については、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3．主な監査手続」に記載している。

第1．総括

(1) 監査対象とした事業の全体的評価

監査対象とした各事業について、全体としては次のように評価することができる。

生活安全部が執行している事業は、市民が重大な関心を持っている事業といえる。すなわち、火災に対する備え、災害に対する備え、そして犯罪等に対する備えは、市として安全安心なまちづくりの都市像をめざすためには欠かせない事業である。

第一に、火災に対する備えである消防事業は、東京都に委託している常備消防と消防団結成による非常備消防により、市民の安全安心に貢献している。市はそのような消防事業に関して、特に非常備消防に関して指導的役割を担っていることは評価できる。しかし、個別意見で述べているように、市としての消防に対する責任を十分に果たすために常備消防組織や非常備消防組織に対する関与などもっと積極的な対応をすることが望まれる。

第二に、災害に対する備えである防災事業は、市の組織のみならずその他の関係機関等も巻き込んで実施しなければならない事業である。そのための基本方針を定めるものとして、市は、防災のための包括的な防災計画として八王子市地域防災計画を策定し、実施している。地域防災計画の策定及び修正は防災会議の役割とされており、防災課はその事務局としての責務を担っている。さらに、防災課は災害対策事業や市民に対する啓発・広報などを事業として実施している。被害を最小限に抑えるためには、災害発生前に市民が準備しておく（市民意識及び備蓄物資等）こ

とが最大の方策であると言っても過言ではない。そのような観点から、防災課の役割は重要である。

一方、防災に関連する市の予算は、地域防災計画に関連する各所管部局に振りあてられており、防災課の予算は八王子市の全体予算から考えるとそれほど多額ではない。また、市民意識の高揚等の事業については、多額の支出を伴うものではない。言い換えれば、防災課は自助のために如何に貢献するかではないだろうか。

そのような現状の中での防災課の活動は一定の評価ができるが、災害に関する地方自治体の責務がますます大きくなっていくことを考えると、東京都との連携を含めて組織的な対応が可能となるような体制を構築することが期待される。

第三に、消費者の安全安心対策等事業は、安全・安心のまちづくり及び消費者保護のための事業を行っている。近時、人口の増加や高齢者割合（65歳以上を想定）の上昇にも拘わらず犯罪発生率は減少の傾向にあり、安全パトロール等犯罪阻止の業務の実効性が高まっているものと思われる。一方、消費生活センターは、相談員・専門家による相談業務がかなり活用されており、消費者のための事業として評価できる。今後、市は限られた予算の枠内でいかに効率的に有効な消費者行政を実施していくか、重要な課題と考えられる。

（２）指摘、意見及び措置済事項の一覧

「（１）監査対象とした事業の全体的評価」の前提となった個別の指摘、意見及び措置済事項の一覧は表１のとおりである。

表１

事業の内容	区 分			頁
	指 摘	意 見	措 置 済	
1. 消防事業に関する事務の執行について				
(1) 常備消防事務の委託に関する事項				
① 常備消防委託費の妥当性の検討について		○		75
② 常備消防に関する情報の市民への開示について		○		76
(2) 消防団員の入団・退団・階級変更の管理について				
① 暴力団排除条例への対応について		○		79
② 退団申請書の承認について		○		80
③ 階級変更申請書の承認について		○		80

表 1

事業の内容	区 分			頁
	指 摘	意 見	措 置 済	
(3) 団員報酬の支払管理について				
① 消防団員報酬の源泉徴収漏れについて	○			82
② 消防団員報酬の給与支払報告書の提出漏れについて	○			82
(4) 出火出場手当・特別警戒等出場手当の支給管理について				
① 団員から分団長への出場手当等の受領委任について		○		84
② 八王子市消防団各種警戒等出場基準の定員制と出場手当の支給について		○		85
(5) 退職報償金の支払について				
① 退職報償金の源泉徴収漏れについて	○			86
(6) 消防団交付金の管理について				
① 各部交付金の証憑保存について	○			92
② 分団長による各部交付金の調査の実効性について		○		94
③ 分団交付金交付基準の遵守違反について	○			94
④ 交付金で購入した備品の備品台帳への登録漏れについて		○		95
⑤ 証拠書類としての領収書について		○		96
⑥ 分団交付金の審査及び内部監査の実効性について		○		97
(7) 市が直接支出する物件費について				
① 競争見積りによる随意契約における不適切な事務処理について			○	99
(8) 備品の管理について				
① 購入等による受入時の記録について		○		101
② 備品台帳と現物の照合について		○		101
③ 分団器具置場の物品棚卸結果について		○		102
(9) 非常備消防（消防団）関係の消防設備について				
① 消防器具置場の耐震化への対応について		○		110

表 1

事業の内容	区 分			頁
	指 摘	意 見	措 置 済	
(10) 消防団員の条例定員数について				
① 消防団員の条例定員数の見直しについて		○		115
(11) 消防団本部において据え置かなければならない資料について				
① 消防団本部において据え置かなければならない資料の見直しについて		○		117
(12) 他自治体との相互応援協定について				
① 近隣市町村との消防団相互応援協定の締結について		○		119
2. 防災等事業に関する事務の執行について				
(1) 防災会議について				
① 防災会議と地域防災計画の PDCA サイクルの関係性について		○		121
(2) 地域防災計画について				
① 地域防災計画に対する防災課の責務について		○		125
② 地域防災計画に係る目標項目の設定について		○		125
(3) 自主防災組織について				
① 助成に係る組織間格差について		○		129
② 活動状況の把握について		○		130
(4) 起震車について				
① 委託業者からの入手資料について		○		138
(5) 家具転倒防止器具助成について				
① 個人情報の管理に関する事務について		○		139
(6) 八王子防火防災協会補助金について				
① より効果的な補助金のあり方の検討について		○		140
(7) 防災倉庫に保管する備蓄品について				
① 備蓄品の各倉庫への割り振りについて		○		148
② 仮設トイレの備蓄量の算定について		○		148
(8) 防災倉庫の管理について				
① 防災倉庫の修繕管理表の作成について		○		149

表 1

事業の内容	区 分			頁
	指 摘	意 見	措 置 済	
② 要修繕箇所の対応について		○		150
③ 入札金額の乖離がある場合の検討過程の文書化について		○		150
(9) 地域配備消火器等について				
① 消火器の棚卸作業の必要性について		○		153
(10) 飲料用貯水槽について				
① 資格証明の入手について			○	155
(11) 地域防災無線更新について				
① 通信不能な無線局について			○	159
(12) 防災行政無線及び地域防災無線の管理について				
① 「ディーゼル車規制適合車による配送」に伴う契約の留意事項について	○			160
② 業務委託内訳書のひな型について			○	161
③ 機構点検のスケジュールについて		○		161
④ 機構点検結果のフィードバックについて		○		162
⑤ 機構点検とバッテリー交換業務の効率的な実施について		○		162
⑥ 管理運用規程の運用状況について		○		163
(13) 特設公衆電話整備について				
① 今後の設置スケジュールの明確化について		○		165
(14) 協定書の締結について				
① 協定書の管理方法について		○		171
3. 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について				
(1) 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しについて				
① 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しの必要性について		○		173
(2) 安全パトロールカー管理について				
① 車両の交換方法について		○		175
(3) 委託業者の管理について				
① 車両の整備について（ドライブレコーダー）		○		177

表 1

事業の内容	区 分			頁
	指 摘	意 見	措 置 済	
② 委託業者の業務の監視について（GPS 機能付き携帯電話）		○		177
③ 委託者としての業務記録の管理について		○		177
（４） 防犯カメラ維持管理経費補助金について				
① 防犯カメラ維持管理経費補助金の交付者としての関与について		○		179
（５） 生活安全対策協議会について				
① 生活安全対策協議会の開催について		○		180
（６） 生活相談事業について				
① 一般相談業務に係る相談窓口の案内方法について		○		181
（７） 交通災害共済事業について				
① 制度への意見について		○		182
（８） 消費生活相談について				
① 消費生活相談に係る守秘義務について		○		183
（９） 消費生活保護対策事業のあり方について				
① 交付期間終了後の課題について		○		187

第2．消防事業に関する事務の執行について

1．常備消防事務の委託に関する事項

【概要1】委託事務の範囲

委託事務の範囲は、消防に関する事務（法令により消防本部及び消防署を置く市町村の長その他の職員の権限に属するものを含み、消防団にかかるもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く）である（消防事務の委託に関する規約（以下、「規約」という）第1条）。

【概要2】経費の負担方法

委託事務の管理に要する経費は原則として八王子市の負担であり（規約第2条第1項）、負担すべき経費は、毎年八王子市及び東京都の長が協議して定めた額とする（規約第2条第2項）。

平成23年度の負担すべき経費の額については、八王子市長と東京都知事との間で平成23年4月1日に締結された「平成23年度消防委託事務の管理に要する経費負担に関する協定書」第2条において、以下のとおり合意している。

『八王子市の平成23年度における消防委託事務の管理に要する経費の負担額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定する八王子市の平成23年度の基準財政需要額（同法附則第6条の2の規定の適用を行わずに算定するものとする）の消防費のうち、常備消防費（水利を除く）の100％に相当する額とする。』

八王子市は、当該協定に基づいて以下の計算式により算定された額を、常備消防委託費として支出している。

委託事務の管理に要する経費の負担金（常備消防委託費）：6,002,264,000 円
 （計算式）

人口（579,799 人）（A）× 補正係数（1.028）（B）× 単位費用（11,200 円）（C）
 × 委託割合（0.8991388）（D）＝ 6,002,264,000 円

*各係数の説明

（A）：平成22年国勢調査による八王子市人口（速報値）である。

（B）：平成23年度消防費基準財政需要額に基づく確定数値である。

（C）：平成23年度地方交付税制度の消防費の基準財政需要額を算定するための単位費用である。人口100,000人の標準団体における一般財源所要額を1,122,900千円と見込み、1人あたりの消防費を11,200円としている。

(A) × (B) × (C) = 消防費基準財政需要額

(D) : 常備消防費（水利を除く）1,009,643 千円を、単位費用算定にあたって使用された標準団体における消防費の一般財源所要額 1,122,900 千円で除して算定している（全消防費のうちの委託対象の事業である常備消防費（水利を除く）の割合）

【概要 3】経理及びその通知の方法

東京都知事は、委託事務の管理にかかる収入及び支出の経理を明確にしておき（規約第 4 条）、各年度終了後はすみやかに委託事務の管理にかかる収入及び支出の明細を八王子市長に通知する（規約第 5 条）

八王子市は、上記規約のとおり、毎年度消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細を東京消防庁（東京都）より入手している。

東京消防庁からの「平成 23 年度消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細について（通知）」によると、平成 23 年度の八王子市の常備消防に関する東京消防庁の収支は以下のとおりである。

収入及び支出明細書

平成 23 年度 八王子消防署分

（単位：円）

収 入 額 (A)	支 出 額 (B)	差 引 額 (C=B-A)
6,002,264,000	6,656,884,445	654,620,445

※ 収入内訳

（単位：円）

項 目	金 額
消防費受託事業収入	6,002,264,000

IV 監査結果の指摘及び意見

※ 支出内訳

(単位：円)

項 目		金 額	概 要 説 明
1	人 件 費	5,433,479,632	
	(1) 給 料 ・ 職 員 手 当 等	4,723,747,207	給料、諸手当等
	(2) 共 済 費 ・ 災 害 補 償 費	709,732,425	共済組合負担金、災害補償基金掛金等
2	経 常 経 費	797,075,138	
	(1) 旅 費	4,497,589	事務連絡旅費、研修旅費等
	(2) 需 用 費	59,394,901	光熱水費、庁舎維持費等
	(3) 役 務 費	17,410,705	加入電話、消防専用電話料等
	(4) 委 託 料	14,814,605	庁舎設備等点検保守等
	(5) 使 用 料 及 賃 借 料	1,290,827	OA 機器賃借料等
	(6) 工 事 請 負 費	9,902,513	庁舎、待機宿舍修繕等
	(7) 備 品 購 入 費	102,924,062	専務用備品等
	(8) 報 償 費 等	22,620,169	報償金、各種負担金等
	(9) 活 動 費	564,219,767	車両用燃料、被服、通信施設維持管理等
3	投 資 的 経 費	426,329,675	
	(1) 庁 舎 建 設 費	253,377,109	庁舎増改築等
	(2) 車 両 整 備 費	172,952,566	車両及び積載器材等整備
計		6,656,884,445	

【概要4】常備消防施設の配置方針と現況

(1) 配置方針等（本包括外部監査において実施した東京消防庁への文書による質問の回答より）

① 署所の配置の基本的な考え方について

東京消防庁では、東京消防庁管区域内全体を1つの連続した市街地とみなし、市域に捉われず、最も効率的と判断する位置に署所を配置している。これらは、島しょ地区・稲城市をのぞき、原則として都全体で、署所の配置を行うことで、市域境の地域での署所の重複がなくなり、署所を効率的に配置できるからである。

② 署所・消防ポンプ車の配置基準等

- ・ 署所及び消防ポンプ車の配置基準：覚知から5分以内に、火災発生現場に消防ポンプ自動車2台が到着できるように配慮している。
- ・ その場合に想定している消防ポンプ車の走行速度：4百数十m／分
- ・ 消防ポンプ自動車及びタンク車の配置人員数：
原則5人（2台配置署については、2台で8人も可能）

(2) 消防施設の現況

東京消防庁八王子消防署

(平成24年3月31日現在)

区 分		職 員 数	車 両 (台)						
			ポ ン プ 車	化 学 車	梯 子 車	特 別 救 助 車	救 急 車	照 明 電 源 車	そ の 他
本	署	158	2	1	1	1	3	-	6
由	木 分 署	66	2	-	1	-	1	1	2
出 張 所	富 士 森	38	2	-	-	-	1	-	-
	小 宮	38	3	-	-	-	2	-	-
	浅 川	38	2	-	-	-	1	-	3
	元 八 王 子	38	2	-	-	-	1	-	-
	北 野	38	3	-	-	-	2	-	-
	み な み 野	26	2	-	-	-	1	-	-
計		440	18	1	2	1	12	1	11

【概要5】常備消防委託費の分析①

基準財政需要額の算定の係数である消防費の単位費用は、人口 100,000 人の標準団体を想定しているが、このモデルケースの消防力と八王子市の消防力の構成が大きく異なる場合、基準財政需要額を基礎として算定された常備消防事務の委託費は妥当性を欠く可能性がある。

そこで、標準団体の消防力（人口倍数（八王子市の人口（579,799 人）÷標準団体の人口（100,000 人）と補正係数を乗じて調整したもの）と八王子市の消防力を比較し、そのかい離状況から計算根拠として基準財政需要額を用いることが妥当かどうか検討した。

＊八王子市の基準財政需要額の計算上で想定している消防設備の計算方法

八王子市の消防費の基準財政需要額は以下のような算式で計算されている。

八王子市の消防費の基準財政需要額

＝標準団体の一般財源所要額÷100,000 人（標準団体の想定人口）×579,799 人
（八王子市の人口）×1.028（補正係数：八王子市の特徴を反映するための係数）

これを消防設備に当てはめると、

八王子市の基準財政需要額の計算上で想定している消防設備

＝標準団体に想定している消防設備×（579,799 人/100,000 人）×1.028
となる。

以下において、八王子市の基準財政需要額の計算上で想定している消防設備と実際の八王子市の常備消防設備を比較した。

	標準団体 (A) ※1	人口 倍数 (B)	補正 係数 (C)	想定数 (D=A×B×C) ※2	八王子市 (E) ※3	倍率 (E/D)
消防本部・ 消防署	1 本部 1 署	5.79799	1.028	6 本部 6 署	1 本部 1 署	0.2
出張所	2 所	〃	〃	11.9	7 所	0.6
人 員	128 名	〃	〃	762.9	440 名	0.6
消防ポンプ車 ／ 普通消防 ポンプ車	6 台	〃	〃	35.8	18 台	0.5
はしご車	1 台	〃	〃	6.0	2 台	0.3

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

化 学 消 防 ポ ン プ 車	1 台	〃	〃	6.0	1 台	0.2
救 急 工 作 車	1 台	〃	〃	6.0	12 台	2.0
高 規 格 救 急 自 動 車	1 台	〃	〃	6.0	1 台	0.2
その他の車両 車（指揮車、 広報車、予防 査 察 車 等）	3 台	〃	〃	17.9	11 台	0.6

※1 平成 23 年度地方交付税制度解説（単位費用篇）（財団法人地方財務協会）

※2 八王子市の基準財政需要額の計算上で想定している消防設備である

八王子市の基準財政需要額は、標準団体で想定される一般財源所要額

※3 平成 24 年 3 月 31 日時点のデータを使用

（注：想定数及び倍率欄の小数点第 1 位未満は四捨五入している）

上記分析の結果、救急工作車を除いて、実際の八王子市の常備消防設備は八王子市の基準財政需要額の計算上で想定している消防設備よりも小さいものとなっている。

これについて、八王子市は常備消防委託費の決定が、消防事務を委託している東京都内の市町村長、議会議長にて構成する「東京都三多摩地区消防運営協議会」での議決により行われる中で、積算根拠についてもその場において東京都担当者の説明を受けた上で、三多摩全体として委託費を協議し決定していることから、民間企業に事業を委託し、委託内容を精査する一般的な委託事業とは性質が異なり、負担金の性質に近いものとして解釈しているとのことであるが、基準財政需要額の計算上で想定している消防設備との比較で常備消防委託費が妥当かどうかの検討を行っていない。

【概要 6】常備消防委託費の分析②

常備消防の委託事務の管理に要する経費の負担額と東京消防庁八王子消防署分経費の過年度経年比較
(単位：千円)

	八王子消防署分経費 (A)	八王子市の 常備消防委託費 (B)	倍率 (B/A)
平成 19 年度	6,649,192	5,784,270	0.87
平成 20 年度	6,620,036	5,829,620	0.88
平成 21 年度	6,736,651	5,669,431	0.84
平成 22 年度	6,943,276	5,956,426	0.86
平成 23 年度	6,656,884	6,002,264	0.90

八王子市の常備消防委託費は、東京消防庁八王子消防署分経費の 0.84～0.90 倍のレンジで推移しており、概ね安定している。しかしながら、平成 20 年度及び平成 23 年度には、八王子消防署分経費は減少しているにもかかわらず、八王子市の常備消防委託費は増加している。また、逆に平成 21 年度には、八王子消防署分経費は増加しているにもかかわらず、八王子市の常備消防委託費は減少している。常備消防委託費が所管消防署分の経費の増減に連動していない。このことについて、八王子市は消防庁舎建設等の投資的経費などが年度をまたがっていることや、先で述べた「東京都三多摩地区消防運営協議会」により常備消防委託費が決定していることから、受託者である東京消防庁の八王子消防署分のみの単年度の経費額を根拠にして委託費を算定して支払うことはなじまないものと認識しており、八王子消防署分経費の妥当性やこれとの比較で常備消防委託費が妥当かどうかの検討を行っていない。

【意見 1】常備消防委託費の妥当性の検討について

常備消防委託費について、市は、これを負担金の性質に近いものとして解釈しているため、計算根拠も含めて委託費が妥当であるかどうかについて検討を行っていない。また、東京都への委託事務の管理に係る収支についても「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」を入手するのみで、その内容が適正かどうかについての検討も行っていない。

市は常備消防委託費に関する予算の執行にあたり、受託者の業務が適切に遂行され、委託費が市の受けたサービスに見合ったものであることを確かめる必要がある。したがって、受託者から提示される「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」について詳細に検討し、非効率な消防事務が行われていないかチェックする必要がある。非効率な消防事務が行われていた場合には、それだけ市の負担額（委託費）が増加するからである。

また、市はその区域の消防を十分に果たすべき責任があるため（消防組織法第 6 条）、常備消防についても第一義的な責任がある。そのため、常備消防事務が市のニーズにマッチした形で有効に遂行されるよう、市は受託者の消防事務を管理監督しなければならない。

常備消防の委託事務が効果的かつ効率的に実施されることを確保するため、市は受託者の消防力を適時かつ詳細に把握し、計画の策定や方針の決定については積極的に関与することが望まれる。また、委託事務の結果である「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」についても詳細に分析し、非効率な収支はないか委託者としてのモニタリングを強化することが望まれる。そのうえで、常備消防事務の委託費について、市が享受したサービスに応じて適当な額であったかどうか、分析・検討することが望まれる。

【意見 2】常備消防に関する情報の市民への開示について

常備消防は、委託事業とはいえ八王子市の消防力の中枢をなすものであり、その委託金額は 23 年度決算額 6,002 百万円と消防費全体の実に約 86%を占めている。

現状では、市のホームページにおいて、常備消防を東京都に委託している旨の記載があるのみで、常備消防の委託に対する考え方が示されていない。市にとって、常備消防を委託化していることは、財政負担の軽減や消防の広域化によるメリットの享受などが考えられる。

市民にとって消防力は重大な関心事であり、委託金額の重要性からも経済性・効率性・有効性の観点から委託していることの意義を積極的に情報発信することが望まれる。

2. 非常備消防費に関する事項

(1) 人件費

消防団員の人件費は 256,455 千円であり、非常備消防費の 79.5%を占める。消防団員の人件費の内訳は以下のとおりである。

内 訳	金額 (千円)	構成比 (%)
(1) 消防団員に支給する金銭等		
① 団員報酬	105,944	32.9%
② 手当 (出火出場手当・特別警戒等出場手当)	37,502	11.6%
③ 退職報償金※2	32,832	10.2%
④ 療養等補償費※2	2,954	0.9%
⑤ その他	38	0.0%
小計	179,271	55.6%
(2) その他		
① 退職報償金等責任共済掛金	71,830	22.3%
② 団員健康診断委託料	2,589	0.8%
③ 消防団員育成指導嘱託員報酬・共済費	2,745	0.8%
④ その他	17	0.0%
小計	77,183	23.9%
人件費 合計	256,455	79.5%
非常備消防費 合計	322,552	100.0%

※1 上記は「平成 23 年度主要な施策の成果・事業報告書」を基準に、防災課から入手したその詳細データに基づき、監査人が集約したデータである。

※2 退職報償金及び療養等補償費は、それぞれ同額の公務災害補償共済基金収入

及び消防団員退職共済基金収入を充当している。これを除いた場合、その非常備消防費及び人件費は、それぞれ 220,668 千円、286,766 千円であり、非常備消防費に占める人件費の割合は、77.0%となる。

消防事業は、ポンプ車等の消火装置や防火水槽等の水利設備の維持管理のための費用もさることながら、それらの装置や設備を操作するための要員や消火活動時における警護要員、さらには災害時の迅速な対応を可能にすべく平時においても一定数の待機要員を必要とするなど、人件費がコストの大半を占める典型的なマンパワー型行政サービスである。

市の非常備消防事業も例外ではなく、非常備消防費における人件費の割合は約 8 割となっており、金額的な重要性は高い。

また、一般的に、人件費の支給業務は、一旦業務フローが確立されると、それ以降は、制度の変更などによるシステム上の（また計算上の）基礎数値の修正等がなされることはあっても、日常の業務は基本的にその確立された業務フローに則って処理され続けるという性質がある。そのため、仮に誤った業務フローが一旦設計された場合、日常業務ではその誤りに気付くことができず、誤りが継続される可能性がある。

さらに、人件費の支給業務は、消防団員の活動状況の十分な理解を前提とするため、そうした理解は、効果的な消防団活動のあり方や組織設計のあり方の考察を通して、効率的な予算配分の実現にも寄与する。

非常備消防事業の人件費は、量的にも質的にも重要性があるため、予算や決算の金額の適正性はもとより、支給のための業務フローの適切性、すなわち、必要な情報が共有され事業の運営に活かされる仕組みかどうか、不正や誤謬を適時に発見できる仕組みであるかどうか、といった観点が重要となる。

① 消防団員の入団・退団・階級変更の管理について

【概要 1】入団・退団・階級変更の管理の必要性

消防団は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために、平時は自ら生業を持つ住民によって組成された非常備の消防機関である。自らの生業を持ちながら、災害時（火災・風水災害、震災等）には消防活動を行わなければならないため、その構成員である消防団員には、志操が堅固で、かつ、身体が強健であること（精神的・身体的資質）が求められ、加えて年齢や居住地等様々な要件が求められている（八王子市消防団に関する条例第 5 条）。また、暴力団の排除を推進し、住民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、東京都では平成 23 年 10 月 1 日に「東京都暴力団排除条例」が施行され、八王子市も平成 24 年 4 月 1 日に「八王子市暴力団排除条例」を施行している。これを受けて、消防団員に

は、「八王子市消防団に関する条例」第5条で規定されている要件に加えて、暴力団関係者でないことが求められることとなった。消防団の管理にあたっては、団員が上記のような要件を充足しているかどうかには留意しなければならない。

また、消防団員に支給される団員報酬・退職報償金・公務災害損害補償金（療養損害及び介護損害を除く）は、消防団員の階級や勤務年数に応じて計算される。したがって、団員報酬・退職報償金・公務災害損害補償金の額を正確に計算するためには、消防団員の入団、退団及び階級変更が適切な情報に基づいて行われ、かつ、その日時が正確に把握されていなければならない。

【概要2】入団の業務フロー

- ・ 入団希望者は、消防団事務局または各分団へ入団の意思表示を行う。
- ・ 分団長は、消防団の活動内容、処遇等の説明を行うとともに、入団希望者の面接を行う。
- ・ 分団長は、入団希望者が消防団員としての要件を満たしている場合には、入団申請書（「団員の入団について」）と新入団個人票を作成または入手し、消防団事務局（以下、事務局という）へ提出する。事務局は、入団申請書を消防団長へ回付する。
- ・ 消防団長は、分団長による入団申請が相当であると認めた場合には、市長へ入団申請書を回付する。
- ・ 市長は当該団員の入団を認めた場合には、任命承認書（「消防団員の任命について（承認）」）を消防団長及び事務局に提出する。
- ・ 事務局は、任命申請書及び任命承認書の入手後、新入団個人票に基づき、新退職報償金システム上の消防団員管理台帳に必要事項を登録する。
- ・ システム入力の後、再度各分団からの申請書等と入力内容が一致していることを確認する。

【概要3】退団の業務フロー

- ・ 退団希望者は、消防団事務局または各分団へ退団の意思表示を行う。
- ・ 分団長は、退団申請書（「団員の退団について」）を記載し、事務局に提出する。（「団員の退団について」の宛名は、団長宛てになっているが、実務上は直接事務局へ提出されている。）
- ・ 事務局は、退団申請書に基づいて新退職報償金システム上の消防団員管理台帳に退職日付を入力する。
- ・ システム入力の後、再度各分団からの申請書等と入力内容が一致していることを確認する。
- ・ 新退職報償金システムにおいて退職について確定処理を行うと、退職報償金

は自動的に計算されるとともに、退職者情報はシステムを介して消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」）に伝達される。

- ・ 退職金の受給権のある団員からは、口座振替依頼書を入手する。また、退職金の受給を辞退する団員からは辞退届を入手する。
- ・ 基金は、入力された情報に基づいて退職報償金が適切に算定されていることを確かめ市へ「退職報償金支払決定通知」を送付する。
- ・ 防災課は、基金から交付された「退職報償金支払決定通知」に基づき、「執行伺書」を起案し所定の承認を得る。
- ・ 防災課は、支出にあたっては「支出負担行為書」を作成し、所定の承認を得る。

【概要 4】階級変更に関する業務フロー

- ・ 分団長は階級変更申請書（「団員の所属、階級変更について」）を記載し、事務局に提出する。（「団員の所属、階級変更について」の宛名は、団長宛てになっているが、実務上は直接事務局へ提出されている）
- ・ 事務局は、階級変更申請書に基づいて新退職報償金システム上の消防団員管理台帳に変更内容を登録する。
- ・ システム入力の後、再度各分団からの申請書等と入力内容が一致していることを確認する。

【意見 1】暴力団排除条例への対応について

平成 24 年 4 月 1 日入団者について、暴力団関係者でないことを確かめたことを外形上確認することができなかった。所管課によると、新様式の「新入団個人票」は、八王子市暴力団排除条例の施行日（平成 24 年 4 月 1 日）から適用しているが（新入団個人票には暴力団に関する条項が追加されている）、平成 24 年 4 月 1 日入団者の面接や資料の提出はそれ以前に行われているため、旧様式の「新入団個人票」が提出されているとのことであった。当該項目は入団時の面接において調査されている内容であり、また、毎年 3 月に行っている職業調査で追認可能であることから、平成 24 年 4 月 1 日の入団者について、新様式による「新入団個人票」の再入手は行わないとのことである。

しかしながら、東京都の暴力団排除条例は平成 23 年 10 月 1 日に既に施行されているため、それ以降、市は暴力団の排除に努めるべきであったことや、他市において暴力団員が消防団員となっていた報道があるなど暴力団排除に対する市民の関心も高いことなどから、既存の団員も含めてしっかりと調査を行うことが望まれる。

また、当該調査は、毎年実行した方が望ましいと思われる。団員の境遇が変化し

入団後に暴力団関係者と認定される可能性もあるからである。この場合には、現在も行っている毎年の職業調査を利用することが効率的であるが、現行の調査書は単に団員の職業を調査するのみで暴力団関係者か否か確認できるフォームにはなっていない。規制の対象は、暴力団員のみならず、暴力団の威力を利用できる者や暴力団員と親密な者なども含まれているため、単に職業が暴力団組員でないことを確認しただけでは、暴力団排除条例に対応した確認をしたことにはならない。調査にあたっては、調査様式を暴力団排除条例に適応した形に見直すことが望まれる。

【意見 2】退団申請書の承認について

退団の処理は、分団長から提出される退団申請書（「団員の退団について」）の情報に基づいて行われるが、退団申請書に団長他いかなるものからも承認された証跡がない。退団者が退職報償金の支給基準を満たす場合には、退職報償金支給のための手続の過程で、別途本人の意思確認や基金等他者からのチェックを受けることになるため、別の手続で退職の事実が担保される。しかしながら、退団者が退職報償金の支給基準を満たしていない場合には、支給のための手続がないため、退団者本人の意思を確認することができず、したがって、退団申請書の是非を追認することもできない。退団申請書の申請者を部長との連名としたり、退団申請書を退団者本人の手書きにするなどの方法により、退団者本人の意思を確認できるよう業務フローや申請書のフォームを見なおすことが望まれる。

また、八王子市消防団に関する条例第 6 条及び第 7 条によれば、降格や罷免、懲戒の実行権限は、任命権者、すなわち消防団長にある（消防組織法第 22 条）。本来その権限のない分団長によって懲戒や罷免が行われることを抑止する、または、類似行為について少なくとも権限者である団長のチェックを介するため、退団申請書について消防団団長の承認を要するよう、業務フローを改善することが望まれる。

【意見 3】階級変更申請書の承認について

退団申請書と同様、所属・階級の変更申請書についても、消防団長等の適切な第三者による査閲・承認の証跡がない。階級は、団員報酬や退職報償金等の計算に影響する重要な指標であるため、消防団長等の適切な第三者の承認を得たうえで、変更処理が実行されるよう業務フローを検討することが望まれる。

② 団員報酬の支払管理について

【概要 1】報酬の額

消防団の団員の身分は、地方自治法第 203 条の 2 に規定する非常勤の特別職の職員であり、八王子市では「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、報酬を支給している。同条例では、報酬額を八王子市消防団の組織等に関する規則で定める階級ごとに以下のように規定している。

階 級		報酬の額（円）
団 長		年額 302,000
副 団 長		年額 201,000
分 団 長		年額 143,000
副 分 団 長		年額 101,000
部 長		年額 85,000
班 長		年額 74,000
団 員	機能別分団に属する者	年額 12,000
	その他の者	年額 69,000

上記団員報酬額から共済会費として 1.5%を控除した残額が、各消防団員に支払われている。

【概要 2】支給方法

年額の報酬は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを計算期間とし、その期間の終了する月に支給する。ただし、その期間の中途において任命され、または離職し、若しくは死亡した者に対しては、その日の属する月から起算し、またはその日の属する月までを月割をもって支給する（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 3 条第 4 項）。

【概要 3】団員報酬支給の業務フロー

消防団員報酬は、年 1 回 3 月に支給する。なお、中途入退団者や階級変更者は月割で計算して支給する（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 3 条第 4 項による）。支給までの業務フローは以下のとおりである。

- ・ 新退職報償金システム上の消防団員リストから団員報酬受給該当者を抽出し、各分団に各消防団員から「団員報酬口座振替依頼書」を入手し、事務局に提出するよう依頼する。
- ・ 振込先口座に変更がある場合や入団初年度の場合には、本人口座であることを確認するため「団員報酬口座振替依頼書」に通帳等のコピーの添付を義務付けている。また、「団員報酬口座振替依頼書」は前年以降の変更の有無にかかわらず消防団員全員から毎年入手する。

- ・ 防災課は、新退職報償金システム上から消防団員の報酬データを抽出し、当該データを加工のうえ、「消防団員報酬口座振込リスト」を作成する。
- ・ 防災課は、「消防団員報酬口座振込リスト」を、「団員報酬口座振替依頼書」と照合し、その正確性を確認する。
- ・ 防災課により確認された「消防団員報酬口座振込リスト」は、会計課担当者により回付され、会計課担当者は、再度「団員報酬口座振替依頼書」と照合する。
- ・ 防災課は消防団員報酬の支出に関する執行伺書を起案し承認を受ける。
- ・ 執行伺書の決裁後、消防団員の各個人口座に団員報酬の支払いを行う。

【指摘 1】消防団員報酬の源泉徴収漏れについて

消防団員報酬の支給にあたり、所得税の源泉徴収が行われていない。

給与等を支払った場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税を差し引き、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月の 10 日までに国に納めなければならない（所得税法第 6 条、28 条、183 条）。また、非常勤の消防団員の報酬については、所得税法基本通達 28-9（2）において、「非常勤の消防団員が、その者の出勤の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が 5 万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。」とされている。しがたって、5 万円を超える団員報酬を支給する場合には、所得税を源泉徴収しなければならない。しかし、市ではこれまで、団員報酬について所得税の源泉徴収を行ってこなかった。

市は、所得税法に従って消防団員報酬から源泉徴収すべきである。なお、本報告書作成日現在において、市は、源泉徴収することを決定しており、平成 24 年 6 月 21 日に本団・分団長会議で事務局より説明を行っている。

【指摘 2】消防団員報酬の給与支払報告書の提出漏れについて

市は、消防団員の報酬についての給与支払報告書を提出していない。税の公平性を保つため、消防団員の報酬についても給与支払報告書を提出しなければならない（地方税法第 317 条の 6）。

③ 出火出場手当・特別警戒等出場手当の支給管理について

【概要 1】出火出場手当・特別警戒等出場手当の額

消防団員が、出火に出場し、または火災予防の警戒、風水害等の警戒防禦若しくは訓練に出場し、職務に従事する場合、一回につき 2,500 円を超えない範囲内で市規則で定めるところにより手当を支給する（八王子市消防団に関する条例第 10 条第

2 項)。一回当たりの手当の額は「八王子市消防団員出火出場手当及び特別警戒等出場手当支給規則」によって、以下のように規定されている。

手当の種類	支給要件	手当の額 (出場 1 回につき)
出 火 出 場 手 当	別に消防団長が定める出火出場基準に基づき消火活動に従事するため出火出場し、その業務に従事した場合	2,500 円
特別警戒等出場手当	火災予防の警戒に出場し、その業務に従事した場合	2,500 円
	風水害等の警戒防御に出場し、その業務に従事した場合	2,500 円
	訓練に出場し、従事した場合	2,500 円
	その他消防団長の特命により出場し、その業務に従事した場合	2,500 円

【概要 2】 手当支給業務のフロー

(i) 出火出場手当

- ・ 消防団員が出火の連絡を受けて出場。出場後、分団長は消防団事務局に「出動報告書（日報）」を提出する。
- ・ 消防団事務局は「出動報告書（日報）」の内容について、消防署から提供される火災状況連絡表等の火災情報と照合し、出動の事実を確かめる。
- ・ 分団長は、「出動報告書（日報）」を月次で集計し、「出火出場報告書（分団別）」と「個人別日別出場回数集計表」を作成し、消防団事務局に提出する。
- ・ 消防団事務局は、提出された書類の出火出場記録について、確認済みの「出動報告書（日報）」とを照合し、必要に応じて修正する。修正後の「出火出場報告書（分団別）」と「個人別日別出場回数集計表」は、以下の消防団長による集計作業の後、各分団に返却する。
- ・ 消防団長は、「出火出場報告書（分団別）」を集計し、「出火出場報告書（消防団全体）」を作成し、市長に報告する。
- ・ 市長は、出火出場報告書（消防団全体、月次）の内容を審査し、問題がなければ、出場手当の支給を決定する。
- ・ 出場手当は、月次で集計され、集計月の翌月末に各消防団員の手当を分団ごとにまとめて各分団長に一括で支給する。
- ・ 分団長は、各消防団員に手当を支給し、手当を受領した消防団員は「個人別日別出場回数集計表」の確認印欄に押印する。

- ・ 分団長は、すべての消防団員から確認印を入手した後、「個人別日別出場回数集計表」を再度消防団事務局に提出する。

(ii) 特別警戒等出場手当

- ・ 予め計画された訓練計画または地域や消防署の依頼によって、各種防災訓練や警戒出動等を企図する。特別警戒等出場が必要と判断した場合には、事前または事後に、出動報告書（「消防団員の出場について（報告）」）を消防団長宛てに提出する。
- ・ 分団長は、出動実績を月次で記録集計し、「特別警戒出場報告書（分団別）」と「個人別日別出場回数集計表」を作成し、消防団事務局に提出する。
- ・ 消防団事務局は、提出された書類の出場記録について、提出された出動報告書（「消防団員の出場について（報告）」）と照合し、また、出場事由や人数が、市の定めた出場基準である「八王子市消防団各種警戒等出場基準」に照らして妥当であるかを検証し、必要に応じて修正する。修正後の「特別警戒出場報告書（分団別）」と「個人別日別出場回数集計表」は、以下の消防団長による集計作業の後、各分団に返却する。
- ・ 消防団長は、「特別警戒出場報告書（分団別）」を集計し、「特別警戒出場報告書（消防団全体）」を作成し、市長に報告する。
- ・ 市長は、「特別警戒出場報告書（消防団全体）」の内容を審査し、問題がなければ、出場手当の支給を決定する。
- ・ 支給決定後のフローは、出火出場手当と同じ。

【意見 1】団員から分団長への出場手当等の受領委任について

出火出場手当等は、各消防団員に直接支給されず、各分団長に一括で支給された後で分配されている。

消防団員の出場手当等の支払請求権については明文の規定はないが、八王子市消防団に関する条例第 10 条第 2 項では、「消防団員が出火に出場し、または火災予防の警戒、風水害等の警戒防禦若しくは訓練に出場し、職務に従事する場合は、一回につき 2,500 円を超えない範囲内で市規則で定めるところにより手当を支給する。」と規定しており、当該条文からは、八王子市への出場手当等の支払請求権は、各消防団員が有していると考えられる。

したがって、各消防団員の委任や同意なしに分団長に手当を一括して支払った場合、万一その手当が当該消防団員の手に届いていない場合に、市は消防団員から別途出場手当の支払請求を受ければ、これに応じざるを得ないものと解され、出場手当等の二重払いのリスクを抱えることになる。

このような二重払いのリスクを回避するため、消防団員の出場手当等を分団長に

支給する場合には、委任状を入手するなどの方法により、文書によって事前に消防団員の委任の意思や同意を確認しておくべきである。

【意見 2】八王子市消防団各種警戒等出場基準の定員制と出場手当の支給について

出場手当等は、「八王子市消防団各種警戒等出場基準」に基づいて支給しているが、当該基準には出場内容ごとに定員を設けられている。事務局では、出場人数が基準の定員よりも多く報告された場合には、事務局の判断により支給対象人員をカットし、基準の定員数分だけ手当を支給するとしているケースがある。その場合には、実際に出場した消防団員に対して、「八王子市消防団員出火出場手当及び特別警戒等出場手当支給規則」に則った支給額が支払われていないことになる。このことは、消防団員にとっては、自身の与り知らぬところで支給額が減額される場合があるということであり、受けとるべき手当額の予測を困難にし、これはまた、支給された額の適正性の確認をも難しくしている。さらにいうならば、手当の分配が出場回数の割合で一律に行われなくなるため、不明朗な分配の余地を与えることになる。

出場実績を修正して手当を減額するという方法には上記のように、そもそも合規制に疑念があることや消防団員のモチベーションの低下など他のデメリットを誘発する可能性もあることを考慮すると、まずは「八王子市消防団員出火出場手当及び特別警戒等出場手当支給規則」に則して、実際の出場人数を制限するよう事前管理を徹底すべきであり、出場実績があった以上は規則に則り手当を支給すべきであると思われる。

④ 退職報償金の支払について

【概要】退職報償金制度について

「消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない」（消防組織法第 25 条）。退職報償金の額は、「八王子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」によって、以下のように規定されている。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

(単位：円)

階級	勤務期間					
	5 年以上 10 年未満	10 年以 上 15 年 未満	15 年以 上 20 年 未満	20 年以 上 25 年 未満	25 年以 上 30 年 未満	30 年以 上
団 長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
副 団 長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分 団 長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
副 分 団 長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
部 長 及 び 班 長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
団 員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

退職報償金の支給基礎となる階級は、原則として退職した日にその者が属していた階級とし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が 1 年に満たないときは、その階級（団員を除く）の直近下位の階級とする等、対象とする階級の決定方法についても規定がある（八王子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第 3 条、八王子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基礎となる階級の特例を定める規則）。

なお、平成 23 年度の退職報償金支出は、全額消防団員等公務災害補償等共済基金からの収入で賄われている。

【指摘】退職報償金の源泉徴収漏れについて

退職報償金の支給に当たって、退職報償金の額の 20%の所得税を源泉徴収しておらず、退職報償金の総額を退団者に支給している。

所得税法は、その第 199 条において、「居住者に対し国内において第 30 条第 1 項（退職所得）に規定する退職手当等（以下この章において「退職手当等」という）の支払いをする者は、その支払いの際、その退職手当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない」旨規定し、退職手当等の支払いを行う者に対して源泉徴収義務を課している

源泉徴収税額は退団者が「退職所得の受給に関する申告書」を提出しているか否かによって異なり、退団者が退職報償金の支払いを受ける時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 に相当する金額を課税退職所得金額とみなして、これに税率を乗じた額が源泉徴収すべき税額となる（所得税法第 201 条第 1 項）。一方、退団者がその支払いを受ける時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出していないときは、退職手当等の金額に 100 分の 20 の税率を乗じた額が源泉徴収すべき税額となる（所得税法第 201 条第 3 項）。八王子市は、これまで退団者から「退職

所得の受給に関する申告書」の提出を受けていないため、後者に該当する。したがって、所得税法第 201 条第 3 項の規定に則り、退職報償金の 20%を源泉徴収し納付する義務があった。

これについて、市では、平成 24 年度以降は退団者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている。「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けた場合には、退職所得控除額が退職報償金の額を上回ると思われるため、源泉徴収税額は発生しないこととなる。なお、「退職所得の受給に関する申告書」は税務署に提出する必要がある。一般職員の退職金の支給業務を取り扱っている職員課と連携をとるなどの方法により提出漏れがないようにする必要がある。

(2) 人件費以外

消防団の人件費以外の費用は、66,097 千円であり、非常備消防費の 20.5%である。主な内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額	構 成 比
(1) 消防団へ金銭を支給するもの		
① 分団交付金	12,077	3.7%
(2) 市において直接支出するもの		
① 団服等購入費	14,986	4.7%
② 団無線購入費	10,401	3.2%
③ 消防ポンプ車等管理費	12,804	4.0%
④ 水道光熱費	8,122	2.5%
⑤ その他	7,704	2.4%
人件費以外 合計	66,097	20.5%
非常備消防費 合計	322,552	100.0%

※ 上記は「平成 23 年度主要な施策の成果・事業報告書」を基準に、防災課から入手したその詳細データに基づき、監査人が集約したものである。

① 消防団交付金の管理について

【概要 1】分団交付金の性質

消防団の運営に必要な経費として、消防団に一括して交付するものである。市は、交付金の交付時に一括で予算・「執行伺い」又は「支出負担行為」等の支出に必要な手順を踏み、消防団における執行は年度末の精算、審査によって確定する。したがって、消防団による最終的な予算の執行は、交付金支給目的に適合していればよく、契約等についての市の規程は適用されない。

【概要 2】 交付対象・交付額・交付方法等

八王子市では、消防組織法第 6 条における市町村の消防責任を果たすため、同法第 9 条により設立された八王子市消防団に対して、その運営に必要な経費として交付金を支給している。支給にあたっては、「補助金等の交付の手続等に関する規則」に準拠するほか、同法第 5 条で求められている要綱として、「八王子市消防団本部及び分団交付金交付要綱」（以下「交付金交付要綱」という）を作成し、交付対象・交付額・交付方法等を定めている。

（い） 交付対象

交付金交付要綱第 2 条では、交付の対象経費を以下のように規定している。

ア) 本団（団本部）運営費

- (a) 本団等主催の各種研修事業及び会議開催に係る経費並びに消防活動等の任務遂行上必要とする飲食費を含む経費（消防団フェスタ経費を含む）
- (b) 他市団等関係機関との交流及び情報交換等の会議に要する費用
- (c) 音楽隊に係る経費
- (d) 女性隊に係る経費

イ) 分団交付金

- (a) 運営費 分団主催の各種研修事業の参加経費及び消防活動等の任務遂行上必要とする飲食費を含む経費（消防団フェスタ経費を含む）
- (b) 研修費 分団主催の研修事業の参加経費
- (c) 通信連絡費 火災出動連絡、訓練等の連絡経費
- (d) 会議費 団活動の指針周知、訓練等の会議開催にかかる経費
- (e) 器具置場管理費 器具置場の清掃、軽微な補修・修理、消防自動車点検管理経費

上記の交付対象については、八王子市消防団本部・分団交付金交付基準詳細（例示）（平成 23 年 4 月 1 日から適用）によって、以下のとおりその詳細を規定している。

使途区分		具体的な支出項目
運 営 費	分団の管理運営等に要する経費等	結団式会費、フェスタ経費、観月会費、新年懇親会費等、年間事業で計画されている行事等の参加費 分団主催の各種研修会助成金 (1 人あたり 昼 1,500 円、夜 5,000 円) 町会・自治会等、各地区での懇親会会費 行事等参加時の駐車場代（女性隊）

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

	水火災時の出場時の物品購入等経費	火災・水防出場時飲食代 演奏会経費（音楽隊）（ポスター・DM・プログラム印刷代）
研 修 費	研修会、訓練等に要する経費	幹部訓練・新入団員訓練・操法大会等各種訓練時の飲料代補助 各種警戒時の飲食代 楽譜購入代（音楽隊）
通 信 連 絡 費	事務処理、通信連絡に要する経費等	会議資料コピー代 帳簿、用紙、切手、はがき、文房具等の購入費 本部通信費 （電話代：分団長 4,000 円、副分団長 3,000 円、部長 2,500 円 / 年間）
会 議 費	各種会議開催時の経費等	分団・部会議室借用料、会議飲料代、茶葉、湯呑、やかん等の購入費
器 具 置 場 等 管 理 費	器具置場等整備管理器材の購入修繕経費	ホース巻き器、訓練用水槽、訓練用手袋、ロープ、無線機、ライト等購入費 器具置場の清掃、軽微な補修・修理、消防自動車点検管理経費 水難救助用ライフジャケット購入費 団旗修繕代 吹奏楽講師指導料（音楽隊）

※ 上記区分に関係なく認められないもの

団主催であっても事業計画にないもの、分団長会・副分団長会・署職員等歓送迎会等の会費等

各行事の際のタクシー代、出場手当の対象となる場合の応急講習代

退団者記念品、関係団体への謝礼金、地区行事への祝金

冷暖房器具購入費

（ii）交付金の額

交付金交付要綱第 3 条では、交付金の額について「交付金の額及び算定方法は、分団部数及び団員数をもとに、予算の範囲内で交付する。」と規定している。

八王子市における 23 年度本団及び分団交付金の予算額（決算額は同額）は 本団運営費 1,456,400 円、分団運営費 10,620,600 円である。交付金の予算額について、三多摩地区の主要他市と比較すると、以下のとおりとなる。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

市町村名	本団運営費 (円)	分団運営費 (円)	分団交付金 合計 (円) (A)	一般会計予 算 (千円) (B)	比率 (A) / (B)
青 梅 市	804,000	22,867,000	23,671,000	50,700,000	0.05%
八 王 子 市	1,400,000	10,677,000	12,077,000	185,500,000	0.01%
多 摩 市	180,000	11,000,000	11,180,000	49,340,000	0.02%
東 村 山 市	679,000	8,827,000	9,506,000	48,479,481	0.02%
奥 多 摩 町	766,000	8,404,000	9,170,000	5,758,000	0.16%
調 布 市	360,000	8,100,000	8,460,000	77,150,000	0.01%
あきる野市	225,000	8,082,000	8,307,000	31,004,101	0.03%
町 田 市	250,000	5,870,000	6,120,000	141,296,570	0.00%
武 蔵 野 市	900,000	5,000,000	5,900,000	56,830,000	0.01%
西 東 京 市	350,000	5,400,000	5,750,000	68,634,000	0.01%

※ 上記は、東京都三多摩消防団連絡協議会資料「団長交際費・本分団運営費・予算規模（平成23年4月1日現在）」から本団運営費＋分団運営費の合計額の上位10市を抜粋し、その本団運営費・分団運営費・一般会計予算額を記載したものである。なお、八王子市の本団運営費の額は、音楽隊・女性隊を含まない消防団本部の運営費のみを記載している。

※ 比率については、記載単位未満を四捨五入している。

上記の他市比較では、八王子市の消防団交付金額は相対的には多くなっているが、一般会計予算に対する消防団交付金の比率は他市並みであり、行政サービス全体に占める割合からすると、当該予算の規模は概ね妥当な水準と考えられる。

(iii) 交付の方法

交付金交付要綱第4条では、交付の方法について「交付金は、年2回に分け八王子市消防団からの請求により4月及び10月に交付する。」と規定し、第5条以下で申請方法等について規定している。

【概要 3】 交付金支給、確定に関する業務フロー

- ・ 予算の策定
次年度の予算編成の際に、防災課から財務部財政課に予算要求する。予算は費目により昨年の実績や団員数、部数を根拠として割り振って計算する。
- ・ 予算の確定
防災課からの予算要求を財政課で査定、その後市議会で審議・承認の後予算が確定する。
- ・ 消防団への通知
交付前年度の 3 月の本団・分団長会議にて、防災課から団本部、各分団等に対し予算案を通知する。
- ・ 交付金の請求
前年度末までに予算が確定したら、「消防団への通知」に基づき、団本部・各分団等から市長に対し、新年度の 4 月 1 日付で交付申請を行う。（「八王子市消防団本部及び分団交付金 交付申請書」（要綱様式第 1 号）の提出）
- ・ 口座の開設
「交付金の請求」の際に、各分団等から振込口座の指定をさせる（「支払金口座振替依頼書（債権者登録）」の提出）。原則、団本部・各分団等の代表者名の口座への振込となるが、会計担当等、代表者以外の名義口座への降り込みが指定された場合には、委任状を提出させ、意思確認を行う。
- ・ 交付の実行
「交付金の請求」に基づき、市長から団本部・各分団等の代表者に対し、交付の決定を通知（「平成○年度八王子市消防団本部及び分団交付金の交付決定について（通知）」（要綱様式第 2 号）を提出）するとともに、「口座の開設」に基づき、団本部・各分団等の代表者に対して交付を行う。交付の時期は 4 月 1 日と 10 月 1 日の年 2 回である。
- ・ 交付金の執行
市長より団本部、各分団等に対して交付された交付金の執行については、当該年度の交付要綱に基づいて執行される。
- ・ 帳簿記録及び証憑の保存
交付金の執行は、各分団等の代表者により一件毎に収入（支出）命令を行い、帳簿に記録している。団本部、各分団等において、収入（支出）命令書に領収書等を添付し証憑資料としている。
- ・ 精算書類の作成、分団内部監査の実施
団本部・各分団等の代表者は、精算明細書等の精算書類を作成する。分団からさらに各部へ交付された各部交付金については、分団長が各部交付金使途明細書を調査し、使途に正当性が認められた場合には、各部交付金使途明細

書にその旨記載し署名押印する。

- ・ 提出資料

年度末 3 月 31 日付で、団本部・各分団等の代表者により、市長に対し、「八王子市消防団本部及び分団交付金精算書」（要綱様式第 3 号）が提出される。添付書類としては、精算明細書、各部交付金使途明細書、収入（支出）命令書・領収書等、帳簿等がある。防災課は以上の書類を調査し、不適切な執行がなければ、市長から団本部・各分団等の代表者に対して、「八王子市消防団本部及び分団交付金確定通知書」（要綱様式第 4 号）により確定通知を行う。

- ・ 内部監査

団本部の監査担当副団長、防災課職員は、提出された精算書について、内部監査を実施し、書類の不揃いや不適切な支出の有無を調査する。

【指摘 1】各部交付金の証憑保存について

分団がさらにその下部組織である各部に交付金を支出している額（各部交付金額）が比較的多額であった第 4 分団及び第 8 分団について、各部交付金使途明細書、収支明細及び領収書の提出を求めたところ、第 4 分団を構成する 6 つの部のうち 2 つの部で領収書の保存がなされておらず、第 8 分団に至っては構成するすべての部で領収書の保存がなされていなかった。

当該監査結果から各部交付金の使途の記録や証憑の保存について、市全体として適切に運用されていない可能性があると考えられたため、所管である防災課消防担当に依頼し、全分団に対して、各部交付金に係る収支明細の作成状況と領収書の保管状況について調査を依頼した。結果は以下のとおりである。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

～各部交付金に係る書類保管状況の調査結果～

分団	構成 部数	各部交付 金額（円）	収支明細の 作成の有無	領収書の 保管の有無	分団による 監査の有無
第 1 分 団	3	100,000	有	無	有
第 2 分 団	3	180,000	有	無	有
第 3 分 団	6	215,000	有	有	有
第 4 分 団	6	420,000	有	4 部有 2 部無	有
第 5 分 団	7	80,000	有	無	有
第 6 分 団	6	360,000	有	有	有
第 7 分 団	6	260,000	有	有	有
第 8 分 団	11	770,000	有	無	有
第 9 分 団	12	480,000	有	有	有
第 10 分 団	8	340,000	有	有	有
第 11 分 団	10	490,000	有	無	有
第 12 分 団	11	610,000	有	無	有
合 計	89	4,305,000			

結果は、収支明細については全分団において作成されていたが、47 の部で領収書の保管は行っていないとの回答であった。金額にすると、分団交付金 10,116 千円（交付金総額から本団・音楽隊・女性隊を除いた額）のうち、4,305 千円がその構成員である部に対して各部交付金として支給されているが、55%にあたる 2,370 千円について領収書が保存されていなかったことになる（第 4 分団の各部交付金は 420 千円を 6 部で均等に配分しているものと推定して計算している）。

交付金を受領した分団は、予算執行の適正を図るため事業に係る帳簿その他の資料を常備しなければならない（補助金等の交付の手続等に関する規則第 9 条第 2 項）。また、市長は、交付金の額を確定するに当たっては、精算書等の審査等によって交付対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合することを確認する必要がある（平成 23 年度八王子市消防団本部及び分団交付金交付要綱第 8 条）。したがって、分団長は、交付金の使途については、第三者がその適正性を確認できるよう、収支明細等の収支記録をつけ、その基となる証憑（通常は領収書）を備置、保存しておく義務がある。ここにいう証憑は、使途を確認できるものでなければならないため、外部証拠（消防団組織の外部から発行されたもの）でなければならない。

各分団が「補助金等の交付の手続等に関する規則第 9 条第 2 項」に則り、事業に係る帳簿その他の資料を常備するよう、指導徹底すべきである。

【意見 1】分団長による各部交付金の調査の実効性について

防災課が消防団本部及び分団に提示している「平成 23 年度本団・分団交付金 精算時注意事項」では、各部交付金の取り扱いについて、まず各部交付金の執行は分団本部に準ずる旨を再確認のうえ、分団長に各部交付金使途明細書の内容を調査し署名・捺印することを求めている。現行制度では、市は、分団長による調査が適正に行われたことを前提に、分団交付金の精算に当たっては、各部の領収書を消防団本部または防災課に提出することを不要としている。

しかしながら、領収書の保存のない部においても、分団長の調査は実施され、実際の使途の正当性を判断する証憑が存在していないにもかかわらず、その使途明細書には分団長によって使途は正当である旨が記載されている。

市は、交付金の確定にあたり、その使途が適正であったかどうかを判断する必要があるため、まずは各部に対して領収書を必ず保存しておくよう指導を徹底する必要がある。そのうえで、分団長は、使途が正当であったかどうかだけでなく、領収書等によって使途内容を十分に説明できるかどうかにも留意して、各部交付金の調査を十分に行うべきである。

【指摘 2】分団交付金交付基準の遵守違反について

団本部交付金が消防団長のタクシー代として支出されており、その額は平成 23 年度 259 千円であり、市から直接支払っているタクシー借上料（団長送迎用）93 千円とあわせると 352 千円使用されている。また、本団据え置きの出納簿に記録されているタクシー代支出は過去 10 年間で 3,000 千円以上に上っている（これに加えて、タクシー借上料が毎年発生している）。

この点、防災課担当者にヒアリングしたところ、消防団長の立場から各種外部団体の長との会議や会合、来賓として招待されるなど年間多くの公務を行っている。以前はその目的に使用できる車両を運用していたが当該車両を廃止したことに伴い、タクシーの借上げ契約を締結し、タクシーチケットを渡して、タクシー代の管理を行っているとのことであった。また、職員は、少しでもタクシー代の節約を図るため、手すきの時には送迎を行うこともあるとのことであった。

消防団長という立場から、公務のためのタクシー利用することについて理解できるが、現行の「八王子市消防団本部・分団交付金交付基準詳細（例示）」において、行事等への移動のためのタクシー代については交付金の使途として認められない旨明記されていることから、交付金執行の合规性に違反していると言わざるを得ない。一方で、消防団長のタクシー利用が必然性もあるという市の主張も一概には否定しがたいと思われるため、現行の交付基準を早急に見直すべきである。しかしながら、消防団長のすべての出向に支出するのではなく、厳選しかつ精査することは言うまでもない。

【意見 2】 交付金で購入した備品の備品台帳への登録漏れについて

八王子市消防団（本部交付金）支出命令書（第 84 号）によって備品（購入価格：199 千円、支出日：平成 24 年 3 月 1 日）を取得している。

八王子市物品管理規則では 50 千円以上の備品は、その品名・金額・供用場所その他必要な事項を財務会計システムに記録することとしている（八王子市物品管理規則第 5 条の 2）。備品として購入した場合は、財務会計システムに自動的に登録されるが、交付金を充当して購入した場合には、交付金の支出としか認識されないため、備品の登録が行われていない。市財産の適切な管理のために、交付金から支出した購入備品についても、財務会計システムへの登録・備品管理番号の現品への添付ができるよう業務フローを構築することが望まれる。

なお、本件は本来物品管理者たる防災課長により調査され、平成 24 年 9 月末までに会計管理者に報告されるべきものである（八王子市物品管理規則第 5 条の 2 第 3 項）。

【意見3】証拠書類としての領収書について

領収書の発行者が部長・団長等の消防団員であり、外部証拠となっていないものが以下のとおり散見された。

分団	日付	金額(円)	摘要	領収者
第3分団	23.4.22	10,000	お弁当代 20名	第3分団第1部長
第3分団	23.6.23	10,000	お弁当代 20名	第3分団第3部長
第3分団	24.3.21	10,000	お弁当代 20名	第3分団第4部長
第5分団	23.4.30	80,000	操法大会訓練費	第5分団第4部長
第5分団	24.3.5	50,000	第5分団研修後の懇親会補助費 10名分として	第5分団長
第8分団	23.5.3	20,000	城山警戒 昼食事代として 32名	第8分団長
第8分団	23.5.5	20,000	城山警戒 昼食事代として 39名	第8分団長
第8分団	23.5.15	3,000	操法統一訓練 飲食代として 22名	第8分団長
第8分団	23.7.10	7,470	普通救命講習会 飲物代として 65名	第8分団長
第8分団	23.8.28	7,720	第8分団活動訓練 飲物代として 75名	第8分団長
第8分団	24.3.11	5,000	第8分団活動訓練 飲物代として 35名	第8分団長
第8分団	24.3.31	11,515	コピー代として	第8分団長
第11分団	23.5.10	27,000	山林パトロール食事代補助 27名×1,000円	第11分団長
第11分団	23.9.17	20,000	南部地区懇親会補助 5,000円×4名	第11分団長
第11分団	不明	70,000	分団研修会補助	第11分団長

自動販売機での飲料の購入など領収書が発行されないものの以外は外部証拠を添付すべきであるし、外部証拠がなければ予算の執行の適正性は判断できないはずである。

内部関係者の発行した領収書は最終的な使途を証明することができないため、原則として予算執行の証拠とはなりえないことを、消防団分団のみならず、監査を担当する消防団本部、そして所管である防災課職員に十分周知することが望まれる。

【意見 4】分団交付金の審査及び内部監査の実効性について

分団交付金は、防災課が分団長から提出された精算書類を審査し、交付金の使途が交付目的に適合していることを確認のうえ、確定される。また、確定後ではあるが、消防団本部（交付金監査担当副団長 1 名）と事務局（防災課職員 2 名が担当）によって内部監査も実施されている。

交付金の使途の審査にあたっては、【指摘 1】（92 頁）及び【意見 3】（96 頁）に記載のとおり、証憑や帳簿記録のない各部交付金の使用が看過されており、また、最終的な使途が明確ではない内部関係者発行の領収書が証拠書類として認められているなど、最終的な使途が不明瞭な事業についても交付金の確定が行われている。また、過去 3 年の内部監査指摘事項を調査したところ、内部監査は毎年度不適切な予算執行や証拠書類の不備を指摘しているものの、将来に向けた改善を要請するのみであった。

このように、分団長による適正な各部交付金の調査を前提にした防災課による分団交付金の審査も、また、交付金確定後に行われる内部監査も、最終的な使途が不明瞭な事業に対する交付金の確定を抑止できておらず、これらの統制の仕組みが有効に機能していたとはいえない。

市長は交付金確定にあたり、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う実態調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであることを確認しなければならない（補助金等の交付の手続等に関する規則第 13 条）。また、分団交付金の審査は、消防団に関することであるため、防災課の分掌事務である（八王子市組織規則第 17 条）。

したがって、交付金の執行内容の審査は、本来防災課の責任において行うべきであり、現状の仕組みが有効に機能していない以上、例えば、各部交付金の収支明細や証憑類についても防災課へ提出を求めるなど、防災課が交付金の使途を十分に把握できるよう業務フローを改善することが望まれる。

② 市が直接支出する物件費について

【概要 1】性質

消防団の運営にあたり必要な経費で、市が直接支出しているものである。したがって、それぞれの支出ごとに予算執行、契約、支出負担等に関する各規程に準拠する必要がある。

【概要 2】平成 23 年度の支出の内訳

- ・ 団服等購入費
消防団員用防寒服、防火服、制服、活動服、安全靴、ヘルメット等の購入費である。

- ・ 団無線購入費
無線のデジタル化に伴う、デジタル無線機の購入費である。
- ・ 消防ポンプ車等管理費
消耗品（消防ホース、ホースバンド、吸管バンド等）、自動車用消耗品（バッテリー、エンジンオイル等）、燃料費（ガソリン、軽油）、修繕料（点検、車検、修繕）、保険料、公課料等である。
- ・ 水道光熱費
消防団器具置場等における電気・ガス・水道代等である。
- ・ その他
消防団出初式の会場設営費、各種協議会・研修会の会費、消防活動における消耗資材・消耗品の購入費である。

【概要 3】 契約事務について

八王子市では、「八王子市契約事務規則」に基づき、（解除条件付）一般競争入札、（解除条件付）指名競争入札、随意契約によって、取引業者を選定し、契約を締結している。また、工事関係の（解除条件付）一般競争入札については「八王子市解除条件付一般競争入札実施要綱」において、（解除条件付）指名競争入札については「八王子市解除条件付指名競争入札実施要綱」において、詳細を規定している。

随意契約とすることができる事業は、「八王子市契約事務規則」によって、以下のとおり規定されている。

契 約 の 種 類	予定価格
工事または製造の請負	130 万円
財産の買入れ	80 万円
物件の借入れ	40 万円
財産の売払い	30 万円
物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

市の工事・物品等の契約事務は契約課の分掌であるため（「八王子市組織規則第 15 条」）、契約事務は原則として契約課で行うが、別途「八王子市物品の購入及び備品の修繕等に関する事務取扱要領」「八王子市業務委託、役務の提供、賃貸借、使用許諾等に係る契約の事務処理要領」「八王子市工事請負等の事務処理要領」を制定し、金額的に僅少な場合や災害発生等により緊急を要する場合などには、所管課において契約を行うことができるとしている。所管課で随意契約を行うにあたっては、契約課で行う場合と同様原則として 2 者以上から見積りを徴することを義務付けるなど、購入価格の適正性の確保を図っている。ただし、2 者以上から見積りを徴する必

要が無い場合には、例外的に 1 者指定随意契約を認めている。この 1 者指定随意契約については、「随意契約のガイドライン」を参考にして、経済性や公正性を損なうことのないよう、その必要性を検討することを求めるなど、特に慎重な対応を求めている。市では、1 者指定随意契約とした場合には、その理由について「随意契約指定理由書」に具体的な理由を記載し、契約課へ提出することを求めることで、内部牽制を図っている。

【措置済事項】競争見積りによる随意契約における不適切な事務処理について

消防器具置場物品の購入に関する関係資料を閲覧した結果、契約締結伺書（業者選定書・予定価格調書・見積合せ経過調書）と見積依頼業者からの見積書が市担当課の同一の人物により記載されていると推定されるものがいくつか発見された。

これについて、所管課へヒアリングを行ったところ、急を要する場合には、見積額を電話で確認して見積合せを行い、決定業者のみに見積書の提出を請求し、もう一方の業者の見積りは職員が書き起こし、見積合せの根拠資料としていたとのことであった。しかしながら、このような方法では、決定業者以外に対しても見積りを行ったことを明示する証拠が保存されないため、競争見積りによる随意契約における事務処理として適切ではない。競争見積りによる随意契約の場合には、適正な競争原理のもとで契約が行われたことを証するため、すべての業者から実際に見積書入手・保存すべきである。

また、市職員により記入された見積書は、契約締結伺書（業者選定書・予定価格調書・見積合せ経過調書）に添付され、防災課で決裁を受けている。本来であれば決裁時に発見され改められるべき行為であり、これをこれまで発見・防止できなかった決裁行為の実効性にも疑念がある。

今般の包括外部監査での指摘を受けて、防災課では直ちに同様の事案の有無等について調査を実施し、改善措置を講じている。包括外部監査において同課から受けた報告は以下のとおりである。

- ・ 本件について把握した事案の内容
行われていた事案は、緊急に必要な物品の購入を目的としたものであり、指摘された案件のほかには、同様の処理はしていない。このような処理について、平成 19 年度まで遡って確認したところ、同様と思われるような事案がいくつか発見された。
- ・ その他の業務における同様の事案の有無
その他の業務では同じ事案は無く、過去においても無かったことが確認された。

・ 対応及び改善措置

担当者に対しては、本事案が適正な事務処理でないことを認識させ、今後、競争原理や公平性を疑われることのないよう、適正に見積りを徴取することを強く指導した。また、他の職員に対しても、本事案を説明し、同様の事務処理を行っていない事を確認し、他の事務処理においても同様の事務処理が行われることがないよう各担当でも徹底するよう指導した。さらに、承認者等に対しても、本事案を説明し、同様の処理が行われないよう決裁時の確認を詳細まで行うように指導した。

本包括外部監査においては、上記の調査・改善措置に関する報告を受けるとともに、所管部長から職員に対して通知された文書を確認した。当該文書は、事案の内容と本来あるべき事務処理、そして今後の改善措置が適切に記載されており、また、所管部全職員の閲覧に供されていた。事案の周知や事務処理の適正化に向けた職員への指導等の取り組みは、適切に実施済みであることを確認した。

③ 備品の管理について

【概要 1】規則

八王子市では「八王子市物品管理規則」（以下本項では「規則」という）に基づいて物品の管理を行っている。物品は、(1) 備品（予定価格が 50,000 円以上のものに限る）(2) 消耗品 (3) 材料品 (4) 動物 (5) 不用品 (6) 生産品 (7) 借入品に区分され（規則第 5 条）、特に (1) 備品については、財務会計システムにその品名、金額、供用場所（※）その他必要な事項を記載して管理することとしている（規則第 5 条の 2 第 2 項）。また、供用（※）されている間はこれらの情報が漏れなく記録され、そして処分された際には遅滞なくその情報を記録できるよう、以下のような事務を行うこととしている。

（※）供用とは、物品をその用途に応じて職員の使用に供することをいい、また、供用場所とは、物品を専ら供用する場所をいう（規則第 2 条 3 号、4 号）

【概要 2】購入等による受入時の記録について

規則第 11 条は、物品管理者（所管課長）は、物品の受入れの事由が生じたときは、物品受入通知書を所属の物品出納員に送付しなければならない。ただし、購入物品の受入れについては、財務会計システムにより購入代金の支出の事務を行うことによって、物品受入通知書の送付を行ったものとみなす旨規定している。市では、購入物品は購入代金の支出事務を行うことによって、財務会計システム上の備品台帳に自動的に登録されることとなっている。ただし、交付金からの備品購入等、市からの支出行為が備品に直接結びつかない場合には、原則通り所管課において物品受

入通知書を発行し、所属の物品出納員によって台帳の登録が行われることになる。

【概要 3】記録の調査について

規則第 5 条の 2 第 3 項は、記録の正確性を確かめるため、物品管理者は、毎年 7 月末日現在における財務会計システム上の備品管理簿の記録と備品を照合し、その記録の内容について誤りがないことを確認の上、その結果を 9 月末日までに会計管理者に報告しなければならないとしている。

防災課では、これに対応するため、毎年 7 月に消防団に備品消耗品等の市の財産の棚卸を依頼し、棚卸票に数量を記載し報告するよう求めている。また、物品管理者は、管理台帳と現物を照合し、登録内容の正否を判定し、必要に応じて記録を修正し、修正内容を会計課に報告している。

【概要 4】廃棄・売却等の処分時の記録について

規則第 22 条の 2 は備品の売却及び処分について、備品を売却し、または廃棄しようとする物品管理者は、備品処分通知書を所属の物品出納員に送付しなければならない。また、備品処分通知書の送付を受けた物品出納員は、直ちに当該備品を売却し、または廃棄しなければならないとしている。防災課では、この備品処分通知書に基づいて、備品台帳に処分に関する記録を行うこととしている。

【意見 1】購入等による受入時の記録について

平成 23 年度に取得した備品（予定価格が 50,000 円以上）について、その品名、金額、供用場所その他必要な事項が記載されているが、備品台帳を通査したところ過去に取得したものについて供用場所が記されていないものが多数ある。特に、防災課所轄の備品は点数も相当数あり、その供用場所も消防団器具置場や備蓄倉庫など多数に上る。そのため、供用場所の記録は、財産管理の備品台帳と現物のチェックを効率的に行うために不可欠な情報である。現時点で供用場所の記載のないものについては、早急に供用場所を調査し、備品台帳に記録する必要がある。

【意見 2】備品台帳と現物の照合について

上記のように備品台帳には供用場所の記載がないものが多数あるが、物品管理者である防災課長によると備品との照合作業は、この備品台帳を使用して全件現物と照合したとのことである。照合の証跡は保存されていないこともあり、作業の状況を確認することはできないが、備品の点数や供用場所の数から、所管の備品全品について現物と台帳を照合するには、かなりの工数がかかったはずである。また、この照合作業は八王子市物品管理規則に従い毎年行わなければならないため、業務を効率化する必要がある、経済性・有効性・効率性の観点から、見直しが必要と思わ

れる。

例えば、まずは【意見 1】(101 頁)に記載のとおり、備品台帳に供用場所を漏れなく記載し、そのうえで供用場所ごとの備品データを生成する。供用場所ごとの備品データごとに担当者を割り振り、手分けして現品との照合を行う。物品管理者たる所管課長は、抜き取り調査等により、担当者の照合作業の適否を判断し承認する。担当者の照合結果に基づき備品台帳の修正を行う、というような業務フローが考えられる。

業務フローの構築に当たっては、分担による照合作業の効率化だけではなく、物品管理者が自ら作業を行った場合と同等の心証が得られるよう担当者ごとの作業をチェックする体制が必要であることに留意しなければならない。また、作業内容を明確にするため、照合作業の手順は文書により据え置き、照合作業や承認の証跡は一定期間保存しておくべきである。

【意見 3】分団器具置場の物品棚卸結果について

毎年 7 月に、防災課は消防団に対し、消防団器具置場に保管されている市所有の物品について、その保有数を報告させている。その後、防災課は、器具置場ごとの報告書を集計し、消防団管理の物品総数を把握している。

しかしながら、この業務には以下のような改善すべき事項がある。

一点は、消防団の物品の棚卸の方法である。消防団からの報告は棚卸時点の実数が記載されているのみで、本来あるべき残高との比較がなされていない。もとより物品の購入や廃棄を継続的に記録していないため本来あるべき残高は把握されていない。そのため、記録上は存在すべきであるが、存在しない物品の有無は把握できず、紛失や盗難による滅失があったとしてもその事実を掌握することはできない。まずは、各器具置場において、前年実数、購入等による増加数、廃棄等による減少数を記録した管理台帳を整備し、棚卸の結果はその管理台帳との比較で滅失した資産はないかどうかという検討も含めて報告されるべきである。

もう一点は、防災課における消防団からの報告書の取り扱いである。防災課では、消防団からの物品調査の結果を集計するのみで、備品台帳との照合をしていない。物品の棚卸は、単にその時点の数量を把握するだけでは実施する意味はほとんどない。棚卸の結果と備品管理台帳を照合し、差異の内容を分析し、棚卸の結果を備品管理台帳に反映することに棚卸を実施する意義がある。これにより、棚卸時点で実在する備品が、漏れなく正確に備品管理台帳に記録されることになり、同時に不明な差異原因を分析することにより財産管理に役立つ情報を得られるからである。

したがって、消防団からの物品調査結果を備品管理台帳に反映できるよう業務フローを改善していく必要がある。そのためには、まず消防団の物品調査結果のうちどれが備品（購入時の予定価格が 50,000 円以上）であるかを明らかにできるよう調

査結果の報告書のフォームを見直し、そのうえで、防災課におけるその報告書と備品管理台帳との照合・承認手続を明確にしていく必要がある。

3. 消防施設費に関する事項

「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」（消防組織法第6条）。消防事業は、装置操作、警護等の人的コストが大半を占めるマンパワー型の行政サービスであるが、一方で、消火活動には、ポンプ車等の消火装置や防火水槽等の水利設備が必要不可欠であるため、市町村は消防に対する責任を果たすために、適切な計画のもと、消防施設の購入、設置、維持及び管理を行っていかなければならない。

市の主な消防設備は、非常備消防に関する①消防車（ポンプ車、可搬ポンプ車、多機能車、防災活動車、人員輸送車、山林警戒用バイク）及び②器具置場、常備・非常備消防共通の消防水利として③防火水槽及び④消火栓がある。

八王子市の平成23年度消防設備費は以下のとおりである。

内 訳	金 額（千円）	構 成 比
(1) 非常備消防（消防団）関係		
① 消 防 車 購 入	(平成23年度は無し)	-
② 器 具 置 場 整 備	46,164	34.0%
(2) 消防水利関係		
③ 防 火 水 槽 整 備	38,229	28.1%
④ 消 火 栓 設 置 等 負 担 金	51,180	37.7%
⑤ そ の 他（消 防 施 設 管 理 費）	393	0.3%
合 計	135,967	100.0%

(1) 非常備消防（消防団）関係の消防設備について

【概要1】八王子市の消防設備の概況

八王子市は、常備消防事務については東京都に委託しており、後述する消防水利（111頁）以外の消防設備についてはその設置、維持及び管理についても委託事務に含まれている。

非常備消防については、市の事業であるため、消防設備の設置、維持及び管理は市の事業として適正な計画のもと実行していかなければならない。

平成24年4月1日時点の八王子市の消防施設は以下のとおりである。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

【非常備消防（消防団）】

	部 数	団 員 数 （人）	器 具 置 場	車両（台）					
				ポ ン プ 車	可 搬 ポ ン プ 車	多 機 能 車	防 災 活 動 車	人 員 輸 送 車	山 林 バ イ ク
本 団	-	6	-			1	1		
音 楽 隊	-	22	-						
女 性 隊	-	32	-						
機 能 別 分 団	-	22	-						
第 1 分 団	3	45	3	1	2				
第 2 分 団	3	37	3	2	1				
第 3 分 団	6	87	6	3	3				
第 4 分 団	6	96	6	2	4				
第 5 分 団	7	103	7	3	4				1
第 6 分 団	6	94	6	3	3				1
第 7 分 団	6	99	6	2	4			1	1
第 8 分 団	11	166	11	3	8				
第 9 分 団	12	176	12	3	9				
第 10 分 団	8	118	8	2	6				
第 11 分 団	10	167	10	5	5			1	3
第 12 分 団	11	172	11	3	8				
計	89	1,442	89	32	57	1	1	2	6

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

【常備消防（東京消防庁八王子消防署）】（参考）

区 分		職 員 数 （人）	車 両（台）					
			ポ ン プ 車	化 学 車	梯 子 車	特 別 救 助 車	救 急 車	照 明 電 源 車 そ の 他
本 署		158	2	1	1	1	3	- 6
由 木 分 署		66	2	-	1	-	1	1 2
出張所	富 士 森	38	2	-	-	-	1	- -
	小 宮	38	3	-	-	-	2	- -
	浅 川	38	2	-	-	-	1	- 3
	元八王子	38	2	-	-	-	1	- -
	北 野	38	3	-	-	-	2	- -
	みなみ野	26	2	-	-	-	1	- -
計		440	18	1	2	1	12	1 11

【概要 2】消防車購入費について

消防車両の整備拡充を図り、複雑多様化する各種災害の対応に万全を期すことを目的に、平成 24 年度までは原則として 15 年の周期で車両の入れ替えを行うが、廃棄対象車両の通算走行距離が短いことや、15 年近く経過しても著しくポンプの修繕が増えているとはいえないことから、財政状況に鑑みて更新周期を 20 年とした。なお、今後の更新計画は以下のとおりである。

更新 年度	分団・部	購入 年度	車種	更新 方法	備考
H22	なし				
H23	なし				
H24	6-4	H8	ポンプ→ポンプ	購入	
	8-5	H8	ポンプ→ポンプ	購入	
	10-5	H13	積載車→ポンプ	購入	増強のため車種を変更（要望）
	2-2	H9	積載車→積載車	入替	10-5 車両及びポンプを引続き使用する
	12-3	H8	ポンプ→ポンプ	購入	
H30	1-2	H10	積載車→積載車	購入	
	3-6	H10	積載車→積載車	購入	
	12-1	H10	積載車→積載車	購入	

H32	12-6	H10	積載車→積載車	購入	
	12-11	H10	積載車→積載車	購入	
	3-4	H12	ポンプ→ポンプ	購入	
	5-1	H12	ポンプ→ポンプ	購入	

ポンプ：水槽付ポンプ自動車

積載車：小型動力ポンプ付積載車

【概要3】消防器具置場整備費について

消防団消防器具置場は、消防車や消防活動に必要な備品が保管されているのみならず、災害時には消防団の活動拠点となるなど、非常備消防活動において重要な設備である。したがって、震災時の消防・災害対策活動に支障をきたすことのないよう耐震化をしておく必要がある。器具置場の耐震化は個別に法定されていないが、総務省消防庁から告示されている「消防力の整備指針」では、第25条で、消防本部及び署所の耐震化等について、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有するよう整備するものとする」と規定し、消防拠点の耐震化の必要性を記している。

八王子市においても消防団消防器具置場の災害対策拠点としての重要性を認識しており建物の耐震化を順次進めているところである。さらに、底地の権利関係を安定化し、もって器具置場の長期的視点に立った運用・管理に資するため、消防器具置場の公有地化についても順次進めている。

建て替え、公有地化の状況（計画）は以下のとおりである。

建替年度	分団・部	建設年度	構造	区分	備考
H22	3-3	S51	鉄筋コン	民有地	公有地化
H23	3-4	S54	鉄筋コン	民有地	公有地化
H24	1-2	S48	ブロック	市有地	木造等のRC化（耐震化）
	11-13	S48	木造	市有地	木造等のRC化（耐震化）
H25	11-8	S53	木造	国有地	木造等のRC化（耐震化）
H26以降	4-4	S53	鉄筋コン	市有地	区画整理
	4-5		仮設	市有地	プレハブのRC化（耐震化）
	9-9	S50	木造	市有地	木造等のRC化（耐震化）
	11-11	S54	鉄筋コン	民有地	公有地化（地元要望）

* 鉄筋コン：鉄筋コンクリート造

ブロック：コンクリートブロック造

上記建替計画施行後の消防器具置場の状況

構造	鉄骨造	鉄筋 コンクリート	プレハブ	木造
	6	82	1	0

* リース 9-7 (都有地)

区分	市有地	都有地	国有地	町 会 共 有 地	住 宅 公 社	民有地 (無償)	民有地 (有償)
	61	1	1	5	1	19	1

* 民有地の内訳 (寺社 14・企業 1・個人 5)

* 市有地欄の数字は他との共有地も含んでいる。

【概要 4】消防団器具置場の視察について

以下の消防団消防器具置場の視察を行い、土地一覧表 (土地台帳)、建物一覧表 (建物台帳)、公用車管理台帳 (消防車管理台帳)、備品棚卸表と現地現品を照合し、台帳または棚卸簿の記載が正しく行われていることを確認した (備品については一部サンプルのみ実施)。

また、建物内外の状態を視察し、耐震性に明らかな問題がないか、私的利用はないか、その他備品等の整理状況から消防設備としての管理が適切に行われているかどうか、等について検証した。

同時に立会の消防団員に、平時の訓練・活動の状況、備品の私的利用の有無、私物の消防団での利用の有無、団服等の取り扱い、交付金等の取り扱い等、日頃の消防団活動の実態についてヒアリングを行った。

【視察対象とした消防団器具置場】

- ・ 第 2 分団第 2 部 消防器具置場
- ・ 第 8 分団第 8 部 消防器具置場
- ・ 第 9 分団第 3 部 消防器具置場
- ・ 第 9 分団第 7 部 消防器具置場

<第2分団第2部 消防器具置場>



視察短評：

当器具置場の建物は平成6年に新築したものであり、外見上建物の耐震性に問題はないと考えられる。器具置場は消防活動に支障をきたさない程度には整理されている。また、建物台帳（建物一覧表）に記載されている建物、公用車管理台帳に記載されている消防車及び備品消耗品棚卸票に記載されている発電機・投光器・団無線機について、その実在性を確認した結果、記録は正しく行われていた。

<第8分団第8部 消防器具置場>

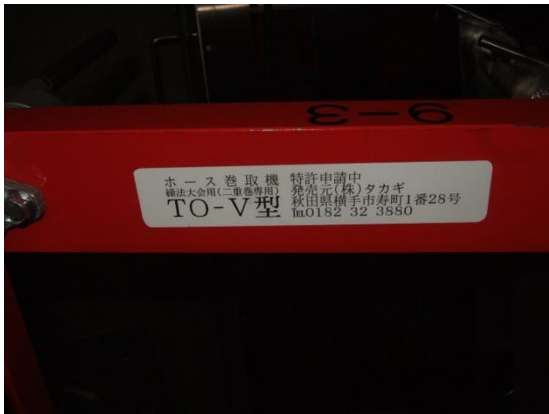


視察短評：

当器具置場の建物は、昭和58年築であり若干老朽化がみられるが、鉄筋コンクリート造であり耐震性に疑義はなかった。内部は、物置スペース・防火衣スペースが狭いため、緊急時の迅速な出動の障害になりうるが、団員の訓練によって解消可能な程度であると推定される。スペースは狭いが、消火活動に支障をきたさない程度には整理されている。

また、建物台帳（建物一覧表）に記載されている建物、公用車管理台帳に記載されている消防車及び備品消耗品棚卸票に記載されている発電機・投光器・団無線機について、その実在性を確認した結果、記録は正しく行われていた。

<第9分団第3部 消防器具置場>



視察短評：

当器具置場の建物は平成8年に新築したものであり、外見上建物の耐震性に問題はないと考えられる。器具置場内部は消防活動に支障をきたさないよう十分に整理されている。また、建物台帳（建物一覧表）に記載されている建物、公用車管理台帳に記載されている消防車及び備品消耗品棚卸票に記載されている発電機・投光器・団無線機について、その実在性を確認した結果、記録は正しく行われていた。

ただし、台帳に記録がないホース巻取器が存在した。視察に立会った消防団員によると、これは平成24年度に購入したものであるが、備品消耗品棚卸票の記載が漏れているとのことであった。メーカーホームページによると定価で50,000円を下回るため、消防団の棚卸の対象ではあるものの、市の備品として管理するものではない。しかしながら、消耗品といえども市の財産であるため、備品消耗品棚卸票に記載し報告・管理することを検討されたい。

＜第 9 分団第 7 部 消防団消防器具置場＞



視察短評：

当器具置場の建物はプレハブであり、建物個体としての耐震性には明らかに問題がある（下記【意見】参照）。器具置場内部は十分なスペースがあり、消防活動に支障をきたさないよう十分に整理されている。また、公用車管理台帳に記載されている消防車及び備品消耗品棚卸票に記載されている発電機・団無線機について、その実在性を確認した結果、記録は正しく行われていた。

【意見】消防器具置場の耐震化への対応について

第 9 分団第 7 部の消防器具置場の底地は、東京都南多摩建設事務所から占有許可を得て利用しているものであり、占有物件の構造の変更には所有者の許可が必要とされているため、市の一存で建物の構造を変更（耐震化）することができない。消防器具置場は地震災害時の重要な災害対策拠点となることを考慮すると、器具置場の耐震化は重要な課題である。

(2) 消防水利関係の消防施設費について

【概要 1】消防水利の概要

「消防に必要な水利施設については、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする」（消防法第 20 条第 2 項本文）。八王子市は、常備消防の消防事務を東京都に委託しているが、水利施設の設置、維持及び管理については、八王子市の責任となっている（消防事務の委託に関する規約第 7 条）。したがって、消防水利施設については、八王子市の責任で行う必要がある。

消防法第 20 条第 1 項は、消防に必要な水利の基準は消防庁がこれを勧告する旨規定し、これを受けて、総務省消防庁は「消防水利の基準」（以下、この項において「基準」という）を告示し、市町村の消防に必要な最少限度の水利についての基準を提示している（同基準第 1 条）。

「消防水利の基準」によれば、消防水利の種類・機能・設置密度は以下のとおりである。

① 消防水利の種類（例示）（「基準」第 2 条第 2 項）

- ・ 消火栓〔せん〕
- ・ 私設消火栓〔せん〕
- ・ 防火水そう
- ・ プール
- ・ 河川、溝等
- ・ 濠、池等
- ・ 海、湖
- ・ 井戸
- ・ 下水道

② 消防水利の機能・規格

- ・ 貯水施設
常時貯水量 40 m³以上 または 毎分 1 m³以上で連続 40 分以上の給水能力
（「基準」第 3 条第 1 項）
- ・ 消火栓
呼称 65 口径、かつ、直径 150mm 以上の管に取り付けられたもの
ただし、管網の 1 辺が 180m 以下となるように配管されている場合は口径 75mm 以上とすることができる（「基準」第 3 条第 2 項）
- ・ 私設消火栓
五個の私設消火栓〔せん〕を同時に開弁したとき、第 1 項に規定する給水能力を有するもの（「基準」第 3 条第 3 項）

③ 消防水利の配置

消防水利は防火対象物との距離が下表の数値以下になるように設けなければならない（「基準」第4条第1項及び第2項）。

	近隣商業地域/商業地域/ 工業地域/工業専用地域	その他の地域
市街地または準市街地	100m	120m
その他の地域	140m	

【概要2】防火水槽の整備について

八王子市では、東京消防庁の「消防水利の基準」に準じて、市内区域を250メートル（※）四方のメッシュに分け、住宅の密集度や危険度などを総合的に判定し、整備に必要な消火栓数や水槽容量・基数を決定している。

（※）250メートルは、「基準」で一般地域に求めている消防水利と消防対象物との140メートルを半径とした円面積を正方形の区画（メッシュ）でカバーするための1辺の長さ

$$\text{計算式：} 140\text{m} \times 140\text{m} \times 3.14 = 61,544 \text{ m}^2$$

$$\sqrt{61,544} = 248.1 \div 250\text{m}$$

八王子市は、3年ごとに実施される消防施設実態調査（直近は平成21年度に実施）に基づき、40 m³以上の防火水槽を毎年4基整備する計画を策定し、平成23年度も4基設置している。

平成24年3月31日現在の状況は以下のとおりである。

市全体のメッシュ数	3,182
除外メッシュ数（山林、河川、河川敷、軌道敷 等）	1,343
整備必要メッシュ数	1,839
整備必要メッシュの整備の状況	
防火水槽等設置済みのメッシュ数	2,450
消火栓設置済みのメッシュ数	2,963
未整備のメッシュ数	732

消火栓は水道管破裂等によって震災時には使用できなくなる可能性があることから、消火栓設置済み箇所も含めて、防火水槽等によって充足することを最終目標としている。「八王子市宅地開発指導要綱」第14条第5項、「八王子市宅地開発指導要綱細則」第13条、「八王子市集合住宅等建築指導要綱」第11条及び「八王子市集合住宅等建築指導要綱細則」第9条によって、宅地開発事業者防火水槽の設置協力を要請するほか、市自らも順次防火水槽の整備を進めている。

【概要 3】消火栓設置等負担金について

水道法は、その第 24 条第 1 項で「水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。」とし、同 2 項で「市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。」としており、消火栓の設置や管理費用については、市町村が負担することとしている。

平成 23 年度の本市の水道事業は、多摩ニュータウン地区については東京都の完全直営となっており、それ以外の地区については、平成 24 年 3 月 31 日まで配水小管の建設改良工事業務を東京都から受託していた。そのため、多摩ニュータウン区域分については、東京都水道局へ支出し、その他の地域分については、八王子市水循環部水道課へ振替を行っている。

なお、平成 24 年 4 月 1 日に配水小管の建設改良工事業務を東京都へ返還し、八王子市の水道業務は、すべて終了している（東京都からの受託業務はなくなり、東京都水道局の完全直営となった）。そのため、次年度以降は内部振替は発生せず、東京都水道局への支払いのみとなる。

【監査の結果】

「(2) 消防水利関係の消防施設費について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

4. その他の事務に関する事項

(1) 消防団員の条例定員数について

【概要 1】必要な消防団員の総数の算定方法

消防団員の定員数は、各自治体の特性に応じて必要な消防力が過不足なく確保できるよう、各自治体が条例によってこれを定めることとしている（消防組織法第 19 条第 2 項）。八王子市では、条例により消防団員の定員数を 1,590 名と定めている（八王子市消防団に関する条例第 4 条）。

地方自治体の消防力については、総務省消防庁から告示されている「消防力の整備指針」（以下「整備指針」という）によって、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定められており（「整備指針」第 1 条第 1 項）、市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとされている（「整備指針」第 1 条第 2 項）。

「整備指針」では、地域の通常火災に対応するための団員数や、大規模災害時等における避難誘導及び消火活動等に必要な団員数を定めるとともに、離島や水害危険等の地域における諸事情等に起因する特別な災害対策に必要な団員数を考慮要素として、必要な消防団員の総数を以下の①～③の合計数によって決定するものとしている（「整備指針」第38条第2項・第3項）（「逐条問答 消防力の整備指針・消防水利の基準」（消防力の整備指針研究会編集））。

① 通常の火災に対応するために必要な団員数

消防団が管理する消防ポンプ自動車等の操作に必要な人員（消防ポンプ車1台につき5人、手引動力ポンプまたは小型動力ポンプ1台につき4人）の数

② 大規模災害等に対応するために必要な団員数

地域において住民の主要な避難場所として指定されている公立小学校へ住民を避難誘導する場合を想定して、小学校区内の可住地（田、畑及び宅地）面積を団員1人が徒歩により1時間で避難誘導をできる面積（0.06～0.09km²）で除して得た数、指揮者の数（小学校区ごとの団員数のおおむね1割）を合算した数。

ただし、団員1人あたりの避難誘導面積を算定するにあたっては、大規模な農業・酪農業地域等（可住地面積に対する田、畑面積の占める割合が著しく大きい地域）においては、住家が広範囲に点在している等の実態に照らし、徒歩による避難誘導のほか自動二輪車や自動車等の活用を想定して算定する。

③ 地域特性等に対応するために必要な団員数

①・②のほか、他所からの応援が困難な離島地域など市町村の地理的特性、または、林野火災、火山災害、豪雪、水害、土砂災害等地域固有の事情に起因する災害対策として必要な団員数

上記「整備指針」に基づいて算定した団員数は、数値指標を設けた趣旨に照らし、少なくとも、地域の消防力を担うために必要な団員数として設定されている当該市町村の条例定数を下回ることとは適当ではないと考えられる。各市町村においては、「整備指針」に基づき目標となる団員数を算定し、条例定員数への反映を目指さなければならない。

（「逐条問答 消防力の整備指針・消防水利の基準」における、問消防団員の総数の算定にあたり留意する点は何か、に対する答より引用）

【概要 2】八王子市の消防団員の定員数の決定の経緯

① 八王子市の消防団員の定員数変更の経緯

- ・ 昭和 30 年 4 月 1 日 町村合併促進法に基づき、横山・元八王子・川口・加住・由井の 6 か村と合併
- ・ 昭和 31 年 4 月 1 日 6 か村消防団統合により、10 個分団 1,837 名に変更
- ・ 昭和 34 年 4 月 1 日 浅川町と合併 2,200 名に変更
- ・ 昭和 35 年 4 月 1 日 浅川町消防団統合により、11 個分団 1,533 名に変更
- ・ 昭和 39 年 8 月 1 日 由木村と合併 1,811 名に変更
- ・ 昭和 40 年 4 月 1 日 由木村消防団統合により、12 個分団 1,701 名に変更
- ・ 平成 14 年 10 月 1 日 条例改正により 1,590 名に変更

② 現在の消防団員の定員数である 1,590 名の根拠

平成 14 年 10 月 1 日の条例改正時の検討資料である「八王子市消防団運営検討委員会報告書(平成 14 年 8 月 20 日)」によると、消防団員の定員数を 1,701 名から 1,590 名に変更する根拠は以下のとおりである。

『平成 14 年 7 月 1 日現在の団員数に、各分団に対し 2 名ずつ割り振る。ただし、8 分団にあっては、定員数との差が大きいこと、女性団員が 1 名のみであることから、4 名を割り振ることとした。また、11 分団についても、定員数との差が大きいことから、3 名を割り振ることとする。』

また同報告書には、今後の取り組みとして、以下のように記載されている。

『今回の措置は、暫定的なものであり、今後、部の統廃合及び可搬ポンプ、ポンプ車の部における統一的な定数基準の見直しを視野に入れ、また、定員数を削減した場合の、山火事等大規模火災や震災時における分団間の応援体制についてのルール化、あるいは装備の改善など、引き続き検討委員会で協議を図り効率的な団運営をめざす。』

【意見】消防団員の条例定員数の見直しについて

上記から明らかなように、八王子市の消防団員の条例定員数は、平成 14 年の消防団員数を基礎として算定されたものであり、「整備指針」に基づいて算定されたものではない。また、「八王子市消防団運営検討委員会報告書(平成 14 年 8 月 20 日)」でも明らかなように、現在の定員数はあくまで暫定的なものである。

消防団員等公務災害補償等責任共済への掛金は、この条例定員数を基礎として決定されているため、平成 14 年度以降は、暫定の定員数に基づいて掛け金を納付し続けていることになる。また、現在の定員数は、地域の通常火災に対応するための団員数や大規模災害時等における避難誘導及び消火活動等に必要な団員数の積み上げによって計算されたものではないため、実際に大規模災害が発生した場合に、誘導

人員が不足するなど防災活動に支障が生じる可能性がある。

「整備指針」に基づき、区域における消防の責任を十分に果たすために必要な消防団員の総数を算定し、現在の実情に応じた消防団員の定員数に改定することを検討されたい。

(2) 消防団本部において据え置かなければならない資料について

【概要】規則の内容

八王子市消防団の組織等に関する規則第9条によると、「消防団本部には次に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。」とされている。

- ① 消防団員名簿
- ② 身分関係綴
- ③ 沿革誌
- ④ 関係法規例規綴
- ⑤ 消防団通達書綴
- ⑥ 諸報告控綴
- ⑦ 設備資材台帳
- ⑧ 備品交付簿
- ⑨ 消防団区域図
- ⑩ 出動区域図
- ⑪ 出動計画図
- ⑫ 金銭出納簿
- ⑬ 領収書綴
- ⑭ 手当受払簿
- ⑮ 雑書綴

消防団本部に赴き資料の保管状況を観察したところ、名称が変更されているものやデータで保管しているもの、他の文書と兼用しているものなど規則上の取扱いと異なるものがあった。これについて所管の防災課へ保管の現状について問い合わせたところ回答は以下のとおりであった。

規則上据置く必要がある文書	現 状	代替している文書やデータの名称	今後の運用方法
① 消防団員名簿	据え置きあり	—	—
② 身分関係綴	①で兼ねている	—	①と兼ねていることから、規則改正して削除することも検討したい。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

③ 沿革誌	据え置きあり	—	—
④ 関係法規例規綴	据え置きなし	庁内システム（法令検索システム）にて管理しており、ホームページでも閲覧可能となっている。	—
⑤ 消防団通達書綴	据え置きあり	—	—
⑥ 諸報告控綴	据え置きあり	—	—
⑦ 設備資材台帳	据え置きあり	—	—
⑧ 備品交付簿	据え置きあり	庁内システム（財務会計システム）でも管理している。	—
⑨ 消防団区域図	据え置きあり	電子データでも保存	—
⑩ 出動区域図	⑨で兼ねている	—	—
⑪ 出動計画図	据え置きなし	—	複雑な出動態勢を図面化することは困難であるため、規則改正で削除することも検討したい。
⑫ 金銭出納簿	据え置きあり （本団交付金）	—	—
⑬ 領収書綴	据え置きあり （本団交付金）	—	—
⑭ 手当受払簿	据え置きあり	—	—
⑮ 雑書綴	据え置きあり	—	—

【意見】消防団本部において据え置かなければならない資料の見直しについて

回答は上記のとおりであるが、「据え置きあり」としているものの中にも、書類の名称が異なるものや、規則の予定している書類と防災課が作成している書類が異なるとされるものもある。いずれにしても、八王子市消防団の組織等に関する規則第9条は、書類名や保管方法など、現時点の消防団本部の運営状況に即していない。消防団本部に求められる機能を果たすために必要な資料やその保管方法を再検討し、実状にあった規則に変更することが望まれる。

(3) 他自治体との相互応援協定について

【概要】八王子市の相互応援協定の締結の状況

市町村の消防の相互の応援について、「市町村は、必要に応じ、消防に関して相互に応援するように努めなければならない」（消防組織法第 39 条 1 項）。また、「市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる」（消防組織法第 39 条 2 項）。

八王子市では、消防組織法に則り、消防力の応援等について、以下の各市町村と相互応援協定を締結している。

協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	協定の内容
消防団相互応援協定	昭和 44 年 9 月 30 日	日野市	消防力の応援
消防団相互応援協定	昭和 44 年 11 月 24 日	多摩市	消防力の応援
消防団相互応援協定	昭和 44 年 12 月 1 日	昭島市	消防力の応援
消防団相互応援協定	昭和 45 年 2 月 13 日	町田市	消防力の応援
消防団相互応援協定	昭和 45 年 5 月 1 日	あきる野市	消防力の応援
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	平成 18 年 10 月 1 日	北海道 苫小牧市	生活物資、医薬品、資器材、児童・生徒の受入等
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	平成 18 年 10 月 1 日	栃木県 日光市	生活物資、医薬品、資器材、児童・生徒の受入等
大規模災害発生時における相互応援に関する協定 (甲州街道サミット参加 12 市)	平成 8 年 11 月 27 日	八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、国立市、甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市 (甲州街道沿道 12 市)	生活必需物資、医薬品、資機材の提供、車両等の提供、職員の派遣、被災者の一時受入れ、ボランティアの斡旋
消防相互応援協定	改 平成 19 年 3 月 9 日 平成 12 年 3 月 27 日	(城山町) 相模原市	消防力の応援
消防相互応援協定	改 平成 19 年 3 月 9 日 平成 12 年 3 月 27 日	(藤野町) 相模原市	消防力の応援
消防相互応援協定	改 平成 18 年 3 月 20 日 平成 12 年 3 月 27 日	(相模湖町) 相模原市	消防力の応援
消防相互応援協定	改 平成 18 年 3 月 20 日 平成 12 年 3 月 27 日	(津久井町) 相模原市	消防力の応援
災害時における相互応援に関する協定	平成 15 年 1 月 22 日	埼玉県 川越市	生活必需物資、資機材等の提供、救護・救助及び応急復旧に必要な職員派遣

【意見】近隣市町村との消防団相互応援協定の締結について

八王子市に隣接する市町村のうち、福生市と檜原村とは、消防団相互応援協定を締結していない。

消防組織法第 39 条第 1 項は、市町村に消防に関して相互に応援するように努める義務を課し、協定の締結を待たずしても、国民生活の安全のため消防に関して各市町村が相互に協力することを求めている。また、同条 2 項でその協力関係を強固にするため、もしくは、個々の利害関係について事前に調整を行い、もって災害時の迅速な意思決定に資するため、市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる旨を規定している。

これらの消防組織法の趣旨に鑑みると、隣接地での災害発生時に相互協力が必要となることが想定される隣接市町村とは、可能な限り協定を締結しておくことが望ましい。すなわち、火災が発生した場合には、消防団は消防署隊と連携をとりながら消火活動にあたるが、市町村境での山林火災の場合、消防団も出動しその延焼防止にあたることとなるため、延焼の状況によっては隣接市町村側での消火活動となることもある。また、大規模な林野火災であれば、特命で隣接市町村側への出動もあり得る。消防団は消防署と連携しての消火活動が中心となるため、常備消防を委託している東京消防庁の貴市周辺での活動範囲をもって、消防団の活動に関する協定締結の可否を検討する必要がある。このような消防団員の活動範囲の明確化、団員の公務災害等に対応する環境整備等の観点からも隣接市町村とは相互応援協定を締結しておくことが望ましい。

相互応援協定未締結の隣接市町村のうち、特に檜原村は独自の消防力では災害防止が困難またはその恐れがあるときの消防援助について、隣接市町村と相互応援協定を締結している。市での消防協定の締結の可否を検討するに当たっては、自市の災害対策、防災強化の観点のみならず、他市の消防援助の観点も考慮されたい。

第3．防災等事業に関する事務の執行について

1．防災会議について

【概要】防災会議のあり方について

八王子市地域防災計画には、「この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年（4月1日現在）検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、各対策担当部及び防災機関は関係のある事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要する事項については、その都度市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議（事務局：生活安全部防災課）へ提出しなければならない。」旨の記載がある。

防災会議は、防災会議委員39人で構成され、原則として年1回の頻度で開催されている。平成23年度においては、平成24年3月30日に開催されており、その際の議事は以下のとおりである。

- (1) 平成23年中の災害発生状況と本市の対応等
- (2) 平成23年中の八王子市内の災害状況と消防署の活動概要
- (3) 平成24年度八王子市総合水防訓練（案）
- (4) 平成24年度八王子市総合防災訓練（案）
- (5) 八王子市地域防災計画修正について
- (6) その他 ①電力需給状況について

基本的に、上記（1）～（5）は毎年定例的に取り上げられているテーマであり、それに加えて、適宜その時の状況に応じて議事が追加されている状況である。

防災会議に係る市が負担する費用は、防災会議委員報酬の支払いに係る費用であり、平成23年度においては、144千円の支出が執行されている。

当該費用に関しては、防災会議委員のうち公務員以外の委員（23名）に対して発生するが、報酬辞退者がいるため、結果として12名の防災会議委員に対して支払われた費用である。防災会議委員の一人当たりの報酬は、「非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」において、日額12,000円と定められている。

【意見】防災会議と地域防災計画のPDCAサイクルの関係性について

災害対策基本法では、八王子市地域防災計画の第一義的な設定主体は八王子市防災会議である。その一方で、実質的な防災会議の運営主体、また八王子市地域防災計画の策定主体は八王子市防災課である。

従って、後述（【意見1】125頁に記載）する地域防災計画のPDCAサイクルが防災課により実行され、それに併せる形で、防災会議において定期的な地域防災計画の評価結果及び今後の改善案についても、主たる議題のひとつとして取り上げ、十分に議論をする必要があるように思われる。

また、対応の一例として、防災会議の下部組織として防災計画の実行状況を検証・評価する小委員会等を設置することも考えられ、防災会議の有用性を維持することが望ましいと思われる。

八王子市防災会議条例において以下の条文があり、参考になるものと思われる。

「第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、公共的団体の構成員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。」

2. 地域防災計画について

【概要】地域防災計画の概要

地域防災計画は、本編 344 頁、付編 60 頁そして別冊として 166 種類の資料が作成され、非常に膨大な量となっている（それらの詳細は市のホームページで紹介されている）。

地域防災計画の構成は、以下のとおりである。

項 目	内 容
第 1 編 総 則	計画の理念、市及び防災機関の業務大綱、被害想定や減災目標など、計画全般に関わる事項について
第 2 編 災 害 予 防 計 画	耐震改修の促進や避難支援プランなど、災害の事前対策として平常時に行う防災関連施策について
第 3 編 震災応急対策計画	発生した場合に最も大きな被害をもたらす震災時の応急対策について 全ての災害応急対策の基本となる
第 4 編 風水害応急対策計画	台風、大雨、土砂災害等の風水害時の対策について 水防段階から応急対策までの総合的な計画
第 5 編 危機管理（大規模事故等応急対策）計画	航空機事故、爆発、大規模火災等の自然災害以外の応急対策について 危機管理の中に大規模事故等応急対策を包含する
第 6 編 復旧復興計画	災害発生後の復旧復興に関する基本的事項について 都と市の役割分担や復興体制、スケジュール、復興対策案など
付編 警戒宣言等対応計画	いわゆる「東海地震」に係る警戒宣言発令時の対応 東海地震情報発表時の情報連絡や混乱防止措置等が中心

このように八王子市地域防災計画に記載された項目は、非常に多岐にわたる。本報告書で監査対象とする事業は、主な予算執行の対象である「第 2 編 災害予防計画」事業である。また、災害予防計画事業は、生活安全部のみならず他の所管部の役割も明記されている。

そこで監査人は「災害予防計画」の全体像を把握するため、市が市民への周知の観点から作成している計画の概要版から、「災害予防計画（地域防災計画）の概要と所管課の関連表」を作成した。「第 2 編 災害予防計画」に記載されている具体的な項目と、それに対応する八王子市の所管課の概要は以下の表ようになる。

なお、地域防災計画本編においては、詳細な各事業毎に対応する八王子市の所管部が記載されている。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

災害予防計画（地域防災計画）の概要と所管課の関連表

計画項目	対応する業務（計画のエッセンス）	所管課 等
地震災害の予防	建築物の耐震不燃化	市施設：関係各課 民間：住宅対策課、防災課
	有効なオープンスペースとしての公園設備、緑地保全	公園課、環境保全課
	消防水利の整備	防災課
	広報活動	防災課、都市戦略室
	安全化指導	防災課、開発指導課、建築指導課
水害、土砂災害の予防	国や都が管理する河川改修事業の推進を要請	都市計画室
	排水施設の整備	農林課
	雨水の流出を抑制する施策の推進	計画課、農林課
	水防倉庫の適正配置や資器材の充実	防災課、補修センター
	斜面に対し、危険区域の指定や防止工事を促進	防災課、開発指導課、建築指導課
	土砂災害警戒情報の活用	防災課
	警戒避難体制の確立	防災課
ライフライン施設などの災害対応力の強化	上下水道施設の耐震化など	水環境整備課、下水道課
	電気、ガス施設の耐震化など	防災課
	電話施設の耐震化など	防災課
	鉄道施設の耐震化など	交通政策室
	道路施設の耐震化など	都市計画室、計画課
避難場所などの指定・整備	広域避難場所の指定	防災課
	一般避難場所の指定、確保	防災課
情報の収集伝達及び広報体制の強化	防災行政無線の整備強化	防災課
	インターネットなどの広報手段の整備強化	防災課、都市戦略室
各種の活動・対策の環境整備	防災拠点（市役所や事務所）の適切な機能確保	防災課、関係各課
	災害時の救助、消防、医療救護活動などの検討	防災課、関係各課
	資器材、備品の整備や応援協力体制の確立	防災課、関係各課

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

計画項目	対応する業務（計画のエッセンス）	所管課 等
災害時の相互協力・応援体制の整備・強化	近隣自治体や姉妹都市との応援協定	防災課
	市内の民間団体などとの応援協定	防災課、関係各課
災害用備蓄品の強化・充実	防災倉庫の設置	防災課
	必要物資の備蓄	防災課
	民間団体との緊急時の調達に係る協定	防災課、関係各課
災害時要援護者、外国人などへの対策の推進	福祉関係団体などとの連携強化	健康福祉総務課、高齢者支援課、障害者福祉課
	社会福祉施設などの耐震強化	健康福祉総務課、高齢者支援課、障害者福祉課
	緊急通報システムの普及	高齢者支援課
	避難支援プランの作成	防災課、健康福祉総務課、高齢者支援課、障害者福祉課
	外国人向け防災パンフレットの作成・配布	国際交流課
	外国人支援団体などとの連携強化	国際交流課
山間部防災対策の推進	孤立による被害対策に係る情報収集・伝達体制の整備	防災課
	避難所の確保	防災課
	救命・救助活動体制の整備	防災課
	飲料水・食料の確保	防災課
	ヘリコプター緊急離着陸場の確保	防災課
事業継続計画の策定等	市政及び中小事業者の事業継続計画策定の推進	防災課、政策審議室、産業政策課
防災知識の普及や意識の高揚	防災マップの配布やホームページの作成	防災課
	講習会の支援など	防災課
防災教育の推進	学校等に対する起震車の派遣、資料提供	防災課
	都や消防庁が行う講習会などへの支援・協力	防災課
自主防災活動の推進	自主防災組織の結成促進	防災課
	自主防災組織の活動強化の支援	防災課
防災訓練の実施など	総合防災訓練、水防訓練	防災課、関係各課
	自主防災組織や学校などの防災訓練の支援	防災課、関係各課

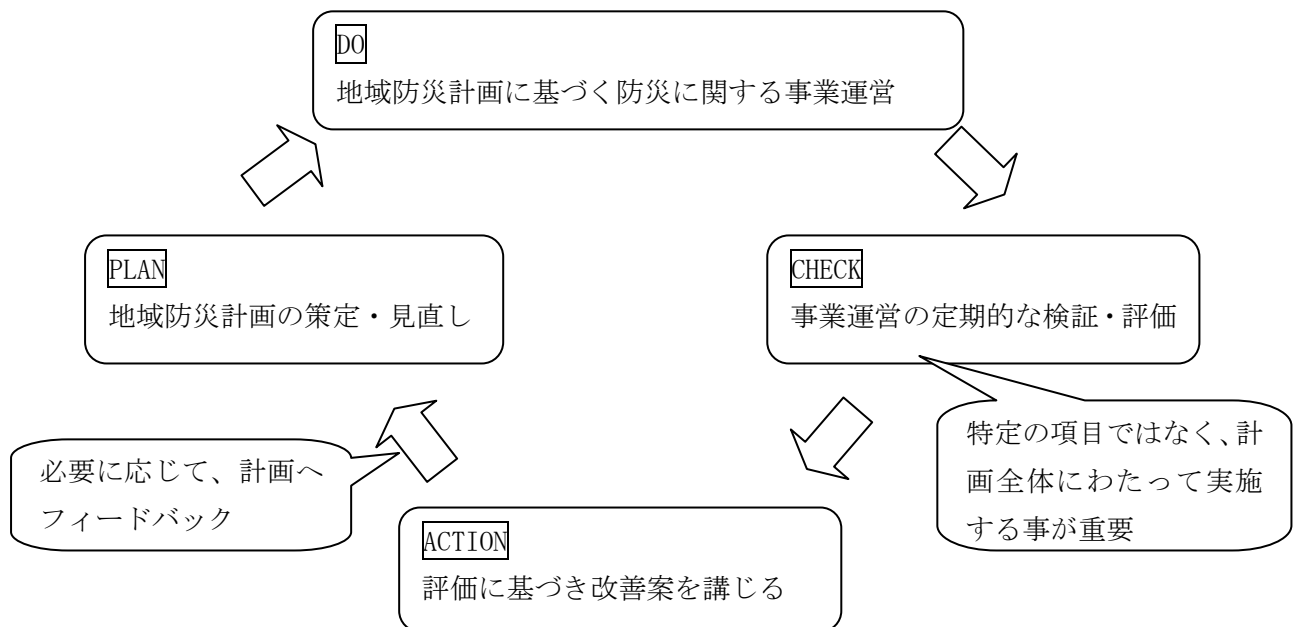
【意見 1】地域防災計画に対する防災課の責務について

上記表のように、地域防災計画で掲げられている関連業務は多岐にわたり、かつ、複数の所管課にわたっている。また、業務内容によっては、ひとつの所管課のみではなく、複数の所管課の連携によって達成が期待されるものもある。

一般的な PDCA サイクルの考え方は、地域防災計画の全体的な観点からも適用されるべきものであり、防災課が中心となって、地域防災計画全体の目線からその進捗状況をモニタリングする体制をより明確に構築すべきである。そしてその進捗状況を市民に周知すべきである。

今後、例えば「危機管理室」のような、各所管を越えて横断的な職務を担う組織も、検討の余地があると考えている。

《地域防災計画において求められる PDCA サイクル》



【意見 2】地域防災計画に係る目標項目の設定について

前述した地域防災計画の PDCA サイクルを有意義に実施するためには、各項目毎に何らかの指標をもって評価することが不可欠である。

しかし、地域防災計画に記載されているような防災関連の項目は、本質的にその目標設定を行うことが難しい。何故なら、防災に関しては、100%の満足が出来る類のものではないし、また、一般的な費用対効果の概念が馴染まないものと考えられるからである。

とは言え、市民に「地域防災計画」を周知し、一定の責任のもとで当該計画を進めていく限りにおいては、何らかの目標管理を行っていくことは不可欠であると考

える。地域防災計画の全体的な視点で、予算等のリソースの制約状況を加味しつつ、項目毎の一定の優先順位付けや行動目標を明確にしていくことが重要である。それは、予算項目とはならないもの（支出を伴わないもの）も含まれ、最低でも年 1 回は何らかの文書の形で取りまとめていく必要があるものとする。目標の数値化が容易でないものについては、定性的な行動目標をより詳細かつ具体的に設定することも考えられる。

また、そのような活動を、市民に対して広報することにより、市民アンケートで見られるような、施策の重視度に比べて施策の実現度が低い状況を改善することが期待される。

《参考》

平成 21 年 3 月に、総務省消防庁が立ち上げた「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」において、平成 20 年度報告書（市町村における総合的な危機管理体制の整備）が公表されている。

その報告書の「第 3 章 平時における対応のあり方（1）-市町村内部における対応-、1 危機管理組織の整備（1）危機管理担当部署及び危機管理担当幹部のあり方」のなかに以下の記述がある。

「都道府県においては、危機管理を専門とする危機管理担当部署を単独で、あるいは防災部署に含める形で設置しているが、市町村においては、都道府県同様の形をとっている団体もあれば、危機発生時には総務課等が中心となり対応するとして、危機管理を専門とする部署を設けていない団体など、規模によって組織体系は様々である。危機管理の観点からは、市町村においても危機管理専門部署を設置することが望ましいといえるものの、小規模団体においては、各職員が複数の業務を兼務して行っているような場合もあるため、各団体が実情に応じて柔軟な組織を整備することが求められる。

また、平時からの危機管理及び危機発生時の対応においては、部局横断的な対応が求められること、また専門的な見地から首長を補佐する役割が必要となるため、多くの都道府県においては、危機管理専門幹部を設置している。市町村においては、規模により専門幹部の設置状況に差はあるが、設置しない場合も危機管理を担当する幹部を明確にして、危機発生時には当該幹部のもとに情報を一元化されるようにするなどして、各部局の調整が行われるようにすることが重要となる。」

（文中のアンダーラインは、監査人が付したものである。）

3. 震災対策に係る事業について

(1) 自主防災組織について

【概要 1】自主防災組織の概要

自主防災組織とは、町会・自治会を主な単位とし、防災のため地域の住民により自主的に組織され、八王子市長に届出のあった組織のことである。

防災の基本的な責務の考え方として、「自助」・「共助」・「公助」の3つの理念が非常に重要となっている。すなわち、

- 自助 : 市民が自身の生命を守る
- 共助 : 市民が自分（たち）のまちを守る
- 公助 : 行政が市民やまちを守る

という3つの理念の連携が、防災の観点からは非常に重要となっている。言い換えれば、どれかひとつだけが充実していれば良いというものではない。その意味では、市の役割として、「自助」・「共助」・「公助」の3つの連携やバランスを主導的にコントロールしていくことが重要であると思われる。

その観点で、八王子市では、「平成 23 年度 八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱」に基づき、共助体制の促進を図っている。具体的には、八王子市内の町会・自治会等における自主防災組織の育成と充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うに当たり必要な資器材を予算の範囲内で助成し、もって市民の防災意識の高揚と組織の拡充に寄与することを目的として、一定の助成を行っている。

【概要 2】自主防災組織に対する助成制度

自主防災組織に対する助成は、

- ① 新規に結成を行った組織に対する助成
- ② 既存の組織に対する助成

の2種類あり、その運営事務は「八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱」に従って実施される。

その概要は以下のとおりである。

上記①は、防災用資器材の助成を通して自主防災組織の新規結成を促進する目的で行われる助成である。新規結成された自主防災組織を構成する世帯数に応じて、概ね 230 千円～500 千円相当の物品を、現金ではなく現物にて助成することとされている。直近の八王子市の自主防災組織の結成状況の推移は、以下のとおりである。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

年度	町会・自治会数	自主防結成数	結成率	自主防団体数 (注)
平成 21 年度末	546 団体	382 団体	69.96%	329 団体
平成 22 年度末	545 団体	392 団体	71.92%	341 団体
平成 23 年度末	546 団体	405 団体	74.18%	354 団体
平成 24 年 9 月末	551 団体	420 団体	76.23%	368 団体

(注) 複数の町会・自治会が 1 つの自主防災組織を構成するケースがあるため、自主防結成数よりも自主防団体数の方が少なくなる。

上記②は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを主とし、災害時の地域の連帯、助け合いを目的として、結成されている自主防災組織に対し、世帯数に応じた効率的な活動資器材を支援することにより、既存組織の育成を図る目的で行われる助成である。

結成した翌々年から 1 年おきに世帯数を以下の 3 区分に応じて 60 千円～140 千円相当の物品を、現金ではなく現物にて助成することとされている。

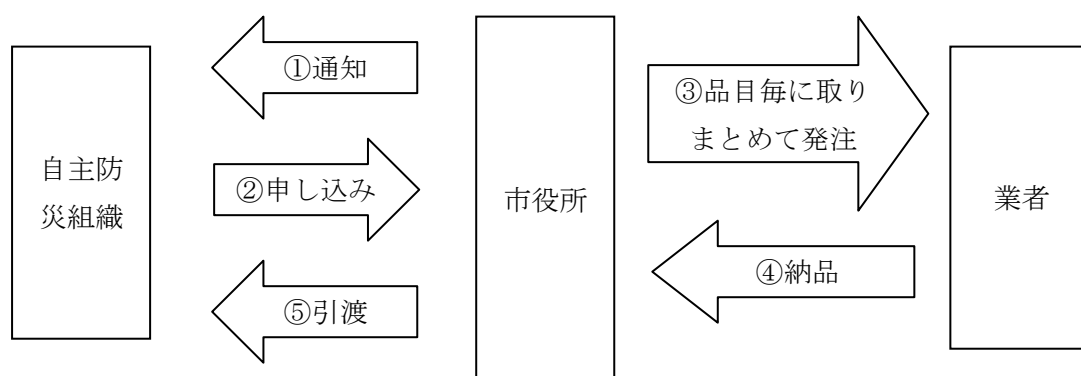
平成 23 年度の助成実績は、以下のとおりである。

世帯数	助成相当額	団体数
500 以下	60,000 円	118 団体
501～1,000	100,000 円	35 団体
1,001 以上	140,000 円	14 団体

【概要 3】助成制度に関する事務の概要

上記に関して、事務の流れの概要を図表に記すと、以下のとおりとなる。

《事務の流れのイメージ図》



《説明》

- ①：防災課にて管理帳票を作成し、年次で助成対象となる自主防災組織についてその旨及び助成品目リスト等の通知を行う。
- ②：自主防災組織が防災課に「八王子市自主防災組織資器材助成申請書」を提出し、防災課は自主防災組織に「自主防災組織資器材助成決定書」を発行する。
- ③：原則として年次毎に指名競争入札を行い、発注業者を指名している。
- ④：防災課は、納品の検収を行う。
- ⑤：自主防災組織は、防災課に「八王子市自主防災組織資器材受領書」を提出する。

【意見 1】助成に係る組織間格差について

八王子市では、自主防災組織に属する世帯数に応じて、3 区分に分けた上で助成を行っている。

しかし、平成 24 年 6 月時点での実際の各自主防災組織の世帯数で試算した場合、1 世帯当たりの助成相当額について、以下のような実態が見受けられる。

世帯数	組織数	助成相当金額	1 世帯当たりの助成相当額（注）
1, 501 以上	6	140, 000 円	80 円
1, 401～1, 500	1	140, 000 円	96 円
1, 301～1, 400	4	140, 000 円	103 円
1, 201～1, 300	3	140, 000 円	112 円
1, 101～1, 200	1	140, 000 円	121 円
1, 001～1, 100	8	140, 000 円	133 円
901～1, 000	8	100, 000 円	105 円
801～900	9	100, 000 円	117 円
701～800	151	100, 000 円	133 円
601～700	143	100, 000 円	153 円
501～600	321	100, 000 円	181 円
401～500	33	60, 000 円	133 円
301～400	40	60, 000 円	171 円
201～300	69	60, 000 円	240 円
151～200	32	60, 000 円	342 円
101～150	40	60, 000 円	480 円
51～100	48	60, 000 円	800 円
50 以下	19	60, 000 円	2, 400 円

（注）助成相当金額を世帯数範囲の中位数で除している。なお、「1, 501 以上」については、1, 750 を中位数として見なしている。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

上記試算によれば 1 世帯当たりの助成相当額の最小値及び最大値は、

最大値：4,615 円（世帯数が 13 のケース）

最小値：68 円（世帯数が 2,050 のケース）

と、著しい開きが結果として生じている。

一律に世帯数に比例した助成が行われるべきという訳ではないと思われるが、各自主防災組織の活動実態に即した、より公平性の高い助成内容が望ましいと考える。

例えば、世帯数に応じた区分を現状の 3 区分から、もう少し区分数を増やし、よりきめ細かい助成を行うことが考えられる。

【意見 2】活動状況の把握について

市では、自主防災組織から活動報告書を定期的に入手することをもって、各自主防災組織の具体的な活動内容について把握している。当該活動報告書は、隔年で入手する助成申請書と併せて入手されている。

現在使用されている活動報告書のひな型は以下のとおりである。

《活動報告書ひな型》

自 主 防 災 組 織 活 動 報 告 書			
組 織 名			No.
隊 長 名 (会 長)		連絡先	()
活 動 日 時	場 所	活 動 内 容 (予 定 を 含 む)	
月 日 () : ~ :			
月 日 () : ~ :			
月 日 () : ~ :			
備考			

その一方で、八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱の第 8 条において、以下の規定がある。

第 8 条 組織及び組織の代表者は、次に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 助成資器材の定期的な点検を行うこと。
- (2) 防災資器材を活用した自主的な防災訓練を行うこと。
- (3) 八王子市で行う防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加すること。

上記要綱の規定内容を勘案すると、要綱に列挙された 3 項目を活動報告書のひな型にあらかじめ明記しておくことが望ましいと考える。

その理由として、

- ・ 自主防災組織において期待されている活動に対して、実際に行われている状況が、項目毎により分かり易く把握できること
- ・ その結果分析及び評価を行うことにより、現状の自主防災組織における課題や、市が自主防災組織に対して行うべき施策が、より具体的な形でフィードバックし得られると思われること
- ・ 活動報告書により具体的な項目を明示することによって、自主防災組織の自らの活動に対する意識向上を促すことが期待できること

が挙げられる。

また、活動報告書の入手状況については、隔年助成時には資器材助成申請書の裏面に活動報告が記載されることから、助成対象となる自主防災組織からは全て活動報告書を入手しているものと認められるが、隔年助成に該当しない年度の自主防災組織からは、その入手状況は芳しいとはいえない。結果的に、活動報告書を一年おきに提出している自主防災組織もある。そのような場合には、少なくとも、活動報告書には直近 2 年間の活動を報告してもらうべきである。

市の努力をもって、現状の自主防災組織の結成率は相応のものになっているものと思われる。また、今後のその結成率は、年々高まっていくことも想定される。

そのような現状を踏まえると、今後において市が果たすべき役割は、自主防災組織の普及のみならず、自主防災組織のより有効かつ効果的な運用を促すことである。その意味においては、現在行われている活動報告書の入手事務は、市が行っている関連事務の中で軸となる事務手続きであり、その事務手続きの有効化を図ることが重要であると考ええる。

特に、自主防災組織の活動を個々に見ていくのではなく、活動報告書を集約するなど全体的な観点から様々な切り口で分析・評価を行うという姿勢が重要であると考ええる。その分析・評価結果に基づき、積極的に自主防災組織に対して働きかけを行うことによって、一層の自主防災組織制度の充実を図ることが期待される。

(2) 市民啓発について

【概要1】防災課が行う市民啓発事業の概要

災害による被害を防止し、災害に強い社会づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という自助の考え、「自分たちのまちは自分たちが守る」という共助の考えを持ち、それを防災行動力につなげていくことが不可欠であるという認識から、防災課が実施している事業である。

そのような市民啓発に関して、防災課では次のような事業を行っている。

① ホームページの活用

八王子市のホームページ内に防災情報に関するページを作成し、積極的に活用している。また、八王子市のホームページのトップページから、直接防災情報に関するページへのリンクを設定し、ホームページ利用者が防災情報に関するページを容易に見ることが出来るようにされている。

② 防災マップ等の作成

防災知識の普及や防災意識の高揚を図るため、避難場所・避難所等の位置を記載した防災マップを定期的に作成・更新している。防災マップは、「くらしの便利帳」のなかに加えられており、その配布を通じて全市民に周知されている。また、大規模災害時における行動基準及び災害に対する備え等の情報は、市のホームページにもアップされている。

③ 出前講座

自主防災組織をはじめ、町会・自治会、PTA、その他各種団体からの要請により防災課職員が出向き、地震や災害に対する心構えや対策について講話を行っている。直近の実施実績は以下のとおりである。

摘 要	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
講 座 回 数 (回)	19	12	73
参 加 人 数 (人)	1, 492	542	3, 652

東日本大震災以降に市民の防災意識が高まった結果、平成 23 年度以降から当該出前講座のニーズが非常に高まっている傾向が見受けられる。なお、平成 24 年度の上半期は 87 回の出前講座を実施しており、既に前年度の回数を超えている状況である。

また、監査の過程で把握した近隣都市の平成 23 年度の出前講座の実施回数を、参考までに記載すると以下のとおりである。

市			実施回数
国	立	市	28 回
小	平	市	22 回
清	瀬	市	5 回
調	布	市	22 回
多	摩	市	13 回
福	生	市	3 回

各市において出前講座の規模や内容等が異なってくるので、一概に比較評価することは出来ないが、近隣都市に比べて、積極的な出前講座の実施を行っているものと思われる。防災課が直接的に市民の啓発を行うことができる絶好の機会であるので、今後も継続的に出前講座の実施に取り組んでいくことが期待される。

④ 自主防災組織等の民間における防災訓練への協力

自主防災組織等の民間における防災訓練を実施する際には、所定の様式で「防災訓練・防災教育等実施計画書」を提出してもらい、当該計画書に記載された要望に基づき、防災課は起震車の貸出し、備蓄品（消費期限の観点で近日中に入れ替え予定の食料品等）などの提供を行っている。また、必要に応じて職員の派遣も行っている。

直近 3 年間の自主防災組織等の民間における防災訓練の実施回数は以下のとおりである。

摘 要	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訓練回数（回）	318	328	362
参加人数総計（人）	44,294	44,445	52,046

先に述べた出前講座と同様に、東日本大震災以降において回数・参加人数ともに増加傾向が見受けられる。ただし、自主防災組織や学校等ではそれ以前から定期的に防災訓練を実施していることから、出前講座に見られたような著しい増加の傾向ではない。市民の防災対策や意識の啓発の観点から、民間における防災訓練の実施を推進していくことは非常に重要であることから、今後も防災課として継続的かつ積極的に当該事業を実施することが期待される。

⑤ 防災講演会

八王子市では、外部から防災に関する専門家を講師として招き、年 1 回定期的に防災講演会を行っている。

直近 2 年間の防災講演会の開催概要は以下のとおりである。

摘 要	平成 22 年度	平成 23 年度
開 催 日	平成 23 年 1 月 30 日	平成 24 年 3 月 10 日
会 場	学園都市センター	市役所本庁舎
講 師	風間 久司氏 (NPO 法人防災サポートおぢや)	国崎 信江氏 (危機管理教育研究所)
テ ー マ	自主防災組織は地域の要～中越 大震災から学ぶ	私が守る家族と地域～自助・共助 を考える
参 加 者 数	282 人	352 人

⑥ 防災指導員育成研修

八王子市では、年に 2 回の頻度で、防災指導員育成研修を実施している。これは、いわゆる「共助」の観点から、自主防災組織の構成員等に対して、地域防災に関する基礎的な知識及び技能の習得を主たる目的としたものである。参加者には一般応募の市民や、八王子市職員も一部含まれている。研修内容は、毎年、防災課にて決定している。

直近 2 年間の防災指導員育成研修の開催概要は以下のとおりである。

摘 要	平成 22 年度	平成 23 年度
開催日(第1回)	9 月 25 日～26 日	9 月 24 日
参加者(第1回)	88 人	63 人
開催日(第2回)	11 月 13 日～14 日	11 月 12 日
参加者(第2回)	63 人	64 人
研 修 概 要	講義(防災活動事例紹介など) 機器取扱訓練、普通救命講習等	災害図上訓練、機器取扱訓練等

【監査の結果】

「(2) 市民啓発について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

(3) 防災訓練について

【概要】防災課が主体となる防災訓練の概要

防災課が主体となって実施している防災訓練は、以下の4種がある。

① 総合防災訓練

八王子市では、八王子市消防団、八王子消防署及び地域住民などの防災関係機関と合同で総合防災訓練を実施している。消防団は、救出救助訓練、一斉放水訓練、女性隊による応急救護訓練などを行っている。

直近5年間の総合防災訓練の実施概要は以下のとおりである。

年 度	実施場所	実施年月日	参加人数（人）
平成 20 年度	拓殖大学八王子キャンパス	平成 20 年 9 月 28 日	1,301
平成 21 年度	柏木小学校 南大沢駅周辺	平成 21 年 10 月 30 日	2,123
平成 22 年度	八王子駅周辺、第四小学校	平成 22 年 11 月 23 日	2,889
平成 23 年度	元八王子地区 (上壱分方小学校、元八王子市民センター、東京天使病院、子どもキャンプ場)	平成 23 年 10 月 2 日	1,783
平成 24 年度	多摩ニュータウン地区 (長池小学校、松木公園)	平成 24 年 10 月 28 日	1,533

なお、総合防災訓練に関しては、毎年一定のテーマに基づいた特徴を持たせている。例えば、平成 20 年度では大学生をボランティア要員として動員している。平成 21 年度と平成 22 年度では、それぞれ南大沢警察署、東京都と合同連携して防災訓練を実施している。

平成 23 年度は、元八王子地区町会・自治会連合会と合同で行うことで、多くの地域住民に訓練に参加してもらうなど、地域密着型の減災に向けた災害対応訓練を実施している。

② 水防訓練

水防訓練とは、水害を想定した防災訓練であり、主に、河川の流域地域で行われる。主なものは堤防の決壊に備えた土のうの作製、水防工法の実施、決壊時の避難、誘導などである。

直近 5 年間の水防訓練の実施概要は以下のとおりである。

年 度	実施場所	実施年月日	参加人数（人）
平成 20 年度	市庁舎前浅川河川敷広場	平成 20 年 5 月 10 日	約 430
平成 21 年度	同 上	平成 21 年 5 月 23 日	約 430
平成 22 年度	同 上	平成 22 年 5 月 8 日	約 430
平成 23 年度	同 上	平成 23 年 6 月 4 日	約 500
平成 24 年度	同 上	平成 24 年 5 月 19 日	約 430

なお、平成 23 年度については、東京消防庁第九消防方面本部と合同で実施している。

③ 参集訓練

参集訓練とは、災害発生を仮定して、市役所職員が自宅から所定の参集場所へ徒歩、自転車またはバイクのいずれかの手段を用いて集合する訓練である。年に 1 回の頻度で実施され、参加対象者は、平常時にバス、電車または自家用車で通勤している市役所職員等である。

実際の参集開始時刻から 30 分後、1 時間後、2 時間後、3 時間後、4 時間後、5 時間後の参集人員を、各部から防災課へ報告を行う。

直近 2 年間の参集訓練の実施概要は以下のとおりである。

摘 要	平成 22 年度	平成 23 年度
日 付	1 月 12 日	11 月 22 日
訓 練 開 始 時 刻	午前 6 時	午前 6 時
参 加 人 数 （ 人 ）	548	577

④ 図上訓練 災害対策本部を仮想（運営） 年 1 回

図上訓練とは、地震の発生を仮定し、地震発生直後から概ね 72 時間（3 日）経過までに対応が必要と思われる課題について、防災課が状況付与を行い、庁内各部において解決方法、対処内容等を検討するシミュレーション訓練である。その検討内容は、必要に応じて災害対策本部員会議に報告し、対応を判断する。年 1 回の頻度で実施され、参加対象者は、災害対策本部員会議構成員及び庁内各部毎から選出された職員である。

直近 2 年間の参集訓練の実施概要は以下のとおりである。

摘 要	平成 22 年度	平成 23 年度
日 時	1 月 12 日 午前 8 時から正午まで	1 月 17 日 午前 9 時から正午まで
参 加 人 数 （ 人 ）	137	197

以上の防災訓練に係る予算執行は、主として以下の内容のものである。

- ・ 防災訓練参加医師、歯科医師、薬剤師に対する謝礼
- ・ 訓練にて使用する資器材の購入
- ・ 会場設営委託

上記謝礼については、社団法人八王子医師会と締結した「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」に基づいた所定の謝礼が支払われる。

訓練にて使用する資器材の購入については、複数の業者から見積書を入手し見積合せを行い、適切に業者選定を行っている。

会場設営の委託業務については、指名競争入札によって業者を選定している。

【監査の結果】

「（３）防災訓練について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3．主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

(4) 起震車について

【概要】起震車に係る委託業務について

受託事業者が庁舎車庫に格納してある起震車を直接訓練会場に運行し、訓練主催者と打ち合わせを行い、体験前の説明と操作を行う。1日に、午前と午後の2回の運行を行う。

直近の運行実績は次のとおりである。

摘 要	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
開催回数（回）	177	179	199
体験者数（人）	19,251	19,567	24,224

起震車自体の管理は、市にて行うが、

- ・ 市の車両管理事務所から訓練場所までの運行
- ・ 訓練主催者との打ち合わせ
- ・ 訓練開始前に参加者に対して説明を行い、起震者の操作をする

上記の業務は、指名競争入札による委託業務であり、運行回数に基づく単価契約によっている。

【意見】委託業者からの入手資料について

当該業務に関しては、車両の運転業務を含んだ他の委託業務で見受けられるような、委託業者から運行予定者の免許証や保険書類の入手を行っていない。

業務委託者としての監督責任の観点から、当該業務に関して当該免許証や保険書類を入手しなくても良い理由は特にはないと思われるため、今後は免許証や保険書類を入手することが望まれる。

(5) 家具転倒防止器具助成について

【概要】家具転倒防止器具助成制度の概要

東海地震や首都直下地震の発生が懸念されるなか、市民の生命及び財産を地震災害から守るため、東京都市長会の助成金を活用し、家具転倒防止器具等を支給する制度である。

器具の配布は全市民（世帯単位で申請）が対象とされ、器具取付は65歳以上高齢者のみの世帯など、災害時要援護者を対象とされている。平成21年度から平成23年度までの3カ年にわたり、世帯数の10%に配布する計画で実施され、最終的には24,212世帯に対して、無償による当該器具の配付・取付が実施された。

なお、当該事業は、全額につき東京都市長会から交付金が支給されるため、市としての支出は基本的には発生していない。

実際の作業については、家具転倒防止器具等発送に関する業務委託、及び家具転

倒防止器具等取付に関する業務委託を行っており、いずれも随意契約によっている。前者については、他市区において既に当該器具を専門的に取り扱っている特定の業者が存在していること、後者については、市内のシルバー人材会社を優先的に活用することがその理由であり、所定の「随意契約指定理由書」で認定事由に該当し適切な承認プロセスを経ている。

【意見】個人情報の管理に関する事務について

上記【概要】(138 頁)に記載されている両委託契約の仕様書において、「本業務に係る申請者の個人情報については、八王子市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を本事業の目的以外に使用してはならない」旨の規定が盛り込まれている。

ここでいう個人情報とは、器具等の交付者リスト及び取付者リストのことである。当該個人情報を市と業者間でやり取りをする場合には、「家具転倒防止器具等助成事業 個人情報受け渡し記録簿」をもって、一定の個人情報管理が行われていた。

《受け渡し記録簿の様式》

月日	件名	会社・団体名	氏名	防災課 担当者	返却日	返却確認

ただし、上記受け渡し記録簿は、個人情報の紛失リスクには相応の効果があると思われるが、流出リスクに対しては若干の疑問が残る。

そのような観点で、八王子市においては、個人情報保護条例の適切な取扱いを行う観点から、平成 18 年 1 月 17 日付の文書「個人情報を取り扱う事務の委託に関する特記仕様書について（通知）」が各所管課に対して通知されている。

その通知のなかでは、平成 18 年度の業務委託契約より、個人情報に十分な配慮をするために作成した「標準特記仕様書」に準じ、必要に応じて特記仕様書を作成する等して事務の委託を行うように依頼している。例えば、委託業者から「機密保持誓約書」の入手を求める条項が盛り込まれている。

上記通知の趣旨を踏まえた場合、当該事務に係る個人情報の質的な重要性を勘案すると、個人情報の取扱いに関する関連条項を十分に折り込み、かつ、委託業者から「機密保持誓約書」を入手する方が、望ましいものと思われる。今後、防災に関する事業を行う上で、高齢者のみの世帯や災害時要援護者等を幅広くリストアップするような場合には、その個人情報の取扱いにおいては、より万全を期す必要があるものと思われる。

(6) 八王子防火防災協会補助金について

【概要】八王子防火防災協会補助金の概要

市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに防災行動力を高め、各種災害の未然防止と被害の軽減を図ることを目的とした活動に補助金を交付している。八王子防火防災協会では、広報誌・ポスター・チラシ等の作成、消防広報プロモーションビデオの放映などにより、市民の防災・防火意識の啓発を行っている。八王子防火防災協会は、町会・自治会のメンバーで構成されており、より市民に密着した形での活動が期待されている。

市から当該協会への補助金は減少傾向にあり、平成 20 年度からは、概ね八王子市の人口×1 円の金額を目途に補助金を算出している。

【意見】より効果的な補助金のあり方の検討について

八王子防火防災協会の事業報告書を閲覧したところ、その支出項目のなかに、補助金の金額と近似した下記 2 団体への助成金が含まれていた。

- ・ 八王子女性防火協会

昭和 44 年 11 月に発足し、現在 621 名の会員が防火・防災活動を行っている。

- ・ 八王子消防少年団

昭和 54 年 2 月に発足し、少年少女が防火防災に関する知識・技術を身につけ、団体生活を通じて責任感あふれる人間になるとともに、社会に奉仕することを目的としている。

担当者によれば上記の 2 団体は八王子防火防災協会の下部組織の位置づけではなく、並列的な位置づけの団体である、とのことである。また、八王子市から上記の 2 団体に対しては補助金を支出していない。

このような状況を踏まえた上で、必要に応じて上記 2 団体の活動状況（収入・支出の状況）を把握し、全体的な観点から当該補助金のあり方を見直すべきであると思われる。場合によっては、上記 2 団体に対して、直接的に補助金を支出し、より効果的な補助金の支出を行うことを検討すべきである。

4. 防災倉庫整備に係る事業について

(1) 防災倉庫の設置事業について

【概要】八王子市内に設置されている防災倉庫の概要

八王子市では、災害等の有事の際に使用する食糧、資機材等の備蓄及び施設の設置等防災対策を推進する目的で、市内各所に防災倉庫を設置し、運用している。

平成 24 年 10 月末日現在で、八王子市内にある防災倉庫は以下のとおりである。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

種 類	防災倉庫	(参考：避難所)
市で保有する倉庫（拠点倉庫）	10	—
小・中学校	105	116（注 1）
市民センター	15（注 2）	17
旧稲荷山小学校（注 3）	1	1
デジタルハリウッド大学	1	1
片倉つどいの森公園	1	—
道の駅 八王子滝山	1	—
合 計	134	135

（注 1） 都立高校も含む

（注 2） 近隣施設における防災倉庫の共同利用を含むため、設置済みは 16 か所

（注 3） 廃校後に市が利用している。

従来から、市で保有する拠点倉庫を市内各所に配備していた。当該拠点倉庫は、以下の 10 か所である。

	施 設 名	所在地住所	設置年度
1	台 町 防 災 倉 庫	台町 2-366-3	昭和 53 年
2	天 神 町 防 災 倉 庫	天神町 23-2	昭和 54 年
3	長 房 町 防 災 倉 庫	長房町 506-23	昭和 55 年
4	高 倉 町 防 災 倉 庫	高倉町 20	昭和 56 年
5	川 口 町 防 災 倉 庫	川口町 911	昭和 57 年
6	館 町 防 災 倉 庫	館町 142-2	昭和 58 年
7	宮 下 町 防 災 倉 庫	宮下町 1	昭和 59 年
8	中 野 山 王 防 災 倉 庫	中野山王 2-28	昭和 60 年
9	下 柚 木 防 災 倉 庫	下柚木 542-5	昭和 62 年
10	京 王 線 高 架 下 防 災 倉 庫	打越町 220-1	平成 6 年

その後、避難所に指定されている小・中学校全てに防災倉庫を整備することを目標に事業を進め、現在では当該目標は完了している。その際には、対象となる学校において余裕教室がある場合には、その余裕教室を防災倉庫として利用している。また、対象となる学校に余裕教室がない場合には、校舎外に独立型の防災倉庫を設置している。

現在では、避難所に指定している市民センターのうち、防災倉庫が設置されていない 1 か所について、防災倉庫の設置対応を進めている状況である。

《市の拠点倉庫の外観》



《学校内倉庫の外観》



【監査の結果】

「(1) 防災倉庫の設置事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

(2) 防災倉庫に保管する備蓄品について

【概要1】 防災倉庫に保管されている備蓄品の概要

前述した防災倉庫に、必要と認めた備蓄品を常備しており、その主な内訳は以下のとおりである。

- ① 食料品 : アルファ米、乾パン、ミネラルウォーター、粉ミルク 等
- ② 日用品 : 毛布、フロアマット、ポリタンク、ストーブ、仮設トイレ、タオル、石けん、トイレットペーパー、下着、生理用品、三角巾、バーベキューコンロ 等
- ③ 資機材 : のこぎり、スコップ、金テコ、ろ水機 等
- ④ 救助用資機材 : チェーンソー、エンジンカッター、爪付きジャッキ、発電機、投光機 等

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

平成 24 年 3 月 31 日時点において、八王子市が防災倉庫にて保管している備蓄品は以下のとおりである。

品 目	数 量	品 目	数 量
乾パン	115,644 食	災害用コンロ	658 個
アルファ米	242,950 食	薪 (3kg)	312 個
副食	2,250 食	やかん	258 個
ミネラル水	64,602 リットル	防水シート	5,321 枚
粉ミルク (850 g)	112 缶	のこぎり	613 個
哺乳びん	110 本	スコップ	1,482 個
毛布	62,190 枚	金てこ	670 個
エマージェンシー・ブランケット	5,120 枚	仮設トイレ	557 台
ゴザ	9,445 枚	ストーブ	488 台
断熱マット	46,511 枚	軍手	8,926 枚
簡易間仕切り	250 個	テント	19 個
簡易更衣室	254 個	ツルハシ	56 本
タオル	114,736 枚	カッター	11 台
石けん	51,192 個	チェーンソー	9 台
紙おむつ (大人用)	11,610 枚	カマ	6 本
紙おむつ (子供用)	55,272 枚	竹箒	18 本
トイレットペーパー	49,556 巻	鉄ハンマー	64 個
下着	6,600 枚	ボルトクリッパ	45 個
生理用品	12,020 袋	斧	40 個
三角巾	31,600 枚	ろうそく	421 本
サラシ	400 枚	500W 投光器	19 台
卓上コンロ	742 個	爪付ジャッキ	49 台

上記のように十分な備蓄品を防災倉庫において保管しているものと思われるが、全部の防災倉庫に上記の備蓄品品目の全てが保管されているのではない。防災課では、一般的な物資（例えば、乾パンやアルファ米）は避難所に指定されている防災倉庫に、特殊な物資（例えば、防水シートや鉄ハンマー）は市の拠点倉庫に保管する方針で、各倉庫に適宜に備蓄物資を配分している。

また、備蓄物資には市が独自で購入しているものとは別に、東京都から寄託を受けているものもある。八王子市と東京都との間で「寄託契約書」を取り交わし、一定数量の備蓄品の寄託をうけ、市の拠点倉庫において分別管理を行っている。

具体的な保管物資は以下のとおりである。

品 目					数 量
ア	ル	フ	ァ	米	38,500 食
ク	ラ	ッ	カ	一	5,530 食
毛				布	3,100 枚
ゴ				ザ	300 枚

【概要 2】備蓄量の分析

上記物資の備蓄量については、避難想定者数の 3 日分を目安として算定している。

例えば、東京都が、多摩直下地震が発生した場合の八王子市における避難人口発生数を、様々なケースに基づきシミュレーションしている。平成 18 年のシミュレーション時では、その中での八王子市における避難人口発生数は 50,027 人であった。

上記最大値を目安とすると、八王子市において備蓄すべき食料は、一人が 1 日 3 食の食事を行うことと仮定すると、

$50,027 \text{ 人} \times 3 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} = 450,243 \text{ 食}$ となる。

その一方で、上記備蓄食糧を単純に集計すると、

《八王子市購入分》

- ・ 乾パン：115,644 食
- ・ アルファ米：242,950 食
- ・ 副食：2,250 食

《東京都寄託分》

- ・ アルファ米：38,500 食
- ・ クラッカー：5,530 食

の合計 404,874 食であり、上記最大値の場合の必要量に近似している。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

また、東京都総務局総合防災部が公表している「平成 23 年度 区市町村防災事業の現況（平成 23 年 4 月 1 日現在）」によると、近隣市の主たる備蓄品の状況は以下のとおりである。

市町村名	主食 (食)	毛布 (枚)	トイレ (個)
八王子市	484,444	61,487	567
立川市	161,048	68,510	210
武蔵野市	375,800	39,260	1,289
三鷹市	357,132	24,642	7,370
青梅市	45,444	6,438	32
府中市	300,930	38,809	1,112
昭島市	171,748	17,865	1,901
調布市	248,674	31,100	174
町田市	399,821	19,205	1,037
小金井市	61,100	8,172	273
小平市	88,000	18,461	188
日野市	56,310	2,351	85
東村山市	105,050	4,410	539

市町村名	主食 (食)	毛布 (枚)	トイレ (個)
国分寺市	106,960	5,587	495
国立市	33,500	10,005	588
西東京市	158,200	34,610	1,057
福生市	69,227	10,325	131
狛江市	58,920	5,793	159
東大和市	79,080	13,820	706
清瀬市	62,044	5,770	90
東久留米市	51,000	7,950	85
武蔵村山市	51,670	2,870	1,400
多摩市	183,940	12,780	1,014
稲城市	44,064	12,220	967
羽村市	86,600	5,310	81
あきる野市	62,750	1,819	0

(注)

- ・「主食」及び「毛布」については、東京都寄託分も含む
- ・「トイレ」は、種類毎の仮設トイレ（マンホール設置型、便槽付、簡易等）の合計

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

平成 18 年度に東京都が実施した、多摩直下地震が発生した場合のシミュレーションにおける、近隣市の避難想定者数の最大値は以下のとおりである。

市町村名	避難想定者数（人）	市町村名	避難想定者数（人）
八王子市	50,027	国分寺市	21,903
立川市	48,010	国立市	12,040
武蔵野市	33,021	西東京市	14,028
三鷹市	62,634	福生市	3,419
青梅市	4,779	狛江市	5,712
府中市	50,300	東大和市	7,472
昭島市	9,603	清瀬市	4,223
調布市	29,229	東久留米市	10,094
町田市	30,051	武蔵村山市	4,086
小金井市	21,955	多摩市	20,657
小平市	25,007	稲城市	6,918
日野市	30,792	羽村市	1,718
東村山市	13,640	あきる野市	2,081

上記の数値に基づき、近隣都市における避難想定者数 1 人あたりの備蓄品を算出すると、以下の表のようになる。

市町村名	主食	毛布	トイレ	市町村名	主食	毛布	トイレ
八王子市	9.683	1.229	0.011	国分寺市	4.883	0.255	0.022
立川市	3.354	1.426	0.004	国立市	2.782	0.830	0.048
武蔵野市	11.380	1.188	0.039	西東京市	11.277	2.467	0.075
三鷹市	5.701	0.393	0.117	福生市	20.247	3.019	0.038
青梅市	9.509	1.347	0.006	狛江市	10.315	1.014	0.027
府中市	5.982	0.771	0.022	東大和市	10.583	1.849	0.094
昭島市	17.884	1.860	0.197	清瀬市	14.691	1.366	0.021
調布市	8.507	1.064	0.005	東久留米市	5.052	0.787	0.008
町田市	13.304	0.639	0.034	武蔵村山市	12.645	0.702	0.342
小金井市	2.782	0.372	0.012	多摩市	8.904	0.618	0.049
小平市	3.519	0.738	0.007	稲城市	6.369	1.766	0.139
日野市	1.828	0.076	0.002	羽村市	50.407	3.090	0.047
東村山市	7.701	0.323	0.039	あきる野市	30.153	0.874	0

平均	11.132	1.156	0.054
----	--------	-------	-------

上記 3 品目については、近隣都市毎によって備蓄水準に大きなバラつきが見受けられる。

八王子市の主食に係る備蓄水準については、近隣都市の平均値は下回っているものの、著しい高水準値を示している羽村市及びあきる野市を除けば平均値を上回る水準である。また、一般的な目安としている避難想定者数の 3 日分を考慮すれば、八王子市の備蓄水準は一定の合理性の範囲内であると思われる。

八王子市の毛布に係る備蓄水準については、近隣都市の平均値以上であり、かつ、避難想定者に最低 1 枚はいきわたることを考慮すれば、八王子市の備蓄水準は一定の合理性の範囲内であると思われる。

八王子市のトイレに係る備蓄水準は、市の備蓄トイレが仮設トイレのみのため人口一人当たりの個数が平均値より下回っているが、必要量の確保はされているとのことである。しかしながら、一部の近隣都市においては、仮設トイレ以外に、携帯トイレや使い捨てトイレ等の備蓄をしていることも踏まえると、今後の備蓄のあり方について、仮設トイレの代替手段等の検討も併せて、再考の余地があるように思われる。

なお、東京都が行っている避難人口のシミュレーションについては、平成 24 年 4 月に見直しが行われている。当該見直しに関しては、東日本大震災を受けて、結果として大幅な避難人口の上方修正が行われた。

被害人口の最大値をみると、当該見直しにおいては 128,646 人となっている。つまり、最大値について前回のものと比較すると、50,027 人から 128,646 人に大幅な増加を示しており、前回比 157%の増加率である。

言い換えると、防災倉庫の備蓄品に関しては、単純計算でこれまでの備蓄量の約 2.5 倍程度が必要となるといえる。

【概要 3】備蓄品の管理

備蓄品の管理は、防災課が主体となって実施している。具体的には、各倉庫毎に備蓄品明細表を作成し、年 1 回の頻度で棚卸を実施している。

また、消費期限がある食料品や飲料品については、管理一覧表を作成し適宜管理している。なお、期限切れの食料品等については、防災訓練での炊き出しや学校給食への提供を行うことにより有効活用している。

そのような管理の下、毎年一定量の備蓄品の入れ替えや新規購入を行っている。備蓄品の購入は、原則として指名競争入札にて行われている。

《市の拠点倉庫の備蓄状況》



《小学校内倉庫の備蓄状況》



【意見 1】 備蓄品の各倉庫への割り振りについて

全体としては、概ね十分な量を備蓄しているものと評価出来るが、各倉庫への割り振りについては、特に明確な根拠等がない状況である。

例えば、一部の備蓄品（紙おむつや卓上コンロ等）については、限られた特定の防災倉庫のみに保管されており、当該備蓄品が保管されていない防災倉庫が相当数ある。特段の事情がない限り、出来るだけ均等に万遍なく各倉庫に備蓄品がいきわたっている状況が望ましい。ひとつの防災倉庫に対する標準的な備蓄品の品目及び数量についての考え方をある程度整理すべきであると考ええる。

また、あまり厳密な計算を行う必要性はないが、必要に応じて一定の考え方（例えば、単純な人口割等）に基づいて数量の算定、各倉庫への割り振りを行う必要があると思われる。

少なくとも、平成 24 年度において東京都が地域防災計画の見直しを行い、避難想定者数の上方修正を行ったため、市においても備蓄品を大幅に増やすことが予定されている。その際には、各倉庫の備蓄可能容量についても明確に把握しておく必要があると思われる。

以上の考え方のもと、計画的によりきめ細かい各防災倉庫毎の備蓄計画を策定し実行することが望まれる。

【意見 2】 仮設トイレの備蓄量の算定について

仮設トイレについては、特に明文化されていないものの、実質的に 1 つの倉庫に 3 ～5 個を目安として備蓄している。しかし、平成 24 年 3 月末時点での備蓄数量で、仮設トイレが 2 個以下の倉庫が 3 か所あった。

トイレの必要性は災害時の対応として重要であり、仮設トイレの備蓄数量について一定の目標値を設定することが望ましい。

一方で、仮設トイレの代替物となり得る、簡易トイレや薬品等による手段についても検討に値するものと市では考えている。

以上について総合的に勘案したうえで、本来あるべき仮設トイレの各倉庫別の備蓄量については整理していく必要があるものとする。

《参考》

「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の平成 20 年度報告書（市町村における総合的な危機管理体制の整備）のなかで、「第 2 章 危機発生時における対応のあり方 2 応急対応 （3）避難所の設置・運営 ②中長期間滞在できる生活環境」において以下の記述がある。

「特にトイレは、過去の災害において避難所開設初期の不足が問題化しており、仮設トイレの設置などの迅速な対応が求められる。また、避難所が狭いことも予想されるが、出来る限りのプライバシーの配慮が必要となる。段ボール等で避難者間の間を仕切るなどして、避難者の精神的負担を軽減することが求められる。」

（3）防災倉庫の管理について

【概要】防災倉庫に関する改修維持管理について

防災倉庫については、必要に応じて修繕等を行い、その維持管理を行っている。具体的には、職員が日常業務で発見したものや、市民からの情報が寄せられた要修繕箇所を、所定の「防災倉庫修繕リスト」において取りまとめ、その状況や修繕の顛末等を管理している。

その結果、平成 23 年度においては、

市が保有する倉庫 : 1 か所

小・中学校にある倉庫 : 1 か所

の合計 2 か所の倉庫に対して修繕を行っている。

修繕作業については、複数の業者に見積りを依頼し、最もコストが安い業者に発注を行っている。

なお、業者に修繕作業を委託する際には、その仕様書において、工事記録写真の提出を義務付け、「各工事段階時、埋没部分、工事完了後見えなくなる部分、その他必要部分及び工事完了時の写真を台紙に整理し補足説明を付ける。」こととされている。

【意見 1】防災倉庫の修繕管理表の作成について

防災課では、4～5 年程度前から「防災倉庫修繕リスト」を作成し、当該業務の管理を行っている。当該リストでは、実際に行われた修繕内容や、日々の業務において気付いた修繕が必要と思われる箇所が、時系列に記載されている。

《防災倉庫修繕リストのひな型》

No.	執行日	修繕済み	工事区分	施設名	所在地	階数	状況

当該リストの運用により、実質的な管理は行われていると思われる。しかし、本来の防災倉庫の管理のあり方としては、管理の網羅性の観点からは若干不十分であると思われる。

網羅性の観点からは、最低年 1 回は倉庫内にある備蓄食糧の棚卸に行くため、その際に防災倉庫の全体的な状況の点検を行い、特に問題がない場合も含めて、その結果を一覧表の形式で取りまとめて管理していくのが望ましい。

防災倉庫の安全性に対する位置づけは、年々高まっており、定期的に万全の体制でチェックする体制づくりが求められているものとする。

また、要修繕箇所が判明した場合には、その状況のみならず、その発生原因についてもなるべく詳細に記録し、今後の業務運営にフィードバックしていくことが望まれる。

【意見 2】要修繕箇所の対応について

毎年 2～3 か所について修繕を行っており、随時対応しているものと認められる。しかし、「防災倉庫修繕リスト」において、要修繕箇所を把握しながら、実際の修繕を行っていないステータスのものがあつた。そのようなステータスのものについては、第一義的には優先的に対応すべきものであると考えられるため、修繕作業を保留していることに対する相応の理由付けに関して文書等を通じて明確にしておくことが重要である。

例えば、「防災倉庫修繕リスト」を運用するにあたって、その緊急性や重大性に関しても十分かつ明確に記入することが望まれる。

【意見 3】入札金額の乖離がある場合の検討過程の文書化について

1 件の防災倉庫について、コンクリート舗装の一部が亀裂によりはがれてしまったため、補修する修繕作業が発生している。当該業務に係る見積合せ経過調書を閲覧したところ、以下のような内容であつた。

A 業者：130,200 円 → 落札・決定
 B 業者：255,000 円
 C 業者：362,750 円

事務手続きの趣旨を勘案すれば、複数の業者から見積りを取り、最もコストが安くすむ業者に業務を発注することには何ら問題はないと思われる。

ただし、当該業務のような性質のものに関しては、コスト面以上に業務の品質に相応の配慮をすべきものと思われる。防災倉庫の役割として、平常時のみならず、災害発生時においても倉庫としての機能を十分に果たすことが期待されている。従って、コストを追求する反面で安全性を損なうというような事があってはならない。

少なくとも、上記のような業者間の見積りにバラつきが見受けられる場合には、その格差の内容も調査・分析し、コスト面だけでなく、作業の品質にも相応の気を配る必要があるものとする。基本的には、このような検討過程を文書にて残しておく方が望ましい。

5. 震災対策設備に係る事業について

(1) 地域配備消火器等について

【概要1】街頭消火器の管理状況

火災等の有事に備え、初期消火用として街頭消火器を地域に配備している。現時点では、市内全域に約 6,000 本の街頭消火器が配備されている。

《街頭消火器の外観》



《街頭消火器の本体》



街頭消火器については、全体的な場所等の管理、個別の消火器毎の修繕履歴等の管理、交換スケジュールの管理、の 3 つの観点でそれぞれ以下のように管理している。

全体的な場所等の管理については、地図ソフトを使用して、その位置情報をシステム上で管理している。個別の消火器毎の修繕履歴等の管理については、消火器 1 台毎に手書き台帳を作成し、当初の設置から現在に至るまでの交換や修理等の情報を記入し、管理している。交換スケジュールについては、個別消火器毎の使用期限

に関する管理帳票を別途作成し、各年度における交換すべき消火器の把握・管理している。

当該事業における支出の大半は、消火器の取替等に関連する費用である。街頭消火器は、実際の火災発生時に使用される場合のほか、使用期限が到来したものや、破損やいたずら等の理由により定期的に交換が行われる。消火器の交換では、本体そのものを交換する場合と、消火器の中身（粉末や液体）を交換する場合がある。また、消火器を収納している格納箱の交換も必要となってくる。

平成 23 年度の作業実績は、以下のとおりである。

作 業 区 分 概 要	数 量	備 考
消 火 器 更 新	463 本	使用期限切れに伴う交換
消 火 器 再 設 置	107 本	使用・盗難・紛失に伴う再設置
格 納 箱 再 設 置	41 個	
格 納 箱 移 設	4 件	
消 火 器 詰 替	4 本	中身の液体や粉末の入替
私有消火器薬剤詰替え	10 本	消火活動に協力した市民への対応
消 火 器 廃 棄	135 本	

上記の作業は、単価契約により購入・移設・詰替え等の契約を行っている。単価契約にしている理由は、契約時点では実際作業量が未確定であり、関連する作業内容が消火器の種類等の理由により 26 種類と多いためである。

また、当該契約は随意契約としている。具体的には、指名業者 3 者から 26 点の契約項目毎に見積りを入手し、見積合せを行っている。結果として、全体的に最も見積単価の低い業者が選定されており、他者が当該業者より低い見積額を提示している契約項目については、当該業者と減価交渉を行い他者の見積額まで単価契約金額を減額している。

このような見積合せの方法を採用している理由は、26 種類ある契約作業毎に入札を行った結果として複数の業者と契約すると、逆に作業全体の効率性・有効性を損なうことになるからである。

【概要 2】外部評価委員会の評価

外部評価委員会において、地域配備消火器等整備に関しては、現在では約 6,000 本の街頭消火器が市内に設置され、その維持管理業務も市が行っているが、その業務自体の存在意義を考え直すべきではないかという旨の提言が行われている。

具体的には、個人の責務として各家庭などでの設置を積極的に促す一方で、現在地域に設置している消火器については、地域の実態を知る自主防災組織、町会・自

治会等の協力を得ながら段階的に民（地域）に移行し、設置・管理を地域で担っていくのが良いとしている。

その理由として、以下の２点が挙げられている。

- ・ 事業開始当初（昭和 47 年）は、地域への消火器等の配備は都条例により市の責務とされていたため、当該事業を市が行っていたが、その後の平成 15 年度の東京都震災予防条例の改正で市の責務に関する条項が排除された結果、当該事業を市が行うことの実施根拠がなくなっていること。
- ・ 実際に発生した火災の初期消火時における消火器の使用実績を見ると、平成 21 年度に使用された 30 本のうち、市が設置した街頭消火器は 7 本であり、残りの 23 本は市民（法人・個人）が自ら設置していたものであること。

これに対する防災課の対応としては、最終的な消火器の管理責任を民への移行を意図する一貫として、平成 24 年度から自主防災組織への助成品目として消火器を追加している。ただし、この課題に対する最終的な対応の完了には相当の時間がかかるものと思われるため、今後の具体的な実施計画の策定が期待される。

【意見】消火器の棚卸作業の必要性について

個別消火器毎の使用期限に関する管理帳票を閲覧したところ、該当日付が古いままのものが散見された。これは、定期的に交換等の作業は実施されているものの、消火器の実所在地と管理帳票の所在地が更新されていないため、委託業者が、当該街頭消火器を作業の過程で識別できなかったからである。その理由としては、例えば、以下のような理由が考えられる。

- ・ 市役所の管理上ではあるはずの街頭消火器が、何らかの理由で消失し、委託業者が発見出来ない場合
- ・ 街頭消火器を設置している民家等において、何らかの理由で設置場所が移転され、所管課に連絡がなく、かつ、それが第三者に分かりづらい箇所に移転されている場合

一般的に、保有資産に関して定期的に棚卸を実施することは重要である。加えて、前述【概要 2】（152 頁に記載）したとおり、今後の街頭消火器に関する事業については一定の見直しを行っていくこととされており、その観点からも、現状を正確に把握することは非常に重要であり、消火器の現物所在確認と管理帳票の更新をすることが必要である。

一度に全ての街頭消火器の現状を棚卸することは煩雑であるが、例えば、上記の管理帳票において該当日付が古いものから優先的に現状確認を行い、所管課の管理情報を随時アップデートしていくことが一案として考えられる。

(2) 飲料用貯水槽について

【概要 1】飲料用貯水槽の設置状況

八王子市では、災害等有事の際に、水道が使用できない状況になっても、飲料水の確保が出来るよう、耐震性貯水槽を災害対策用の飲料貯水槽として 20 か所に保有している。基本的に、ひとつの貯水槽に 100 トンの水を溜めて置くことが出来る。2 年に 1 回の頻度で入れ替える。

防災倉庫には、災害時要援護者用のミネラルウォーターを保管している。

なお、それとは別に東京都が直接管理している応急時給水拠点が 18 か所あり、合計で 81,740 トンの応急時給水可能量がある。

八王子市の地域防災計画（第 3 編 第 11 章 第 1 節「水の確保、供給」）によれば、

- ・ 1 日 1 人当たり 3 リットルを基準とする
- ・ 居住場所からおおむね 2 キロメートル以内に配水所 1 か所を目標とすることとされている。

また、関連する事業の実際の予算執行状況では、

- ・ ろ水機保守点検業務の委託（4 年に 1 回）
- ・ ろ水機用滅菌錠剤の購入（保守点検時と同じ）
- ・ 貯水槽清掃業務の委託（各貯水槽につき 2 年に 1 回の頻度）
- ・ 水質検査の委託

等の作業が、指名競争入札により業務委託されている。

ろ水機用滅菌錠剤の購入、ろ水機保守点検業務の委託及び水質検査の委託については、見積合せを行い、3 業者から見積り書を入手した結果、最もコストの低い業者を選定している。貯水槽清掃業務の委託については指名競争入札を行っている。

【概要 2】外部評価委員会の評価

飲料用貯水槽整備費に関しては、外部評価委員会において、市が維持・管理を行っている 20 か所の飲料用貯水槽について、再度整理した上で今後のあり方を考えていく必要がある旨の提言を行っている。

その理由としては、

- ・ まず東京都が設置している市内 18 か所の給水所があり、これにより 49 日分の市民の飲料水が確保されている。これを補完するための施設として市の飲料用貯水槽があり、この 2 つによって、地域防災計画に定める「半径 2km に 1 か所の配水所」が確保されている。しかし、実際の震災時には半径 2km では遠いという見方もあり、住民と配水所との距離や輸送などについては課題を残していると考えられること

- ・ 現在では、ペットボトルの備蓄、輸送力や通信技術の発展に伴う他自治体などからの提供、将来的な水道管の耐震化、等のさまざまな代替手段が考えられるようになってきたことが挙げられている。

防災課では、上記の意見を受けて、市が保有していた飲料用貯水槽については、平成 25 年度から使用用途を飲料用ではなく、防火用またはその他生活用水用に切り替えることとしている。その結果、市が保有する貯水槽に関する清掃業務及び水質検査に係る委託業務を廃止して、コスト削減を図っている。

【措置済事項】 資格証明の入手について

水質検査の業務委託において、東京都が発行している委託業者の建築物飲料水水質検査業登録証明書を入手している。その入手登録書を閲覧したところ、その時点について以下の相違が見られた。

報告書に記載されている検査実施日：平成 24 年 1 月 18 日から平成 24 年 2 月 15 日
入手している登録証の登録有効期間：平成 24 年 3 月 8 日から平成 30 年 3 月 7 日まで

これは、委託契約の締結時期と免許更新の時期が重なった結果の、委託業者の軽微な事務手続きの不備と思われるが、入手資料のチェック体制の充実化を図る必要があるものと思われる。

なお、本報告書提出日現在、適切な登録証（登録有効期間：平成 18 年 3 月 8 日から平成 24 年 3 月 7 日まで）は入手でき、委託業者の保有資格の適切性は確認できた。

6. 防災行政ネットワークに係る事業について

(1) 防災行政無線子局の増設について

【概要】 防災行政無線子局の設置状況

災害時等に市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。このため市は、市役所本庁舎に設置されている親局から、市内の各地域に設置している子局のスピーカーを通じて、一斉同時放送を行うための防災行政無線システムを整備している。市としては、市のすべての地域において、良好な聴取が可能となるよう、屋外及び屋内受信機の配置を計画的に進めることが重要となる。

その観点から、市は災害時等に情報伝達を行なう防災行政無線の聞こえにくい地区に子局を増設し、解消を図っている。

防災行政無線については随時増設を行い、平成 22 年度末時点では 355 基が設置さ

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

れていた。その後、東日本大震災の発生をうけ、平成 23 年度に 25 基、平成 24 年度に 35 基を増設し、防災行政無線設備のさらなる充実を図っている。その結果、平成 24 年度末には合計 415 基の防災行政無線が市内各所に整備されることになる。

《親機の操作画面》



《子機の全体像》



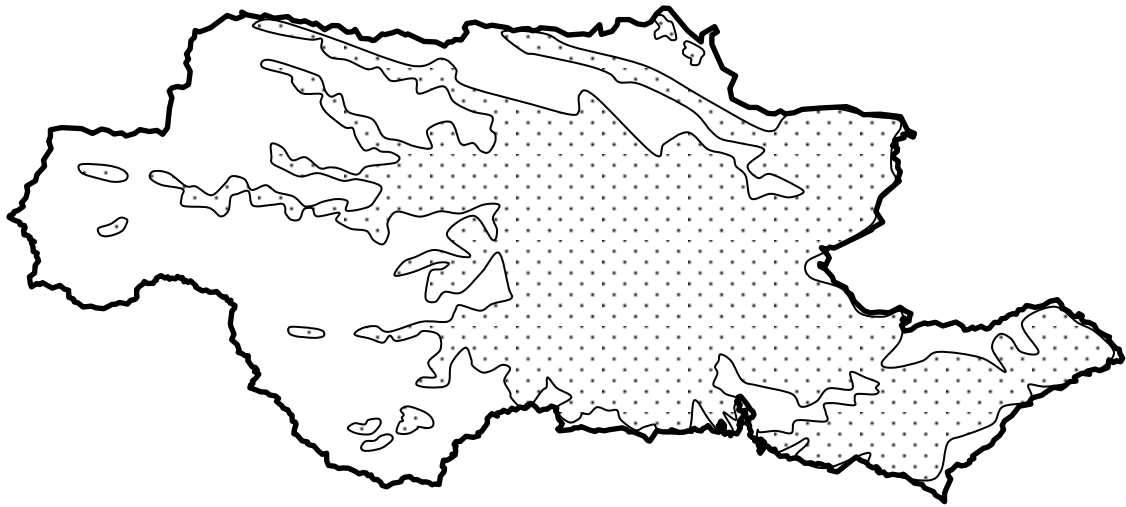
防災行政無線の設置場所は防災課にて決定している。日常業務のなかで把握した候補地（市民からの要望や、職員自らが気付いたもの）をリストアップし、当該候補地について実地調査を行った結果を踏まえて決定する。その際には、設置の実行可能性の観点から、基本的には公有地や公有施設の有無についても、決定する上で重要な判断要素となる。

なお、候補地に実地調査を行った結果、新規設置ではなく、既存設置の調整（例えば、スピーカーの種類変更や向きの変更）にて対処出来る場合もある。

最終的には、設置された各防災行政無線の可聴範囲をマッピングした地図において、全体的な防災行政無線のカバー率を視覚的に確認することができる。高尾山等の特定エリアを除けば、概ね市内全体をカバーしているものと考えられる。

ただし、防災行政無線相互間が近過ぎても問題があること、また、建物等の状況から理論と実態に乖離が生じることから、完全に 100% をカバーする事は実質的には困難を極めるものと思われる。

《八王子市内の防災行政無線の可聴地域の概要マップ》



 : 可聴地域

なお、上記マップは理論上の可聴地域であるため、実際の状況とは異なる場合がある。

【監査の結果】

「(1) 防災行政無線子局の増設について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

(2) 地域防災無線更新について

【概要】地域防災無線の設置状況

市は、通信・連絡手段の多ルート化の観点から、市役所本庁舎を統制局として、各事務所や小・中学校等避難所予定施設に加え、警察署、消防署、救急告示病院、ライフライン機関、市医師会、建設業協会、都トラック協会多摩支部等の防災関係機関相互を結ぶ、八王子市地域防災無線を配備している。従来、地域防災無線はアナログ波を使用していたが、電波法令の改正により平成23年5月からアナログ波に係る無線免許の更新ができなくなったため、地域防災無線の全てに関してデジタル化を行っている。

平成22年度においては、統制局設備（付随する市庁舎内各課に配備された遠隔制御装置を含む）、中継局（高嶺小学校）、半固定局60台、携帯局80台を整備していたが、東日本大震災を機に、デジタル式地域防災無線の拡張を以下のとおり行って

いる。

中継局設備工事 : 恩方中学校内に簡易中継局設備を設置する。

移動局設備工事 : 市内 154 か所に半固定局設備を増設する。

その結果、現時点での八王子市地域防災無線局の概況は以下のとおりである。

設置場所	設置数	備考
《統制局設備》		
防災課無線室	1	統制台
災害対策本部スペース	1	副統制台
市庁舎内	15	遠隔制御装置（通信機能も持つ）
《中継局》	2	統制局と半固定局・携帯局間の電波をつなぐ
《半固定局》		
市 事務所	15	
市民センター	14	
市 出先機関	28	清掃事業所、福祉センター 等
小学校等（避難所）	72	
中学校（避難所）	36	
都立高等学校（避難所）	10	
防災関係機関	39	警察署、駅、病院 等
半固定局 合計	214	
《携帯局》	80	市役所、消防団
半固定局・携帯局合計	294	

《地域防災無線の子機》



Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

また、東京都総務局総合防災部が公表している「平成 23 年度 区市町村防災事業の現況（平成 23 年 4 月 1 日現在）」によると、近隣市町村の地域防災無線の局数は以下のとおりである。

市町村名	局数	市町村名	局数
立川市	99	国立市	60
武蔵野市	0	西東京市	112
三鷹市	181	福生市	0
青梅市	0	狛江市	0
府中市	0	東大和市	0
昭島市	0	清瀬市	0
調布市	0	東久留米市	80
町田市	0	武蔵村山市	130
小金井市	89	多摩市	110
小平市	117	稲城市	0
日野市	120	羽村市	0
東村山市	0	あきる野市	0
国分寺市	0		

単純に局数を比較すれば、八王子市の地域防災無線の導入状況は良好であるといえることができる。

当該事業においては、事業の特殊性・専門性の観点、及び既設のデジタル式と同一メーカーの無線機であることが必要なため、特定の専門業者との随意契約による工事請負契約によって行っている。

工事請負契約書の概要は以下のとおりである。

契約日：平成 23 年 9 月 22 日

件名：デジタル式地域防災無線設備設置等工事

契約金額：196,350,000 円

工期：平成 23 年 9 月 26 日から平成 24 年 2 月 29 日まで

その後、無線局申請手続きに関して、免許期間における免許交付の審査期間に当初見込んでいた以上の日時を要し、免許取得後に行う作業工程を見直した結果、工期を平成 24 年 3 月 16 日までに延長している。

【措置済事項】 通信不能な無線局について

平成 23 年度に設置した地域防災無線 154 件のうち 3 件について、平成 24 年 10 月末現在で通信不能の状態であった。担当者に確認したところ、設置後に発生した相手方施設の改修等による移設のため、防災倉庫に保管しているとのことであった。当該 3 件は、いずれも防災関係機関のうち病院に係るものである。病院側との移設

のスケジュール調整の結果とのことであるが、当該事業の重要性を勘案すれば、通信不能となるような状態は速やかに対処することが望まれる。

なお、本報告書提出日現在、通信不能の状態は解消している。

(3) 防災行政無線及び地域防災無線の管理について

【概要】防災行政無線の管理の概要

震災等の有事に備え、防災機関等との緊急連絡手段及び市民への情報伝達として防災無線を整備し維持管理を行っている。

例えば、屋外にある拡声子局の装着物は、常に風雨にさらされていることから取付部の腐食などにより、落下や放送に支障となる故障の危険性もあるため、関連設備の定期的な点検作業及び修繕が必要となる。

防災行政無線の維持管理作業は、設備の特性及び業務の特殊性から、特定業者に対する随意契約により委託されており、大きく以下の4つの作業に分類される。

- (1) 固定系親局設備保守点検（年2回）
- (2) 固定系子局設備機構点検（年40機を目安に、循環的に実施）
- (3) 固定系子局バッテリー交換（3年に1回の頻度で交換）
- (4) 防災無線の修繕

(1) でいう保守点検とは、親局設備に関して、無線局の電気的な性能を維持することを目的とした点検である。製造メーカーが規定する規格及び電波法で定められている送信機の規格を満たしているかの確認を行い、周辺装置の機能試験を実施して、常に安定した運用が行えるようにするための点検である。

(2) でいう機構点検とは、屋外拡声子局設備に関して、主に機器設置に係る確認点検を目的としている点検である。風雨にさらされた屋外設備（受信装置、空中線、スピーカ等）の金具や柱の状態、ボルトナットの緩みについて増し締めを行い、常に正常かつ安定した取付状態を維持するために実施している。

防災行政無線に係る上記委託事業は、本市防災行政無線の製造メーカーである特定の業者との随意契約により行っている。無線機器自体が特殊な製品であり、かつ、本市の防災行政無線は独自の仕様となっているため、昭和59年の開局から一貫して当該業者との随意契約となっている。

【指摘】「ディーゼル車規制適合車による配送」に伴う契約の留意事項について

八王子市では、平成19年1月22日付けで『ディーゼル車規制適合車による配送』に伴う契約の留意事項について（通知）」の文書が各所管課に対して通知されている。

その通知において、市が行う委託契約のなかで、自動車の使用が想定される全ての契約について以下の文言を仕様書に明記することが求められている。

「本契約の履行に当って自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。」

防災行政無線屋外拡声子局機構点検委託仕様書を閲覧したところ、上記の文言が明記されていなかった。今後は、市の規定に従い、上記文言を仕様書において明記する必要がある。

【措置済事項】業務委託内訳書のひな型について

業務委託契約に関して、業務受託者は業務契約締結後、速やかに「業務委託内訳書」を業務委託者（八王子市）に対して提出しなければならない、とされている。「業務委託内訳書」とは、業務委託契約金額に関して、当該契約金額の費目別内訳を示したものである。

「業務委託内訳書」は平成 23 年度よりひな型が変更されており、一定の改善が認められる。特に、「@時間給」欄を設けたことは、業者選定の際に比較分析可能性の観点から一定の評価に値すると思われる。

しかし、平成 23 年 4 月 1 日付けで締結された防災行政無線保守点検委託契約に係る業務委託内訳書のひな型は、古い様式のものが使用されていた。

当該業務については、その特殊性から競争入札ではなく随意契約によっている。従って、業者との価格交渉については十分慎重に対応していくことが望まれる。

なお、本報告書提出日現在、委託契約に関する業務委託内訳書が新様式に変更されていることを確認した。

【意見 1】機構点検のスケジュールについて

市で作成している管理資料を閲覧したところ、防災無線を設置してから相当年数が経過しているにも関わらず、機構点検を実施していないものが散見された。例えば、設置後 20 年経過しているにも拘わらず、未だ機構点検を実施していないものが 60 台以上あるものと認められた。

直近の数年で相応数の防災無線の機構点検は実施されてきており、既に一定の改善は認められるが、今後はより計画的に点検スケジュールを管理・運用していくことが望まれる。

【意見 2】 機構点検結果のフィードバックについて

市は委託業者から、機構点検作業結果について以下の優先度に関するランクが付された報告書を入手している。そのランク付けの概要は、以下のとおりである。

- A : 要修繕
- B : 修繕が必要
- C : 可能であれば修繕
- D : 機器異常なし状況監視

しかし、直近の結果報告における A ランクの 2 か所については、現時点では特に修繕作業が行われていなかった。防災行政無線の修繕作業自体は毎年相応数のものが行われているが、その修繕対象となる子局が、上記報告書での報告結果と整合していない状況が認められる。

実際の修繕作業は、上記報告結果よりも無線から流れる音声聞こえづらい等の市民からの要望を優先して行っているのが現状である。市民の声に対して即座に対応する観点からは、そのような現状は止むを得ないものと思われる。ただし、年次の定期点検業務を業者に委託している限り、当該業者から入手した情報についても一定の優先付けをした対応を行わないと、定期点検を業者に委託していること自体の実施意義が損なわれる恐れがある。

点検業務の結果報告書を入手後、修繕計画書を作成するなど確実かつ有効に実際の修繕業務にフィードバックできるような運用体制づくりが望まれる。

【意見 3】 機構点検とバッテリー交換業務の効率的な実施について

機構点検及びバッテリー交換業務は、両者ともに同一の特定業者に業務を委託している。その際には、同じ防災行政無線を対象にしているにも関わらず、それぞれ独自の作業工程に基づいて業務を行っている。

両業務において、毎年行われている作業対象箇所は、概ね

- バッテリー交換 : 140 箇所/年
- 機構点検 : 40 箇所/年

程度であるため、両作業を完全に同一の工程（同一の作業対象箇所）で行うことは出来ないが、

- ・ 機構点検の際には、バッテリー交換も併せて実施する。
- ・ バッテリー交換のみの作業でなく、より簡易な機構点検も併せて実施する。

など、両業務を上手く組み合わせることで、より経済的、効果的な作業が実現できるものとする。

【意見 4】管理運用規程の運用状況について

防災行政無線の管理については、別途定められた「八王子市防災行政無線局管理運用規程」に基づいて実施される。

具体的には、以下のような事項が定められている。

- (1) 定期的な保守点検の実施
 - ・ 毎日点検（所定の通信取扱責任者または管理者が実施）
 - ・ 毎月点検（所定の管理責任者が実施）
 - ・ 年点検（所定の総括管理者が実施）
- (2) 予備装置及び予備電源
 - ・ 毎月 2 回以上その装置を使用し、その機能を確認する
- (3) 通信訓練
 - ・ 総合防災訓練に併せた総合通信訓練
 - ・ 定期通信訓練（固定系：毎四半期ごと、移動系：毎月 1 回）
- (4) 研修
 - ・ 総括管理者が、毎年 1 回以上、通信取扱者に対して関連法令、管理運用細則無線機の取扱要領等の研修を行う

例えば、毎日夕方に全ての防災行政無線から童謡「夕焼け小焼け」を流しているが、これは上記でいう毎日点検の一環で試運転をしている趣旨でもある。

上記の管理運用規程に定められた項目の実施状況を検討したところ、一部の項目についてその実施状況が不明瞭であったり、そもそもの管理運用規程に記載された内容自体が実態に即していないと思われるものがあつた。近年において、防災行政無線の整備状況の充実及び運用管理の徹底化を図っている傾向が見受けられるが、そのような実態と管理運用規程の内容が乖離している部分があるように思われる。

行うべき管理方法等を現状の実態に即した形で整理した上で、「八王子市防災行政無線局管理運用規程」の見直しを行い、規程と実務の整合を図る必要があるものと考ええる。

（4）特設公衆電話整備について**【概要 1】特設公衆電話の設置状況**

特設公衆電話とは、大規模災害が発生した際に NTT が被災地の避難所に臨時に設置する公衆電話のことである。原則として、誰でも無料で使用することが出来る。なお、「公衆電話」という名前が使用されているが、設置されるのは街頭に設置してあるような公衆電話ではなく、一般の卓上用電話機である。

なお、平成 16 年の新潟県中越地震発生時には、129 か所の避難所に合計 378 台の特設公衆電話が設置された。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

八王子市においても、災害時における情報通信設備の充実さを図るため、避難所として指定している市立小・中学校、市民センター全 126 か所に特設公衆電話を設置することを意図している。現時点では、市内周辺駅近辺避難所 50 か所に設置している。なお、1 か所につき 5 回線を引いているため、現時点では、50 か所×5=250 回線の特設公衆電話が整備されていることになる。具体的には、特設公衆電話の端子盤が設置され、端子盤とつなぐ電話機 5 台は防災倉庫等に保管されることになる。

市では、未だ特設公衆電話が設置されていない残りの 76 か所(126 か所－50 か所)については、引き続き設置していくことを予定している。

平成 24 年 10 月末時点での近隣市の設置状況は以下のとおりである。

市	設置数	備考
武蔵野市	18 か所	
多摩市	30 か所	
稲城市	42 か所	
福生市	3 か所	
町田市	1 か所	平成 24 年度に 8 か所追加設置予定
日野市	－	平成 24 年度に 19 か所設置予定
国立市	－	平成 25 年度に 25 か所設置予定
あきる野市	－	平成 25 年度に 6 か所設置予定

上記の他に、特設公衆電話について特に対応を予定していない市もあることを踏まえると、当該事業に関しては八王子市は近隣市町村のなかでは比較的良好な対応状況であるといえることができる。

《特設公衆電話の端子箱外観》



《特設公衆電話セット後》



【概要 2】特殊公衆電話設置の委託業務

特殊公衆電話の設置のために、別途、機器収納箱の設置及び引込配管等の工事が必要となるため、当該 50 か所について指名競争入札による外部委託を行っている。それ以外の工事（公衆電話線の設置作業等）は、NTT が自らの負担で実施している。

上記機器収納箱の設置及び引込配管等の工事については、市内の関連業者への委託業務により行われており、当該委託業務は単価契約によっている。単価契約である理由は、特設公衆電話の設置場所によって工事金額が僅かではあるが変動するためである。50 か所に関して、その僅かな金額変動を織り込んで契約するのは煩雑かつ非効率的であるため、建築課にて設定した 2 つの標準工事（特設公衆電話が屋外になるケースと、室内にあるケース）の仕様に基づき、2 種の単価契約を行っている。

また、当該委託契約は、結果として 2 者（1 者当たり 25 か所）と締結している。これは、作業完了までのスケジュールの観点から、1 者のみに委託すると時間がかかりすぎるため、2 つに作業を等分して 2 者に業務委託を行ったものである。具体的には、複数の業者に対して見積りを入手し、金額の低い上位 2 者に対して業務委託を行っている。

【意見】今後の設置スケジュールの明確化について

現状において、特殊公衆電話は市内周辺駅近辺避難所に 50 か所（250 回線）設置されており、近隣都市の設置状況との比較では、その設置数については一定の評価ができるものと考えられる。しかし、市は、避難所として指定している市立小・中学校、市民センターの全てに特設公衆電話を設置することを目標としており、現状は未だ計画の途中段階である。

今後の設置予定に関しては、その時々他の業務や予算の兼ね合いもあり、明確なスケジュールがたっていない。防災関連業務の性質上、その優先順位付けについては非常に困難ではあるが、早期に残りの 76 か所に設置することが望まれる。

7. 水防対策に係る事業について

【概要】防災課が行う水防対策事業の概要

水防法に基づく水防管理団体として、水害から市民の生命と財産を守ることが義務付けられている。

具体的に、水防法に対応するために防災課が行っている業務は、

- ・ 水防法第 9 条に伴う「水防上注意を要する箇所」の管理
- ・ 水防法第 15 条に伴う「洪水ハザードマップ」の作成

の 2 つが中心となる業務である。

国及び東京都により、八王子市内では「水防上注意を要する箇所」として 59 か所が指定されている（東京都ホームページより）。これについて、防災課は国や都が主

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

催して年次で開催される「京浜河川事務所 多摩川・鶴見川・相模川水防連絡会、災害情報協議会」や「南多摩西部建設事務所水防連絡会」への参加等を通じて情報収集し対応している。

また、「洪水ハザードマップ」については、直近では平成 20 年度に更新作業を行い、市内全戸に配布を行っている。今後も、必要に応じて見直しを行っていく予定である。

当該事業に係る防災課にて負担する主たる支出内容としては、以下の 3 つのものが挙げられる。

- ・ 水防訓練に関する費用
- ・ 土のう作製に関する費用
- ・ 消防団員の出場手当

水防訓練に関する費用は、具体的には、訓練会場の設営に関する委託業務や、訓練に使用する備品等の購入に関するものである。これらの費用については、複数の業者から見積書を入手し適正な見積合せを行い、業者選定を行っている。

土のう作製に関する費用は、具体的には、土のう袋の購入、土のう制作の委託業務である。土のう袋の購入については、契約課による見積合せによって購入先を決定している。また、土のう制作の委託については短期間で多人数を動員する必要性から、特定の建設業団体との随意契約によって行っている。

消防団員の出場手当については、各月毎に提出される出場報告に基づき、水防に関連するものについて、当該費目として計上している。

なお、消防団員の出場内容及び出場延人数は以下のとおりである。

平成 23 年 6 月	市・九方面合同水防訓練	72 人
平成 23 年 7 月	台風 6 号大雨洪水警報水防警戒	464 人
平成 23 年 9 月	台風 12 号及び 15 号特別警戒	765 人
平成 24 年 1 月	消火栓等除雪作業	316 人
平成 24 年 2 月	消火栓等除雪作業	183 人
合 計		1,800 人

八王子市消防団災害活動基準によれば、上記の出場については消防事業に係る出場回数の定数制は適用されておらず、出場人数に対し 2,500 円／日で支払われている。

【監査の結果】

「7. 水防対策に係る事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

8. 気象観測に係る事業について

(1) 観測装置の設置について

【概要】観測装置の設置状況

八王子市では、風水害による被害を最小限に抑えるために、独自の気象観測機器を設置することにより、より詳細な市内の気象情報を収集し、判断の一助としている。また、そのような気象情報を、ホームページ等を通じてリアルタイムで市民に提供することにより、市民サービスの向上を図っている。

具体的には、以下のような装置を整備している。

気象観測装置：1 台

広域雨量観測装置：7 台

気象観測装置は市役所に設置され、広域雨量観測装置は南大沢、館、高尾山口、宇津木、戸吹、上恩方、上川に設置されている。

上記装置の保守点検業務は、当該装置の製作者である特定の業者との随意契約によって委託されている。

【監査の結果】

「(1) 観測装置の設置について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

(2) 防災気象情報提供について

【概要】防災気象情報提供の実施状況

気象情報をリアルタイムで市民に提供することにより、災害時の被害を最小限に抑え、また、気象情報、市内雨量情報など公開することにより、サービスの向上に努めている。具体的には、市のホームページのトップページに「防災気象情報」の表示があり、その箇所をクリックすることによって、八王子市の詳細な気象情報を得ることができる。当該サービスは、2010 年 11 月から開始され、全国的にみても地方自治体では非常に稀有なサービスであると思われる。

当該業務は、一般財団法人日本気象協会へ委託しており、事業の特殊性から随意契約となっている。

具体的なメニュー概要と平成 23 年度のアクセス数は以下のとおりである。なお、下記アクセス数は、業務委託先の日本気象協会からの報告書に基づくものである。

メニュー	年間アクセス数	月平均
今日の天気	12,935,611	1,077,967
お知らせ、気象月報	86,546	7,212
短期・週間予報	671,527	55,960
警報・注意報	170,892	14,241
市内雨量情報	465,094	38,757
地震情報	1,201,762	100,146
津波情報	40,972	3,414
台風情報	265,932	22,161
天気図	100,907	8,408
気象衛星	393,261	32,771
気象レーダー	373,836	31,153
県内アメダス	326,665	27,222
広域アメダス	64,225	5,352
アメダスランキング	102,600	8,550
落雷ポイント	575,163	47,930

【監査の結果】

「(2) 防災気象情報提供について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

9. 急傾斜地対策に係る事業について

【概要】急傾斜地対策事業の概要

当該事業は、東京都が主導して実施しているものである。山間の急傾斜地（がけ地）周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害の起こるおそれのある地域が拡大している中で、このような災害から国民の生命を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行された。この法律は、知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域において、有害行為の制限、崩壊防止工事の施行等、斜面崩壊を防止するための対策を推進するものである。崩壊防止工事は、当該急傾斜地の所有者等が施行することが困難または不適当と認められる場合、都道府県が施行するものとされている。

具体的には、都が認定した急傾斜地崩壊危険区域に対して、個別区域毎に八王子市と東京都との間で「急傾斜地崩壊防止工事の施行及び費用負担等に関する協定書」を締結している。協定書において、工事の施行は東京都が行い、八王子市が工事に要する費用総額の5%を負担（費用の95%を東京都が負担）することとされている。

これまで、以下の地域について当該工事を行っている。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

地 区 名	指 定 年 月 日	工事竣工期限
初 沢 地 区	平成 2 年 1 月 30 日	終了
大 和 田 地 区	平成 7 年 3 月 15 日	終了
初 沢 地 区 (2)	平成 10 年 12 月 2 日	終了
横 川 地 区	平成 13 年 1 月 16 日	終了
初 沢 地 区 (3)	平成 17 年 4 月 6 日	平成 27 年 3 月 15 日 (注)
南 浅 川 地 区	平成 21 年 3 月 9 日	平成 26 年 3 月 31 日

(注) 初沢地区については、急傾斜地が広範にわたるため、複数回にわたって急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

上記表の「初沢地区 (3)」については、これまで 3 回にわたって随時に対象エリア毎に協定書が締結された際の 3 回目を意味しており、複数の協定が同時進行の形式で工事が進捗している状況である。さらに、「初沢地区 (3)」は、その中で 3 回に分けて協定書が締結されており、表上の工事竣工期限は協定書上の枝番号でいう「初沢地区 (3) -3」のものである。なお、「初沢地区 (3) -2」の工事竣工期限は平成 24 年 3 月 31 日である。

急傾斜地崩壊危険区域の指定は東京都が行うが、その指定プロセスにおいては、八王子市防災課の方で、市民から受けた要望や通常業務の過程で認識した事実等をもとに、東京都に対して随時に情報提供を行っている。

【監査の結果】

「9. 急傾斜地対策に係る事業について」は、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第 3. 主な監査手続」を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

10. 協定書の締結について

【概要】協定書締結の関連事務

大規模災害発生時には、市内の各防災機関はもとより、近隣自治体や被災地外の自治体などとの応援・協力が不可欠である。

このことから、市は、近隣自治体や姉妹都市をはじめ、市内の民間団体などと各種の応援協定を結んでいる。今後も災害時に必要な応援協定などの締結を進めるとともに、ボランティアや市民団体などとの連繫・協力体制の整備を進めている。

協定書関連業務に関しては、防災課が主体となって行っているが、協定先や協定内容によっては担当所管課と共同で事務を行うことになる。

現時点で、八王子市が締結している協定書の概要は以下のとおりである。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

協定内容	主たる協定先	件数
＜医療＞		
医療救護活動	(社) 八王子医師会 等	5
医薬品の寄託	市内の病院	5
＜物品＞		
燃料の提供	東京都石油業協同組合八王子支部	1
食料品や日用品の供給	市内の市場や大手小売店 等	9
棺等葬祭用品の供給	八王子葬祭業協同組合	1
＜輸送＞		
車両提供や輸送業務	市内の運送関連団体	2
情報提供	国土交通省関東地方整備局 等	3
＜建設・作業＞		
緊急輸送路の確保	市内の自動車関連団体	2
応急給水業務	市内の管工事関連団体	2
応急対策業務（電気）	市内の電設関連団体	3
応急対策業務（ガス）	(社) 東京都 LP ガス協会八王子支部	1
応急対策業務（復旧全般）	市内の建設関連団体 等	10
＜サービス＞		
理容・美容・浴場利用	市内の関連団体	3
＜井戸水・飲料水＞		
飲料水の提供	市内の民間団体	2
井戸水の供給協力	市内の工場、学校法人 等	27
＜行政機関相互協力＞		(注)
郵便局	八王子市郵便局 等	1
近隣市との相互応援	都内 29 市町村	1
大規模災害時の相互応援	甲州街道サミット参加 12 市	1
多摩地区都営水道	東京都水道局、都内 24 市	1
姉妹都市等	川越市、日光市、苫小牧市	2
し尿の搬入・受入	東京都下水道局流域下水道本部	1
＜無線＞		
非常無線通信の協力	市内のアマチュア無線関連団体	4
地域防災無線局の設置	地域防災無線局設置場所	46
＜避難場所＞		
避難場所の施設利用 等	避難場所に指定された学校法人 等	20
二次避難所（障害者等）	市内の養護学校	6
二次避難所（民間施設）	八王子ホテル旅館組合 等	2

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

協定内容	主たる協定先	件数
＜その他＞		
ボランティア	市内の大学、消防署 等	5
施設利用	警視庁八王子警察署	1
帰宅困難者対応	JR 東日本八王子駅	1

（注）＜行政機関相互協力＞については、個別協定ではなく、共同でひとつの協定書を締結しているケースがあるため、上記表上の件数は少なくなる。

なお、上記協定については、毎年必要に応じて新規締結が行われている。例えば、平成 24 年 1 月から現時点までに締結されている新たな協定は以下の 5 件である。

協定名	協定先	協定締結日
避難住民に対する美容サービス業務の提供に関する協定	東京都美容生活衛生同業組合八王子支部	3 月 8 日
地震災害時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道(株)八王子支社八王子駅	3 月 15 日
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社クリエイトエス・ディー（食料品、生活必需品、医薬品等）	7 月 12 日
災害時における物資の供給協力に関する協定	生活協同組合コープとうきょう	9 月 13 日
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社三和	10 月 1 日

【意見】協定書の管理方法について

協定書の管理・保管状態を検証したところ、以下のようなものが散見された。

- ・ 原本等の所在が即座に判明しないもの
- ・ 協定書が古い（例えば、30 年以上前に締結）が、その後において特に見直しの必要性の検討がなされていないもの

災害対策に係る協定書は、上記のように非常に多岐にわたるため、その全体的な管理についてはかなりの煩雑さが伴うことになると思われる。また、その協定書を締結する範囲や締結先の網羅性に関しても、同様である。例えば、八王子市地域防災計画の項目と照らして見ると、少なくとも

- ・ 電話、インターネット等の通信の対応関連
- ・ 外国人への対策関連
- ・ 帰宅困難者対応における私鉄やバス等の交通関連

については、追加的に協定を締結することを検討しても良いように思われる。

案件によっては、災害対策の所管課である防災課よりも、別の所管課の方が、事

務手続きやその維持管理を行うにあたっては望ましい場合もある。その場合でも、最終的な管理主体となる防災課が全体を取りまとめ、協定書の一元管理を行う必要がある。

現在、防災課の方で協定書の棚卸作業を実施中のことであるが、少なくとも、現状作成している管理一覧表に、締結年月日・担当所管課（協定書の原本保管場所を含む）の情報を追加した上で、協定書を全般的に取りまとめコントロールをする必要があると考える。

加えて、定期的に棚卸を実施し、必要な協定先の網羅性や協定内容のアップデートの観点を中心とした体系的な管理体制を構築する必要があるものとする。

第4．消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

1．生活安全対策事業

(1) 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しについて

【概要】「八王子市安全・安心まちづくり指針」の策定・修正について

平成16年11月に策定された、「八王子市安全・安心まちづくり指針」は、策定時の起案書では、「指針に基づく対策実施期間」として、策定から概ね3年間程度とし、期間経過後見直しを行うことになっている。

しかし、暮らしの安全安心課の担当者に質問をしたところ、職員による検討は行っているものの、特段見直しの必要性がなかったため、検討結果の文書は残していないとのことであった。

【意見】「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しの必要性について

「八王子市安全・安心まちづくり指針」策定直後の平成17年3月末時点と平成24年3月末時点での人口及び65歳以上人口は以下のとおりである。

～八王子市ホームページ-住民基本台帳八王子市町丁別年齢別人口より～

	人 口	左記のうち、65歳以上の人口
平成17年3月末	533千人	89千人
平成24年3月末	553千人	119千人

八王子市は、平成17年から平成24年までに、人口が約2万人増加しており、65歳以上の高齢者人口については約3万人も増加している。また、「八王子市安全・安心まちづくり指針」の基本理念を踏まえ、策定から7年余経過していることを考えると、検討結果の文書が残されていない以上、特段見直しの必要性がなかったという判断に疑念も生じてしまう。そのため、見直しの検討結果については、文書を残すべきである。

(2) 委託事業について（生活安全・安心指導員業務）

① 安全パトロールカー管理について

【概要】安全パトロールカーの交換方針と現状

委託業者が市内全域パトロールで使用する安全パトロールカーは、八王子市が所有し、管理を行っている。暮らしの安全安心課では、以下のいずれかの条件にあてはまる場合を一定の目途として、車両の交換を行う方針としている。

- ・ 総走行距離 160,000 km
- ・ 運行年数 5年

八王子市での安全パトロールカーの運行履歴は、以下のとおりである。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

(平成 24 年 6 月 27 日時点)

	(旧) 1号車	2号車	(旧) 3号車	4号車	5号車	6号車	7号車
納車経緯	現金寄付	現物寄付	現物寄付	現金寄付	購入	購入	購入
納車時期	平成16年 8月	平成18年 2月	平成18年 2月	平成18年 7月	平成22年 3月	平成22年 9月	平成23年 12月
購入額 (千円)	1,000	—	—	1,150	1,506	1,473	1,473
車両 ナンバー	八王子 50 な 1508	八王子 480 あ 7958	八王子 480 あ 7959	八王子 580 え 2429	八王子 580 そ 2931	八王子 580 た 4873	八王子 580 つ 9100
市管理番号	A-123	A0132	A0133	A0145	A0238	A0256	A0261
運行状況	運行終了 平成22年 9月16日	パトロー ル従事中	運行終了 平成22年 9月16日	パトロー ル従事中 (予備)	パトロー ル従事中	パトロー ル従事中	パトロー ル従事中
ドライブ レコーダー	なし	なし	なし	あり	あり	あり	あり
総走行距離 (km)	160,244	164,781	148,227	142,110	53,098	40,518	3,481

平成 23 年度の車両交換実績及び平成 24 年度以降の車両交換予定は、以下のとおりである。

- ・ 平成 23 年度 3 号車 (7 号車購入)
- ・ 平成 24 年度 なし
- ・ 平成 25 年度 4 号車
- ・ 平成 26 年度 2 号車
- ・ 平成 27 年度 5 号車

平成 23 年度において、2 号車は交換条件に該当しているが交換していない。これについて暮らしの安全安心課の担当者へ質問したところ、2 号車は、平成 19 年にメーカーリコールによるエンジン交換、また、平成 22 年にミッション交換を行ったため、車両の状況としては比較的良好であり、他の車両と比べて交換の優先度が低かったとのことである。

また、平成 23 年度において、4 号車は運行年数 5 年という交換条件に該当しているが、総走行距離が 160,000 キロメートルに満たないため予備車両として使用している。

【意見】車両の交換方法について

安全パトロールカー（車両）の交換については、暮らしの安全安心課において交換方針（【概要】173 頁に記載）を保有しているが、車両交換の判断は個々の車両状態によって行っている。個々の車両が交換条件に該当したにも関わらず車両を交換できなかった場合、車両の劣化に伴う故障等により、市内全域パトロールの運用を妨げる可能性が高い。

安全安心のまちづくりを目指して市内全域のパトロールを実施するためには、パトロールカーの維持管理は必須である。定期的修理により維持は可能であるが、長期的視点で見た場合、車両の交換は不可欠であり、定期的・計画的に車両の交換を行うためには、暮らしの安全安心課だけが車両の交換方針を保有しているのではなく、市全体に対し交換の重要性や必要性を積極的に明示し、安全な運行が可能な車両交換の体制づくりを推し進めることが望まれる。そのような適切な車両交換の体制の整備と運用が、市内全域パトロールの効果的な運用の確保と安全パトロールカーの適正な管理につながる。

② 委託業者の管理について**【概要 1】委託業者に対する監督責任について**

一般的に、委託業務において、委託者が設定した委託目的の達成の可否は、受託者の業務の遂行にかかっており、委託者は、受託者が委託目的を達成するために効果的かつ効率的な活動をしているか否かについて、監督機能を十分に発揮しなければならない。

そのため、八王子市は、委託業者への監督機能を重視している。具体的には、委託業者への制服の着用、安全パトロールカーへのドライブレコーダーの搭載、GPS 機能付き携帯電話での監視などにより委託業者を監督している。

他市において、委託業者が夜間パトロールの巡回時間を短縮していたことにより、委託契約を解除した事例が発生した。これを受け、八王子市では、監督機能強化を目的とした GPS 機能付き携帯電話での監視方法について、平成 23 年 12 月 19 日に決裁された起案書にて以下のような取り決めをしている。

対象	・パトロール業務に従事する全車両。
確認頻度	・原則週 1 回とし、休日や年末年始を考慮し、年間 48 回程度となるよう調整する（様式 1）。 ・市民から通報、財務部管財課守衛からパトロールの運行に関する通報や連絡があった際などは、状況に応じて単発的ないし短期間集中的に行う（様式 2）。 ・業務終了時刻の確認（様式 3）
方法	・パトロール業務終了後に提出する業務報告書と GPS を用いた位置情報デ

	ータとの照合。
確認項目	・業務報告書に記載の巡回区域と時間帯が位置情報データと一致しているか。 ・住宅地内を細かく巡回していることが位置情報データで確認できるか。
確認後の取り扱い	・担当者は様式1ないし様式2の所定欄に確認対象の日付及び照合の結果を記入する。 ・様式1は毎月最終週の確認が終了したら所属長の確認印を受ける。様式2を使用の際は、単件の場合はその都度、その他の場合は状況に応じて所属長の確認印を受ける。 ・例えば、車両の不具合や荒天等の正当な事由がないにも関わらず業務を切り上げての中断、業務に必要な地域への立ち入りがある、防犯指導や停車警戒等業務上の理由がなく20分以上の移動がないなど、市のパトロール運行として不適切な状況があれば、委託先警備会社担当者に連絡し、事実関係を調査の上、報告に加え必要に応じ適切な措置を講じるよう求める。

しかしながら、GPS機能付き携帯電話を用いた委託業者への監視活動について、暮らしの安全安心課の担当者に質問をしたところ、実務的には上記の方法では監視範囲が膨大なため、業務終了時刻の確認はできているものの、起案書での取り決め通りに運用するのは困難とのことである。

【概要2】委託業者に対する指導等の文書化について

八王子市は、委託業者が重要な業務違反や善管注意義務違反等を犯した場合には、違反内容等についての協議を行い、委託業者から顛末書を入手している。平成23年度の業務に関して、委託業者から市に提出された顛末書は、以下のとおりである。

No	日付	内容
1	平成23年4月8日	平成23年4月6日午後4時15分頃に発生した事故の内容及びパトロール担当者の虚偽報告（ドライブレコーダーでの検証による発覚）について。
2	平成23年4月25日	平成23年4月20日午後1時30分頃に発生した事故の内容及びパトロール担当者の免許証不携帯について。
3	平成23年5月16日	平成23年5月12日午前0時50分頃に発生した事故の内容について。

また、市が委託業者へ提供する犯罪発生情報及び天候情報等や委託業者担当者の軽微な誤りに対する注意は、書面ではなく口頭により行われている。

【意見 1】車両の整備について（ドライブレコーダー）

市内全域パトロールは、5 台の安全パトロールカーで運用されており、2 号車、5 号車、6 号車及び 7 号車を運用車、4 号車を予備車としている。【概要 1】（175 頁）で記述したように、市は委託者に対する監視機能を充実するために、平成 22 年 3 月にパトロールカーにドライブレコーダーを搭載することになったが、2 号車に関しては、ドライブレコーダーが搭載されていない。

そのため、2 号車で事故等が発生した場合、暮らしの安全安心課は、ドライブレコーダーでの事後検証を行うことができない。例えば、平成 23 年 4 月 6 日に発生した委託業者による物損事故（5 号車）においては、ドライブレコーダーによって事故発生事実が明確となっている。

委託業者が起こした事故等に係る事後的な検証及び委託業者への牽制機能の発揮のためにも、全車両にドライブレコーダーを搭載することが望ましい。

【意見 2】委託業者の業務の監視について（GPS 機能付き携帯電話）

GPS 機能付き携帯電話を用いた委託業者への監視活動については、監視方法等は起案書で取り決められているが事務処理要綱等がなく、また、検証範囲が膨大であり、検証作業を継続することが実務的に困難であるため、暮らしの安全安心課の担当者が行う作業として十分には確立されていない。

そのため、現状の監視方法のままでは、他市において発生した委託契約解除事例と同様の事例が八王子市で発生した場合に、十分な監督機能を発揮できない可能性がある。

委託業者へ効果的かつ効率的な監視活動を確立させるためにも、事務処理要綱等を整備し、暮らしの安全安心課の担当者が継続可能な監視方法を定めることが望ましい。

【意見 3】委託者としての業務記録の管理について

市は、委託業者が犯した重大な業務違反や善管注意義務違反等について、委託業者から入手した顛末書により、記録の管理が可能である。しかし、口頭により行われる事項については、注意内容を文書等で残していないため、記録の管理ができない状況にある。

当該事項の記録は、委託業者への注意機能を発揮するために必要なだけでなく、それら事項が事件等の発生につながった場合に、市民への注意義務遵守の証明や今後のパトロール活動に役立つ情報にもなる。そのため、提供した情報や軽微な誤りに対する注意事項の概要を内部文書として残すことが望ましい。

(3) 防犯カメラ維持管理経費補助金について

【概要】防犯カメラ維持管理活動

民間団体が JR 八王子駅北口周辺のつきまとい勧誘行為防止区域周辺に設置した防犯カメラは、地元町会や商店街等の賛同を得て、平成 16 年 2 月 5 日から稼働しており、八王子市は、稼働に合わせて補助金の交付を開始している。なお、稼働時期は、18 台の防犯カメラのうち、①から⑮（41 頁図 3）までの 15 台が平成 16 年 2 月 5 日、⑯から⑳（41 頁図 3）までの 3 台が平成 19 年 4 月 1 日である。

市が補助金を交付している民間団体では、管理運用委員会（八王子駅北口周辺防犯カメラシステム管理運用委員会）を設置しており、暮らしの安全安心課は、当該委員会の事務局として参加している。

管理運用委員会は、管理運用規定（八王子ビル連合会防犯カメラシステム管理運用規定）に基づき、防犯カメラシステムの設置及び管理運営を図るために設置されたものである。また、管理運用規定は、JR 八王子駅北口周辺での犯罪予防と健全で賑わいのあるまちづくりに資するために設置する防犯カメラシステムに関し、個人のプライバシーを侵害することのないように、管理運用について必要な事項を定めることを目的として策定されたものである。

管理運用委員会の設置当初からの開催状況は、以下のとおりである。

回	開催日	主な決定事項
1	平成 16 年 1 月 30 日	管理運用規定及び管理運用委員会規程の承認、管理運用委員の選任
2	平成 16 年 3 月 4 日	管理運用規程の一部変更
3	平成 16 年 4 月 12 日	管理運用規程の一部変更
4	平成 17 年 6 月 1 日	平成 16 年度の録画記録等の情報提供状況
5	平成 17 年 10 月 25 日	ハードディスクの増設
6	平成 18 年 3 月 27 日	防犯カメラの増設（3 台）
7	平成 19 年 5 月 29 日	管理運用規程の一部変更、年 1 回の管理運用委員会の開催（外部への情報提供状況報告の定期的実施）
8	平成 21 年 3 月 24 日	管理運用委員会会長の変更、カメラ 15 台の更新、外部への情報提供状況報告
9	平成 22 年 7 月 8 日	カメラ No. ⑭の位置変更、システム変更
10	平成 24 年 10 月 29 日	管理運用委員の任期等の確認、市からの補助金交付実績についての報告及び平成 25 年度以降の補助金の方向性、捜査機関への情報提供に係る委員の署名方法

【意見】 防犯カメラ維持管理経費補助金の交付者としての関与について

第 7 回開催の管理運用委員会では、警察・消防その他公共機関等からの要請により開示する録画記録の情報提供状況を定期的に報告するために、原則として年 1 回の管理運用委員会の開催を決定している。しかし、平成 21 年度及び平成 23 年度（第 7 回から第 8 回及び第 9 回から第 10 回までの期間）は委員会が長期にわたって開催されていない。

八王子市は、防犯カメラ維持管理経費補助金の交付者として、委員会の開催を継続的に呼び掛けるなど防犯カメラ設置団体への関与度合を高めることが望まれる。

（４）生活安全対策協議会について

【概要】 生活安全対策協議会の役割

生活安全対策協議会は、市長の附属機関として市民生活の安全に関する情報を共有し、施策の実施に関して必要な事項を協議するものであり、八王子市生活の安全・安心に関する条例第 10 条で定められている。

生活安全対策協議会の役割は次のようなものがある。

- ・ 八王子駅周辺でのつきまとい勧誘行為や置き看板等放置行為対策に対し、意見を述べること
- ・ 各委員の立場で防犯に関する情報を共有し、意見交換を行うこと
- ・ 今後の全市的な防犯施策を検討すること

生活安全対策協議会委員の構成及び任期については、公募による市民（2 人以内）、町会・自治会の代表者（1 人）、大学の学生（1 人）、商工業関連団体の代表者（2 人以内）、運輸事業者の代表者（2 人以内）、学識経験者（2 人以内）、防犯協会の代表者（3 人以内）、警察署の職員（3 人以内）、消防署の職員（1 人）、八王子市の職員（2 人以内）、市長が必要と認める者（1 人以内）、任期は 2 年（平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）となっており、八王子市生活の安全・安心に関する条例施行規則第 6 条で定められている。また、報酬は 12,000 円／回となっており、八王子市生活の安全・安心に関する条例附則及び非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例別表で定められている。

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

平成 23 年度の委員数は以下の 19 人となっている。

No	選 出 者
1	公募による市民
2	公募による市民
3	町会・自治会の代表者（八王子市町会自治会連合会）
4	大学の学生（八王子学生委員会）
5	商工業関連団体の代表者（八王子商工会議所）
6	商工業関連団体の代表者（八王子市商店会連合会）
7	運輸事業者の代表者（京王電鉄株式会社）
8	運輸事業者の代表者（東日本旅客鉄道株式会社八王子駅）
9	学識経験者
10	学識経験者（弁護士）
11	防犯協会の代表者（八王子防犯協会）
12	防犯協会の代表者（高尾防犯協会）
13	防犯協会の代表者（南大沢防犯協会）
14	警察署の職員（八王子警察署）
15	警察署の職員（高尾警察署）
16	警察署の職員（南大沢警察署）
17	消防署の職員（八王子消防署）
18	八王子市の職員（八王子市こども家庭部長）
19	八王子市の職員（八王子市学校教育部長）

【意見】生活安全対策協議会の開催について

生活安全対策協議会の議事録は、市のホームページで公開されており、平成 23 年度の開催状況は以下のとおりである。

第 15 回八王子市生活安全対策協議会	
日 時	平成 23 年 6 月 3 日、午後 2 時～3 時
出 席 委 員	16 人（うち、報酬の受け取りを辞退したのは 7 人）
欠 席 委 員	3 人
事 務 局	3 人（生活安全部長、生活安全部暮らしの安全安心課長、生活安全部暮らしの安全安心課主査）
議 題	(1) 会長及び副会長の選任について (2) 各委員の自己紹介及び事務局紹介 (3) 平成 22 年度生活安全対策事業実績報告について

	[主な報告] ・ つきまとい対策及び置き看板等対策の状況について ・ 重点区域の指定について ・ 八王子駅周辺の安全対策について (4) 平成 23 年度生活安全対策事業計画について (5) 各警察署管内の犯罪発生傾向と対策等について ・ 八王子・高尾・南大沢警察署からの報告 (6) その他
--	--

平成 23 年度の生活安全対策協議会は 1 回のみ、参加委員の人数は 16 人となっている。生活安全対策協議会委員は、多様な職種から選任されているため、年 1 回の開催のみでは委員会に参加することが困難な委員もあり、また、議事録の内容には、適時に対応すべき事項も含まれているため、年に複数回の定期的な開催を行うことが望まれる。

2. 生活相談事業について

【概要】相談窓口の案内

八王子市は、ホームページ上で相談窓口の案内をしている。専門相談は、「各種相談」、一般相談は、「各種相談」の「関連情報」の「市政に関する相談、市が関係しない民事的な相談について」にて公開されている。そのため、ホームページ上、一般相談は、あくまで専門相談の関連情報として位置づけられている。

【意見】一般相談業務に係る相談窓口の案内方法について

一般相談業務は、全体的・抽象的な民事上の問題について、暮らしの安全安心課の職員及び市民相談事務専門嘱託員が個別具体的な専門相談窓口を紹介するという機能だけではなく、職員及び市民相談事務専門嘱託員が自ら助言を行い問題を解決するためのアドバイス機能もあり、市民にとって必要性が高いため、相談件数及び利用者数が多い。

一般相談業務も専門相談業務と同様、ホームページ上の「各種相談」にて相談業務の一つとして取り扱い、全体的・抽象的なアドバイスを求める相談窓口を明確にすることで、市民は相談窓口をより円滑に利用することができ、一般相談業務の利用価値はさらに高まることが期待される。

3. 交通災害共済事業について

【概要】交通災害共済（ちょこっと共済）制度の実施

「ちょこっと共済」は、会員の相互扶助を目的として、東京市町村総合事務組合が運営し、都内全 39 市町村が共同で実施する事業である。「ちょこっと共済」の直近 3 年間の加入状況及び加入率は、以下のとおりである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
加入者数（人）	68,123	66,967	64,967
人口（人）	556,813	560,506	562,941
加入率	12.2%	11.9%	11.5%

平成 23 年度の施策評価シートによれば、交通事故で怪我をした人を安い掛け金（A コース 1,000 円、B コース 500 円）で救済できることと、市民のニーズが依然として高いことから、八王子市は、ちょこっと共済事業を引き続き実施していくこととしている。

【意見】制度への意見について

近年の加入者数の減少や民間保険の普及・充実などを理由に制度を廃止する地方自治体が増加している。「ちょこっと共済」を運営する東京市町村総合事務組合も同様の状況に直面しており、財政状況の悪化により、平成 21 年度には制度改正を行い、危機的状況を回避した経緯がある。また、平成 24 年 2 月に開催された、「東京市町村民交通災害共済事業のあり方及び事業実施の方針についての答申」においては、平成 21 年度の制度改正後 5 年経過を目安として（ただし、財政運営に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合にはすみやかに対応するとしている。）、「ちょこっと共済」の継続の可否を含めた検討を行うことを取り決めている。

このような状況を踏まえて、「ちょこっと共済」の加入者獲得のための活動は非常に重要であり、八王子市は、広報はちおうじやホームページでの情報公開、加入キャンペーンやポスター等による広告活動などを積極的に行っているが、依然として加入者数及び加入率は減少傾向にある。

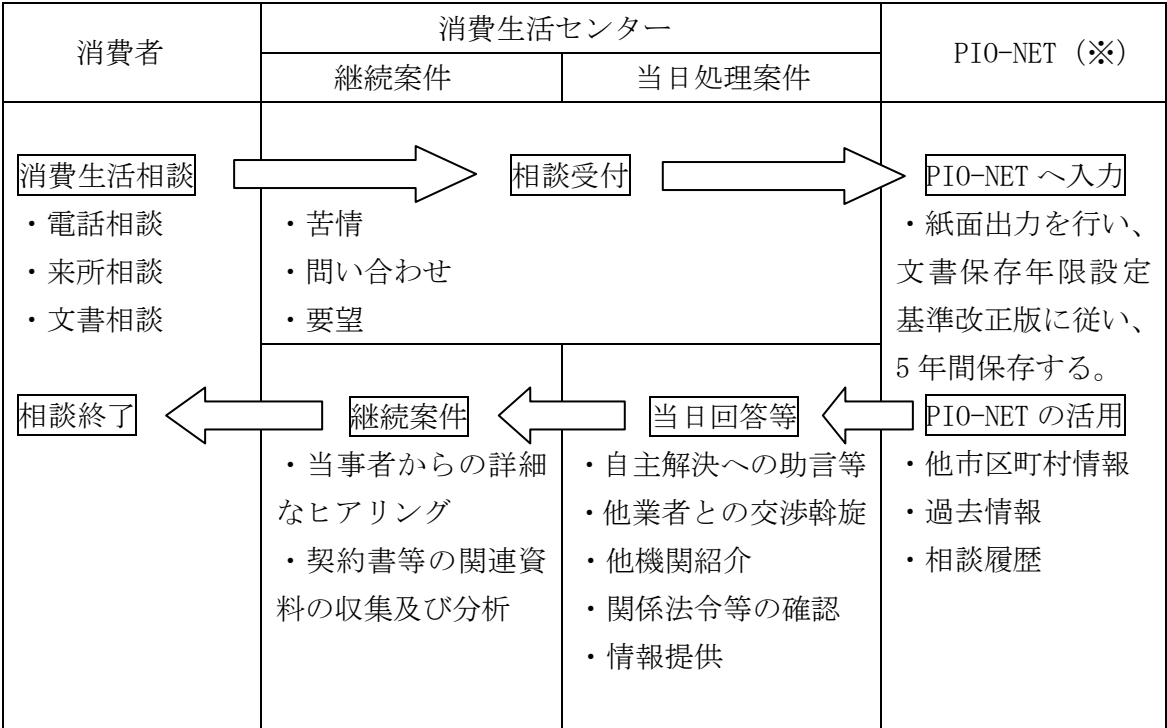
東京市町村総合事務組合の財政運営に大きな影響を及ぼし、「ちょこっと共済」の制度運営が行えなくなるような危機的状況を迎える前に、市は、東京市町村総合事務組合に対し、制度継続の可否も含めて積極的な意見を述べることを望まれる。

4. 消費生活対策事業について

（1）消費生活相談について

【概要 1】相談業務のフロー

消費生活相談の処理に関する手続きの流れは以下のとおりである。



※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムのことをいう。

【概要 2】市民の個人情報保護への意識

近年、経済社会の高度情報化、グローバル化、規制緩和等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題は一層多様化・複雑化している。特に、高齢者を中心とした詐欺や悪質商法等の被害は後を絶たず、消費生活センターに寄せられる相談件数も依然として多い状況である。

このような状況のなか、地方自治体や民間企業などによる個人情報の流出・悪用の問題も相次いでおり、市民の個人情報保護への意識は一層高まっているといえる。

【意見】消費生活相談に係る守秘義務について

市民の個人情報保護への意識は一層高まっているなか、八王子市は、個人情報保護制度の取り決めをホームページや広報はちおうじで公開しており、また、消費生活相談に関する個人情報の取り扱いについては、ホームページ上で以下のような記載をしている。

- ・ 消費生活相談に際して取得した個人情報は、事業者には契約内容を確認する等の相談処理のために利用します。
- ・ 寄せられた相談の情報は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-

NET) に登録・蓄積し、氏名、住所、電話番号等の特定個人を識別する情報を除いた、性別、年齢等の属性情報と相談概要情報は、今後の同種同様の相談処理に活用します。

- ・ 消費者教育や、普及啓発のための情報提供に活用します。

相談者は、個人情報が今後の相談処理のために活用されるということよりも、どのようにして相談内容が保護されるかのほうが関心が高く、また、個人情報の流出等をおそれている潜在的な相談者もいると考えられる。

このような観点から、相談者目線での個人情報の取り扱いをホームページ上で記載している地方自治体もある。このうち、国民生活センター及び他の地方自治体が設置している消費生活センター（以下、「他県 A」という。）がホームページ上で公開している個人情報の取り扱いは以下のとおりである。

国民生活センター	・ 相談を受け付けるにあたっては、円滑な相談処理を実施するために、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業をお聞きします。これらの情報（以下、「個人情報」という。）は、相談処理に利用し、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。提供いただいた各種書類は、原則として返却いたしませんのでご了承ください。 ・ 提供いただいた個人情報は、本人の同意なしに第三者に提供いたしません。ただし、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費生活センター等またはこれらに準じた権限や役割を有する機関から、個人情報の提供を求められた場合は、関係法令に反しない範囲において個人情報を提供することがあります。 ・ 提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料・相談事例として利用します。
他県 A	・ 相談を受けるにあたり、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業などお伺いすることがあります。来所による相談の場合は受付カードへの記入をお願いしています。 ・ 取得した個人情報は、あっせんや情報提供など、相談業務を円滑に行うために利用します。 ・ 相談を受けるにあたり取得した個人情報は、本人の同意を得ずに他の目的に利用したり、第三者に提供しません。 ・ 相談をお受けした際にご提供いただいた書類、資料などは、原則として返却いたしません。 ・ お受けした相談については、特定の個人が識別できる情報を除き、当センターにおいて統計処理を行ったり相談事例として利用します。また、裁判所、警察、弁護士会等から法令に基づく請求があった場合は、必要な情報を提供することがあります。

	・取得した個人情報のうち、氏名・住所等の個人識別情報を除き、性別・年齢等の属性情報を統計データとして全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）に登録・蓄積し、今後の同様な相談処理や情報提供に活用します。 ・お受けした相談内容等を記録したカードや関係書類は、当センターにて10年間保存の後、廃棄します。
--	--

八王子市においても、当然、上記事例に則した取扱いがされているものと理解できるが、市民への周知という観点から、相談者の潜在的要望をより意識した個人情報の取り扱いに係る周知方法を検討することが望まれる。

（２）消費生活保護対策事業のあり方について

【概要１】地方消費者行政活性化交付金の使途について（平成23年度）

平成23年度において、消費生活センターは、地方消費者行政活性化交付金の活用により様々な業務を行っているが、平成21年度から交付されていた地方消費者行政活性化交付金は、平成24年度で交付期間の終了となることが予定されている。なお、八王子市が消費者保護対策事業分として平成24年度に受領を予定している地方消費者行政活性化交付金は5,438千円であり、平成23年度に受領した地方消費者行政活性化交付金と比較すると、東京都内の市の中で最も受領額が減少する予定である。

平成23年度における、八王子市の消費生活保護対策事業の歳出（要約）と八王子市が受領した地方消費者行政活性化交付金の使途内訳（要約）は、以下のとおりである。

消費生活保護対策事業の歳出（要約）

（単位：千円）

内 容	金 額
相 談	21,797
普 及 ・ 啓 発 活 動 等	24,929
そ の 他	2,699
合 計	49,426

Ⅳ 監査結果の指摘及び意見

地方消費者行政活性化交付金の使途内訳（要約）

（単位：千円）

内 容	金 額
相談（相談員 1 名、弁護士への委託料）	3,563
普及・啓発活動等	23,875
その他	1,768
その他（職員課）	3,732
合 計	32,939

上記から、平成 23 年度の消費生活センターでの普及・啓発活動等のほとんどすべてについては、地方消費者行政活性化交付金を活用していることがわかる。

【概要 2】近隣の市との比較（平成 24 年度事業計画）

平成 24 年度の事業計画について、八王子市と同規模の予算である近隣の市との比較は以下のとおりである。

（単位：千円）

	八王子市	町田市	三鷹市	武蔵野市
相談	22,037 86.2%	20,473 79.4%	7,093 30.5%	11,466 51.4%
情報提供・消費者啓発	1,402 5.5%	2,658 10.3%	2,193 9.5%	2,588 11.6%
消費者教育	419 1.6%	1,048 4.1%	373 1.6%	850 3.8%
消費者活動支援	— —	— —	58 0.3%	204 0.9%
懇親会・協議会等	559 2.2%	550 2.1%	1,918 8.3%	— —
消費生活（物価）モニター	— —	— —	— —	200 0.9%
商品テスト	— —	— —	— —	— —
法規行政	7 0.0%	— —	— —	— —
物価・流通対策	— —	— —	— —	4,389 19.6%
リサイクル事業	— —	— —	— —	— —

	八王子市	町田市	三鷹市	武蔵野市
その他	1,163 4.5%	1,047 4.1%	11,562 49.8%	2,641 11.8%
計	25,587 100.0%	25,776 100.0%	23,197 100.0%	22,338 100.0%

八王子市と同規模の予算である近隣の市と比較すると、八王子市で平成24年度に予定されている普及・啓発活動等の占める割合が低いことがわかる。

【意見】交付期間終了後の課題について

八王子市が平成24年度に受領予定となっている地方消費者行政活性化交付金の額は、平成23年度の実受領額に比べて大幅に減少している。地方消費者行政活性化交付金の交付期間においては、主として、交付金が普及・啓発活動等の事業に充当されてきたが、受領額が縮小する平成24年度の予算では、普及・啓発活動等の占める割合が低くなっており、相談業務の占める割合が非常に高くなっている。また、地方消費者行政活性化交付金は平成24年度で交付期間が終了となることが予定されているため、現状の予算策定方針を鑑みると、普及・啓発活動等の占める割合の低さは今後変わらないと考えられる。

一方、八王子市は、消費者の自立支援を基本に、消費者の安全・安心な消費生活の実現を目的として、平成24年3月に「八王子市消費生活基本計画」を策定している。この「八王子市消費生活基本計画」では、相談業務だけでなく、普及・啓発活動等による消費者の自立支援も重要課題として掲げられている。

消費者が安全・安心な消費生活が送れるようにするためには、消費生活センターが、普及・啓発活動等を積極的に充実・強化していくことが重要であり、普及・啓発活動等を十分に行えないような状況では、消費者の自立支援を遂行できない可能性も考えられる。

そのため、地方消費者行政活性化交付金の交付期間の終了後において、消費者の自立支援を遂行するためには、以下のような活動の検討が必要と考えられる。

財源管理

- ・ 予算の確保、交付金の受領等により財源を確保する。
- ・ 市民への効果的な普及・啓発活動により、消費者トラブル防止を促し、全体的なコスト負担を削減する（消費生活相談による事後的解決活動の縮小）。

相談業務の質の確保

- ・ 相談員の処遇及び任用回数の制限（いわゆる「雇い止め」）防止等を継続する。
社団法人全国消費生活相談員協会が実施した会員実態調査報告書（平成23年

12 月) 等と照らしても、現状の八王子市における相談員の処遇等に問題はなく、相談業務の質を確保するために、相談員の処遇等をいかに維持できるかを検討する。

- ・ 相談員に対しての専門的研修への参加支援などにより、相談員の育成強化を継続する。

効果的かつ効率的な相談業務の実施

- ・ 常勤職員による積極的な研修の参加等により、相談業務に係る専門知識や経験の蓄積を促し、常勤職員が非常勤嘱託員とともに専門的知識を共有する。または、非常勤嘱託員が相談業務と事務処理も併用して行う。
- ・ 他の区市町村との連携により、同一案件の相談に係る解決を効果的かつ効率的に行う。具体的には、区市町村をまたがった研修・相談会などへの積極的な参加や呼びかけを行い、情報の受発信を行う。

消費者支援

- ・ 企業や学校等への呼びかけを行い、地域全体での消費者被害防止に関する教育活動を強化し、消費者の自立への支援を行う。特に、高齢化や格差の拡大等が進むなかで、社会的・経済的弱者が消費者トラブルに巻き込まれることを予防するような教育活動を実施する。
- ・ 市と消費者団体をはじめとする環境、福祉、産業等の団体が連携して商品テストの実施等を行い、市民への情報提供により消費者問題に関心をもってもらう。
- ・ 消費生活センターだけでなく、市の福祉・教育の担当部署、警察、防犯協会など、幅広い関係者が連携して、情報を共有し、消費者の見守りや啓発を行う。

その他

- ・ 関連他部署等との連携を強化する。例えば、高齢者被害に関する事項は高齢者支援課、青少年に関する事項は子ども家庭支援センターや児童青少年課、食品・医療に関する事項は保健所や保健センターと連携し、市全体で消費者問題に取り組み、解決に向けた体制づくりを行う。